○職員の給与に関する条例

昭和二十六年三月二十七日 福島県条例第九号 改正 昭和二六年六月一二日条例第四六号 昭和二六年九月一〇日条例第六一号 昭和二六年一二月二二日条例第九○号 昭和二七年三月三〇日条例第一一号 昭和二七年六月一九日条例第五七号 昭和二七年八月二七日条例第六六号 昭和二七年八月三〇日条例第七八号 昭和二七年一二月二五日条例第一○○号 昭和二八年三月一七日条例第一号 昭和二八年一〇月一二日条例第三六号 昭和二八年一二月三〇日条例第四八号 昭和二八年一二月三〇日条例第四九号 昭和二九年四月一日条例第三〇号 昭和二九年七月一一日条例第六四号 昭和二九年一〇月一五日条例第八四号 昭和三一年三月三一日条例第一三号 昭和三一年四月一日条例第二六号 昭和三一年一二月二五日条例第六八号 昭和三二年一月一〇日条例第一号 昭和三二年一〇月一六日条例第四六号 昭和三二年一二月二四日条例第六一号 昭和三三年八月一日条例第五三号 昭和三三年一〇月二八日条例第七三号 昭和三四年一月六日条例第一号 昭和三四年六月一三日条例第一五号 昭和三四年一〇月一七日条例第二六号 昭和三五年六月一四日条例第二三号 昭和三五年一〇月一〇日条例第三一号

昭和三五年一二月二六日条例第五一号 昭和三六年三月三一日条例第三号 昭和三六年七月二五日条例第二二号 昭和三六年一〇月六日条例第三四号 昭和三六年一二月二五日条例第四二号 昭和三八年一月一〇日条例第一号 昭和三八年三月一五日条例第五号 昭和三八年一〇月二五日条例第三六号 昭和三八年一二月二五日条例第四三号 昭和三九年八月二五日条例第一〇八号 昭和三九年一二月二五日条例第一二三号 昭和四〇年一二月二八日条例第八一号 昭和四一年一二月二二日条例第八○号 昭和四二年一二月二二日条例第四三号 昭和四三年一二月二〇日条例第四五号 昭和四四年三月二〇日条例第三号 昭和四四年一二月一〇日条例第六一号 昭和四五年七月一五日条例第三九号 昭和四五年一二月二二日条例第五六号 昭和四六年三月二〇日条例第三号 昭和四六年一二月二〇日条例第六一号 昭和四七年七月二一日条例第三四号 昭和四七年一二月二五日条例第五六号 昭和四八年四月二六日条例第三九号 昭和四八年七月二〇日条例第四五号 昭和四八年一〇月一八日条例第五五号 昭和四九年三月三〇日条例第四三号 昭和四九年六月一七日条例第四八号 昭和四九年七月二五日条例第五二号 昭和四九年一二月二四日条例第七七号 昭和五〇年三月三一日条例第三一号

昭和五〇年七月一五日条例第三四号 昭和五一年一月六日条例第一号 昭和五一年七月二三日条例第四七号 昭和五一年一二月二四日条例第六○号 昭和五二年一二月二二日条例第五〇号 昭和五三年三月三〇日条例第八号 昭和五三年七月一四日条例第四四号 昭和五三年一二月二三日条例第六二号 昭和五四年一二月二四日条例第四八号 昭和五五年一二月二三日条例第五一号 昭和五六年三月一六日条例第一号 昭和五六年一〇月一三日条例第四二号 昭和五六年一二月二一日条例第四九号 昭和五七年六月一日条例第四二号 昭和五七年七月一三日条例第四五号 昭和五八年一二月二三日条例第四三号 昭和五九年一二月二五日条例第五八号 昭和六〇年一二月二五日条例第五二号 昭和六一年三月二五日条例第六号 昭和六一年七月二五日条例第四○号 昭和六一年一二月二三日条例第六八号 昭和六二年一二月二二日条例第六四号 昭和六三年三月二二日条例第五号 昭和六三年一二月二〇日条例第五六号 平成元年三月三〇日条例第九号 平成元年一二月二六日条例第八二号 平成二年一二月二一日条例第四八号 平成三年一二月二五日条例第七一号 平成四年三月二四日条例第八号 平成四年七月七日条例第七一号 平成四年一二月二二日条例第九一号

平成五年三月二三日条例第四号 平成五年一二月二四日条例第五八号 平成六年一二月二二日条例第八二号 平成七年三月一七日条例第二号 平成七年七月一一日条例第五○号 平成七年一二月二二日条例第六九号 平成八年一二月二四日条例第三六号 平成九年三月二五日条例第三号 平成九年一〇月一七日条例第六二号 平成九年一二月二四日条例第七三号 平成一○年一二月二二日条例第五九号 平成一一年一二月二四日条例第五一号 平成一二年一二月二二日条例第一九二号 平成一三年三月二七日条例第一号 平成一三年一二月二五日条例第七三号 平成一四年三月二六日条例第二号 平成一四年一〇月一八日条例第八五号 平成一四年一二月二四日条例第一○二号 平成一五年一一月二八日条例第八二号 平成一五年一二月二六日条例第九八号 平成一六年三月二六日条例第七号 平成一六年一〇月七日条例第六五号 平成一六年一二月二四日条例第八二号 平成一七年三月二五日条例第八号 平成一七年一一月二九日条例第一二八号 平成一八年三月二二日条例第五九号 平成一八年一一月三○日条例第一○一号 平成一九年三月二〇日条例第七号 平成一九年一〇月一六日条例第七〇号 平成二〇年三月一一日条例第二号 平成二○年一一月二七日条例第七六号

平成二〇年一二月二四日条例第八一号 平成二一年三月二四日条例第一○号 平成二一年五月二九日条例第六二号 平成二一年一一月二七日条例第九五号 平成二一年一二月二五日条例第一○四号 平成二二年三月二三日条例第三号 平成二二年七月六日条例第四一号 平成二二年一一月三〇日条例第五八号 平成二三年三月一八日条例第六号 平成二三年七月一二日条例第七○号 平成二三年一二月二八日条例第九一号 平成二五年三月二六日条例第八号 平成二五年七月九日条例第五四号 平成二五年一二月二〇日条例第七三号 平成二六年一二月二四日条例第一一三号 平成二七年三月二四日条例第一一号 平成二七年一二月二八日条例第一一○号 平成二八年三月一一日条例第二号 平成二八年一二月二六日条例第八五号 平成二九年三月二四日条例第六号 平成二九年一二月二六日条例第一三二号 平成三〇年七月一三日条例第五八号 平成三○年一二月二五日条例第九八号 令和元年一〇月八日条例第二三号 令和元年一〇月八日条例第二五号 令和元年一二月二七日条例第六八号 令和二年一一月三○日条例第五七号 令和三年三月二三日条例第五号 令和三年一一月三○日条例第八六号 令和四年三月二五日条例第一号 令和四年一二月二三日条例第五三号 職員の給与に関する条例を県議会の議決を経て次のように定める。

職員の給与に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。) 第二十四条第五項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(昭二七条例――・平二三条例九一・平二八条例二・一部改正)

(給料)

- 第二条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福島県条例第四号。以下「勤務時間条例」という。)第八条の二に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第十一条の三の規定による手当を含む。第十六条及び第十八条の七において同じ。)、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。)を除いたものとする。
- 2 宿舎、食事、制服その他生活に必要な施設等の全部又は一部が職員に支給される場合(職務の遂行上その必要があるものとして支給される場合を除く。)においては、別に条例で 定めるところにより、その相当額をその職員の給料から控除する。

(昭二七条例――・昭二七条例―○○・昭三一条例六八・昭三二条例四六・昭三三条例五三・昭三五条例三一・昭三六条例二二・昭三八条例五・昭三八条例三六・昭三九条例一○八・昭三九条例一二三・昭四二条例四三・昭四五条例五六・昭五○条例三四・平元条例八二・平三条例七一・平六条例八二・平七条例二・平一○条例五九・平一一条例五一・平一七条例八・平一八条例五九・平二五条例五四・一部改正)(給料表)

第三条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 行政職給料表 (別表第一)
- 二 公安職給料表 (別表第二)
- 三 教育職給料表 (別表第三)
- 四 研究職給料表 (別表第四)

- 五 医療職給料表 (別表第五)
 - ア 医療職給料表(一)
 - イ 医療職給料表(二)
 - ウ 医療職給料表 (三)
- 2 行政職給料表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、附則 第三項に規定する職員を除く。
- 3 公安職給料表は、警察官である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 4 教育職給料表は、県立高等学校及び県立特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員である職員並びに県立中学校に勤務する副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び寄宿舎指導員のうち、当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校に兼ねて勤務を命ぜられた職員並びにその他の職員で人事委員会規則で定めるもの(第十八条の二において「教育職員」という。)に適用する。
- 5 研究職給料表は、試験研究機関等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究の業務に専ら従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 6 医療職給料表(一)は、保健福祉事務所等に勤務する医師及び歯科医師である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 7 医療職給料表(二)は、保健福祉事務所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士である職員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 8 医療職給料表(三)は、保健福祉事務所等に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看 護師である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(昭三二条例四六・全改、昭三五条例三一・昭三八条例三六・昭三九条例一二三・昭四三条例四五・昭四九条例五二・昭五〇条例三四・昭五三条例六二・平二条例四八・平五条例四・平六条例八二・平一三条例七三・平一四条例二・平一五条例九八・平一八条例五九・平一九条例七・平二七条例一一・平二九条例一三二・平三〇条例九八・令元条例二五・一部改正)

(職務の級)

第三条の二 職員の職務は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づいて前条の給料表に 定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、次に掲げ る等級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の 度が同程度の職務として人事委員会規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類され るものとする。

- 一 行政職給料表等級別基準職務表(別表第六)
- 二 公安職給料表等級別基準職務表 (別表第七)
- 三 教育職給料表等級別基準職務表(別表第八)
- 四 研究職給料表等級別基準職務表 (別表第九)
- 五 医療職給料表(一)等級別基準職務表(別表第十)
- 六 医療職給料表 (二) 等級別基準職務表 (別表第十一)
- 七 医療職給料表(三)等級別基準職務表(別表第十二)
- 2 人事委員会は、県の組織に関する法令、条例、規則及び県の機関の定める規程の趣旨に 従い、並びに前項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、 職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。
- 3 職員の職務の級は、前項の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、第一項に規定する等級別基準職務表及び人事委員会規則で定める基準に従い、任命権者が決定する。

(昭三二条例四六・追加・昭三五条例五一・昭三六条例四二・昭三九条例一二三・昭六○条例五二・平五条例四・平一八条例五九・平二八条例二・一部改正)

(初任給及び昇給等の基準)

- 第四条 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者の号給は、人事委員会規則で定める初 任給の基準に従い決定する。
- 2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移つた場合における号給は、人事委員会規則の定めるところにより決定する。
- 3 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前において人事委員会規則で定める 日以前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、 同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第二十九条の規定による懲 戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当 したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。
- 4 前項の規定により職員(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を四号給(行政職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が七級以上の職員で人事委員会規則で定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員のうちこれに相当する職

員として当該給料表につき人事委員会規則で定める職員にあつては、三号給)とすること を標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

- 5 五十五歳(人事委員会規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)に達した日以後の最初の三月三十一日を超えて在職する職員に関する第三項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。
- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 8 第三項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員 会規則で定める。
- 9 前各項の規定にかかわらず、法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二 十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」とい う。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のう ち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

(昭二六条例九○・昭二七条例一○○・昭二八条例四九・昭二九条例三○・昭三二条例四六・昭三五条例三一・昭三五条例五一・昭三九条例一二三・昭六○条例五二・昭六一条例六八・平一二条例一九二・平一三条例一・平一八条例五九・平二七条例 ー・平二九条例六・一部改正)

(給料の調整)

第四条の二 前条に定める場合のほか、職員の号給が他の職員の号給との権衡を失すると認めるときは、人事委員会規則の定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

(昭三五条例三一・追加、平一八条例五九・一部改正)

第四条の三 削除

(平一八条例五九)

(再任用短時間勤務職員の給料月額)

第四条の四 再任用職員のうち、法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占め る職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、第四条第九項の規定に かかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第二条第三項の規定により定め られたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た 額とする。

(平一三条例一・追加、平二○条例二・一部改正)

(給料の支給方法)

- 第五条 給料は、月の初日から末日までの期間につき、給料の月額の全額を支給する。
- 2 給料の支給日は、月の十六日以後の日のうちにおいて人事委員会規則で定める日とする。 (昭二七条例一〇〇・全改、昭三二条例四六・一部改正)
- 第六条 新たに職員となつた者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額 に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。ただし、死亡したときは、その月 分全額を支給する。
- 3 前二項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき及び月の 末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第 三条第一項、第四条、第五条及び第八条第二項の規定に基づく週休日の日数を差し引いた 日数を基礎として日割りによつて計算する。
- 4 前条及び前三項に定めるものを除くほか、給料の支給方法に関して必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(昭三五条例五一・平七条例二・平一九条例七・一部改正)

(給料の調整額)

- 第七条 人事委員会は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、 勤務時間、勤労環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比べて著しく特殊 な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額について適正な調 整額表を定めることができる。
- 2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の百分の二十五 を超えてはならない。

(昭三二条例四六・全改、昭六○条例五二・一部改正)

(給料の特別調整額)

- 第七条の二 任命権者は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち人事委員会規則で指定 するものについて、その特殊性に基き、給料月額につき、人事委員会の承認を得て、人事 委員会規則で定める基準に基づき、適正な特別調整額を定めることができる。
- 2 前項の人事委員会規則で定める基準による給料月額の特別調整額は、同項に規定する職

を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の百分の二十五を超えてはならない。

(昭二七条例一〇〇・追加、昭三二条例四六・平一九条例七・一部改正) (初任給調整手当)

- 第七条の三 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内の期間、採用の日(第一号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から一年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。
 - 一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額四十一万四千八百円
 - 二 前号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員 の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月 額四万円
- 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員と の権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給 する。
- 3 前二項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(昭三六条例二二・追加、昭三六条例四二・昭三九条例一二三・昭四一条例八○・昭四二条例四三・昭四三条例四五・昭四四条例六一・昭四五条例五六・昭四六条例六一・昭四七条例五六・昭四八条例五五・昭四九条例七七・昭五一条例一・昭五一条例六○・昭五二条例五○・昭五三条例六二・昭五四条例四八・昭五五条例五一・昭五六条例四九・昭五八条例四三・昭五九条例五八・昭六○条例五二・昭六一条例六八・昭六二条例六四・昭六三条例五六・平元条例八二・平二条例四八・平三条例七一・平四条例九一・平五条例五八・平六条例八二・平七条例六九・平八条例三六・平九条例七三・平一○条例五九・平一四条例一○二・平一五条例八二・平一七条例一二八・平一八条例五九・平二一条例一○・平二三条例六・平二六条例一一三・平二八条例二・平二八条例八五・平二九条例一三二・平二〇条例九八・令三条例五・一部改正)

(扶養手当)

- 第八条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行政職九級以上職員等」という。)に対しては、支給しない。
- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を 受けているものをいう。
 - 一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
 - 二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子
 - 三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫
 - 四 六十歳以上の父母及び祖父母
 - 五 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹
 - 六 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行政職八級職員等」という。)にあつては、三千五百円)、前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき一万円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する 日以後の最初の三月三十一日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合 における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、五千円に特定期間にある当該扶養 親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(昭四一条例八○・昭四四条例六一・昭四六条例六一・昭四七条例五六・昭四八条例五五・昭四九条例七七・昭五一条例一・昭五一条例六○・昭五二条例五○・昭五三条例六二・昭五四条例四八・昭五五条例五一・昭五六条例四九・昭五七条例四五・昭五八条例四三・昭五九条例五八・昭六○条例五二・昭六一条例六八・昭六三条例五六・平三条例七一・平四条例九一・平五条例五八・平六条例八二・平七条例六九・平八条例三六・平九条例七三・平一〇条例五九・平一二条例一九二・平一四条例一〇二・平一五条例八二・平一七条例一二八・平一九条例七・平二〇条例二・平二八

条例八五 · 一部改正)

- 第九条 新たに職員となった者に扶養親族(行政職九級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、行政職九級以上職員等から行政職九級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。
 - 一 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合(行政職九級以上職員 等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除 く。)
 - 二 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第二項 第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三 十一日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合及び行政職九級以上職 員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合を除く。)
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族(行政職九級以上職員等にあつて は、扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が職員となつた日、行政職九 級以上職員等から行政職九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、 父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るも のがないときはその職員が行政職九級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族 (行政職九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出 に係るものがない場合においてその職員に同項第一号に掲げる事実が生じたときはその 事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する 月) から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれ ぞれその者が離職し、又は死亡した日、行政職九級以上職員等以外の職員から行政職九級 以上職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るも のがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものが ないときはその職員が行政職九級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶 養親族(行政職九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定によ る届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至つた場合においては、その事 実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月) をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、 これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した

日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号又は第三号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
 - 一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合
 - 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族(行政職九級以上職員等にあつては、扶養親族 たる子に限る。)で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件 を欠くに至つた場合
 - 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある行政職九級以上職員等が行政職九級以上職員等以外の職員となつた場合
 - 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行政職八級職員等が行政職八級職員等及び行政職九級以上職員等以外の職員となった場合
 - 五 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる 子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政職九級以上職員等以外のもの が行政職九級以上職員等となった場合
 - 六 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある職員で行政 職八級職員等及び行政職九級以上職員等以外のものが行政職八級職員等となった場合
 - 七 職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある 子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

(昭四○条例八一・昭四四条例六一・昭四九条例七七・平五条例五八・平九条例七三・平二○条例二・平二八条例八五・一部改正)

(地域手当)

- 第九条の二 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における 物価等を考慮して人事委員会規則で定める地域に在勤する職員に支給する。
- 2 地域手当の月額は、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、前項の人 事委員会規則で定める地域に応じて、百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定 める割合を乗じて得た額とする。

(昭四二条例四三・追加、昭四五条例五六・昭五六条例四九・昭六○条例五二・平四条例九一・平一八条例五九・平二七条例一一・一部改正)

第九条の三 医療職給料表(一)の適用を受ける職員には、前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に百分の十六を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(昭四五条例五六・全改、昭五六条例四九・昭六○条例五二・平四条例九一・平一 八条例五九・平二七条例一一・一部改正)

第九条の四 削除

(平一○条例五九)

(住居手当)

第九条の五 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するための住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額九千 五百円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払つている職員(公舎(職員を 居住させるために設置される居住用の家屋をいう。次号において同じ。)に居住してい る職員その他人事委員会規則で定める職員を除く。)
- 二 第十条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(公舎その他人事委員会規則で定める住宅を除く。)を借り受け、 月額九千五百円を超える家賃を支払つているもの又はこれらのものとの権衡上必要が あると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該 各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。
 - 一 前項第一号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額 (その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
 - ア 月額二万五百円以下の家賃を支払つている職員 家賃の月額から九千五百円を控 除した額
 - イ 月額二万五百円を超える家賃を支払つている職員 家賃の月額から二万五百円を 控除した額の二分の一(その控除した額の二分の一が一万七千円を超えるときは、一 万七千円)を一万千円に加算した額
 - 二 前項第二号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の二分の一に相当する額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- 3 前二項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で 定める。

(昭四九条例七七・全改、昭五一条例一・昭五一条例六○・昭五二条例五○・昭五四条例四八・昭五五条例五一・昭五六条例四九・昭五八条例四三・昭五九条例五八・昭六○条例五二・昭六二条例六四・昭六三条例五六・平二条例四八・平三条例七一・平四条例九一・平五条例五八・平七条例六九・平九条例七三・平一○条例五九・平一五条例八二・平二一条例九五・令元条例六八・一部改正)

(通勤手当)

第十条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその 運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関 等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機 関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道ニキロメー トル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。)
- 二 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道ニキロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道ニキロメートル未満であるものを除く。)
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)及び人事委員会規則で定めるところにより算出したその者(人事委員会規則で定める者に限る。)の支給単位期間の通勤に要する特別料金等(新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものの利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。)の額に相当する額(以下「特別料金等相当額」という。)の合計

額。ただし、運賃等相当額及び特別料金等相当額の合計額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「一箇月当たりの運賃等相当額等の額」という。)が六万四千円を超えるときは、支給単位期間につき、一箇月当たりの運賃等相当額等の額と六万四千円との差額の二分の一を六万四千円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額及び特別料金等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額等の額の合計額が六万四千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、一箇月当たりの運賃等相当額等の額と六万四千円との差額の二分の一を六万四千円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- 二 前項第二号に掲げる職員 職員の自動車等の使用距離に応じ、支給単位期間につき、 六万七百円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額(再任用短時間勤務職員のう ち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、 その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)
- 三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離又は自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前二号に定める額(一箇月当たりの運賃等相当額等の額及び前号に定める額の合計額が六万四千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と六万四千円との差額の二分の一を六万四千円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第一号に定める額又は前号に定める額
- 3 通勤手当は、支給単位期間(人事委員会規則で定める通勤手当にあつては、人事委員会 規則で定める期間)に係る最初の月の人事委員会規則で定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の人事委員会規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して人事委員会規則で定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月 を超えない範囲内で一箇月を単位として人事委員会規則で定める期間(自動車等に係る通 勤手当にあつては、一箇月)をいう。
- 6 前各項に規定するもののほか、通勤の事情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の 支給及び返納に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(昭三三条例五三・全改、昭三六条例四二・昭三八条例四三・昭三九条例一二三・

昭四○条例八一・昭四一条例八○・昭四三条例四五・昭四四条例六一・昭四五条例 五六・昭四七条例三四・昭四七条例五六・昭四八条例五五・昭四九条例七七・昭五 一条例一・昭五一条例六○・昭五二条例五○・昭五三条例六二・昭五四条例四八・ 昭五五条例五一・昭五六条例四九・昭五八条例四二・昭五九条例五八・昭六○条例 五二・昭六二条例六四・平元条例八二・平三条例七一・平七条例六九・平九条例七 三・平一二条例一九二・平一三条例一・平一六条例七・平一八条例五九・平一九条 例七・平二○条例二・平二一条例一○・平二二条例三・平二二条例五八・平二三条 例九一・平二五条例七三・平二七条例一一・平二八条例二・平二八条例八五・平二 九条例一三二・平三○条例九八・令元条例六八・令三条例五・令四条例一・一部改 正)

(単身赴任手当)

- 第十条の二 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することになつた職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額は、三万円(人事委員会規則で定めるところにより算定した職員の 住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が人事委員会規 則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、七万円を超えない範囲内で交通距 離の区分に応じて人事委員会規則で定める額を加算した額)とする。
- 3 国又は他の地方公共団体の職員から引き続いて新たに職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該移転の直前の住居から新たに職員となった日の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前三項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任 手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(平元条例八二・追加、平五条例五八・平一○条例五九・平二七条例一一・一部改正)

(特殊勤務手当)

第十一条 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、別に条例で定める。

(特地勤務手当等)

- 第十一条の二 山間地その他の生活が著しく不便な地に所在する公署として人事委員会規則で定めるもの(以下「特地公署」という。)に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。
- 2 特地勤務手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額の百分の二十五をこえない範囲内で人事委員会規則で定める。

(昭四五条例五六・全改)

- 第十一条の三 職員が公署を異にして異動し、当該異動に伴つて住居を移転した場合又は職員の在勤する公署が移転し、当該移転に伴つて職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する公署又はその移転した公署が特地公署又は人事委員会が指定するこれらに準ずる公署(以下「準特地公署」という。)に該当するときは、当該職員には、人事委員会規則で定めるところにより、当該異動又は公署の移転の日から三年以内の期間(当該異動又は公署の移転の日から起算して三年を経過する際人事委員会の定める条件に該当する者にあつては、更に三年以内の期間)、給料及び扶養手当の月額の合計額の百分の六を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。
- 2 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員のうち、前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、人事委員会規則で定めるところにより、前項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(昭四五条例五六・追加、平一一条例五一・一部改正)

(給与の減額)

第十二条 職員が勤務をしないときは、勤務時間条例第八条の三第一項に規定する超勤代休時間、勤務時間条例第九条に規定する祝日法による休日(勤務時間条例第十条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員に

あつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間条例第九条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第十条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十九条第一項の規定による承認を除く。)のあつた場合を除き、その勤務しない全時間について一時間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(昭四九条例七七・平四条例八・平六条例八二・平七条例二・平一八条例五九・平 一九条例七○・平二二条例三・一部改正)

(超過勤務手当)

- 第十三条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務一時間につき、第十六条に規定する勤務一時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
 - 一 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。) における勤務
 - 二 前号に掲げる勤務以外の勤務
- 2 再任用短時間勤務職員が正規の勤務時間が割り振られた日において正規の勤務時間を 超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との 合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同 項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十 五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「百分の 百」とする。
- 3 第一項の規定に定めるもののほか、勤務時間条例第五条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第三条第二項又は第四条の規定により割り振られた一週間の正規の勤務時間(この項から第五項までにおいて「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間

に対して勤務一時間につき、第十六条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の二十 五から百分の五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤 務手当として支給する。

- 4 再任用短時間勤務職員が勤務時間条例第五条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務については、前項の規定にかかわらず、超過勤務手当は、支給しない。
- 5 次の各号に掲げる時間の合計が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項(第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第三項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第十六条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
 - 一 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務 (勤務時間条例第三条第一項、第四条及び第五条の規定に基づく週休日における勤務の うち人事委員会規則で定める勤務を除く。)の時間 百分の百五十(その勤務が午後十 時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五)
 - 二 第三項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間(前項に規定する三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間を除く。) 百分の五十
- 6 勤務時間条例第八条の三第一項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間一時間につき、第十六条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。
 - 一 前項第一号に規定する時間 百分の百五十(その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五)から第一項に規定する人事委員会規則で定める割合(その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合)を減じた割合
 - 二 前項第二号に規定する時間 百分の五十から第三項に規定する人事委員会規則で定 める割合を減じた割合
- 7 第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間について前二項

の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第 一号中「第一項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とす る。

(平五条例五八・平七条例二・平一三条例一・平二二条例三・平二二条例四一・一 部改正)

(休日給)

第十四条 祝日法による休日等(勤務時間条例第三条第一項又は第四条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、勤務時間条例第九条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第四条及び第五条の規定に基づく週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日)及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務一時間につき、第十六条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。

(平七条例二・全改)

(夜勤手当)

第十五条 正規の勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して勤務一時間につき、第十六条に規定する勤務一時間当りの給与額の百分の二十五を夜勤手当として支給する。

(端数計算)

- 第十五条の二 第十二条の規定により勤務しない一時間につき減額する額の算定する場合において、当該額に、一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 第十三条から前条までの規定により勤務一時間につき支給する超過勤務手当、休日給又 は夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、一円未満の端数を生じたときは、こ れを一円に切り上げるものとする。

(昭三六条例四二・追加、平五条例五八・平七条例二・一部改正)

第十五条の三 第十二条から第十五条までに規定する全時間に一時間未満の端数を生じた場合の取扱いについては、人事委員会規則で定める。

(昭四九条例七七・追加)

(勤務一時間当たりの給与額の算出)

第十六条 勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額及び次に掲げる手当の月額(地域手当

及び特地勤務手当の月額については、給料の月額に対する地域手当及び特地勤務手当の月額とする。)の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから七時間四十五分(再任用短時間勤務職員にあつては、七時間四十五分に勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間)に十八を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

- 一 初任給調整手当
- 二 地域手当
- 三 特殊勤務手当(月額で定められているものに限る。)
- 四 特地勤務手当
- 五 寒冷地手当
- 六 農林漁業普及指導手当

(昭三二条例四六・昭四二条例四三・平元条例九・平六条例八二・平一三条例一・平一七条例八・平一八条例五九・平二〇条例二・平二二条例三・令元条例六八・一部改正)

(宿日直手当)

- 第十六条の二 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務一回につき、五千五百円 (入院 患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては二万千円、人事委員会規則で定める業務を主として行う宿日直勤務にあつては七千四百円)を超えない範囲内において任命権者が人事委員会の承認を得て定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の二分の一に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、八千二百五十円 (入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあつては三万千五百円、人事委員会規則で定める業務を主として行う宿直勤務にあつては一万千百円)を超えない範囲内において任命権者が人事委員会の承認を得て定める額とする。
- 2 前項の勤務は、第十三条から第十五条までの勤務には含まれないものとする。

(昭二七条例一○○・追加、昭三九条例一二三・昭四二条例四三・昭四五条例五六・昭四七条例五六・昭四八条例五五・昭四九条例七七・昭五一条例六○・昭五二条例五○・昭五三条例六二・昭五四条例四八・昭五五条例五一・昭五六条例四九・昭五八条例四三・昭五九条例五八・昭六○条例五二・昭六一条例六八・昭六二条例六四・

平元条例八二・平二条例四八・平三条例七一・平四条例七一・平四条例九一・平五条例五八・平六条例八二・平七条例二・平七条例六九・平八条例三六・平九条例七三・平一〇条例五九・平一一条例五一・平三〇条例九八・令元条例六八・令四条例五三・一部改正)

(管理職員特別勤務手当)

- 第十六条の三 第七条の二第一項に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員(以下「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第三条第一項、第四条、第五条及び第八条第二項の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務したときは、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める 額とする。
 - 一 第一項に規定する場合 同項に規定する勤務一回につき一万二千円を超えない範囲 内で人事委員会規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則 で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額)
 - 二 前項に規定する場合 同項に規定する勤務一回につき、六千円を超えない範囲内で人 事委員会規則で定める額
- 4 前三項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事 委員会規則で定める。

(平三条例七一・追加、平五条例四・平七条例二・平一八条例五九・平二七条例一 一・一部改正)

(特定の職員についての適用除外)

- 第十六条の四 第十三条から第十五条までの規定は、管理職員には適用しない。
- 2 第七条の三から第九条まで、第九条の三、第十一条の二、第十一条の三及び第十八条の 規定は、再任用職員には適用しない。

(昭二七条例一○○・追加、昭三五条例五一・昭三九条例一二三・昭四六条例六一・昭五三条例六二・平元条例八二・一部改正、平三条例七一・旧第十六条の三繰下・一部改正、平四条例八・平五条例四・平七条例二・平九条例六二・平一○条例五九・

平一三条例一・平一七条例八・平一八条例五九・平二七条例一一・一部改正) (超過勤務手当等の額の特例)

第十六条の五 職員が月額で定められている特殊勤務手当以外の特殊勤務手当(人事委員会の指定するものを除く。)の支給を受ける勤務をした場合において、その勤務が第十三条から第十五条までに規定する給与の支給対象となるものであるときは、これらの規定による給与の額に人事委員会規則で定める額を加えた額をそれぞれ超過勤務手当、休日給又は夜勤手当として支給する。

(昭三三条例七三・追加、平三条例七一・旧第十六条の四繰下、平六条例八二・平七条例二・一部改正)

(期末手当)

- 第十七条 期末手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条から第十七条の三まで及び附則第七項第三号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日(次条及び第十七条の三においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第十九条第八項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。
- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、百分の百十七・五を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第十七条の四及び附則第十一項において「特定幹部職員」という。)にあつては、百分の九十七・五を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。
 - 一 六箇月 百分の百
 - 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
 - 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
 - 四 三箇月未満 百分の三十
- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の九十七・五」とあるのは「百分の五十五」とする。
- 4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第七項第三号において同じ。)において職員

が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額と する。

- 5 行政職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が三級以上の職員で人事委員会規則で定めるもの、同表以外の各給料表の適用を受ける職員のうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるもの並びにこれらの職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第二項の期末手当基礎額とする。
- 6 第二項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(昭二七条例一○○・全改、昭二八条例四九・昭三一条例一三・昭三一条例一・昭三二条例四六・昭三二条例六一・昭三四条例一・昭三四条例一五・昭三五条例二三・昭三五条例五一・昭三六条例四二・昭三八条例四三・昭三九条例一二三・昭四○条例八一・昭四二条例四三・昭四三条例四五・昭四四条例六一・昭四五条例五六・昭四六条例六一・昭四九条例七七・昭五一条例六○・昭五三条例六二・昭五八条例四三・平元条例八二・平二条例四八・平三条例七一・平五条例五八・平九条例六二・平九条例七三・平一○条例五九・平一条例五一・平一二条例一九二・平一三条例一・平一三条例七三・平一四条例一○二・平一五条例八二・平一八条例五九・平一八条例一○一・平二○条例二・平二○条例七六・平二一条例九五・平二二条例五八・平三○条例九八・令元条例二三・令二条例五七・令三条例八六・一部改正)

- 第十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当 該各号の基準日に係る期末手当(第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止め た期末手当)は、支給しない。
 - 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第二十九条第一項の規 定による懲戒免職の処分を受けた職員
 - 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第二十八条第四項の規 定により失職した職員

- 三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に 離職した職員(前二号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日 までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- 四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(平九条例六二・追加、令元条例二三・一部改正)

- 第十七条の三 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給 日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支 給を一時差し止めることができる。
 - 一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事 事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められて いるものに限り、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第六編に規定する略式 手続によるものを除く。第三項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
 - 二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事 事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査によ り判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つた場合であつて、その者 に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度 の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。) を受けた者は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十八条第一項本文に規 定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一 時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、 速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合 において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現 に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反す ると認めるときは、この限りでない。
 - 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に 関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

- 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事 事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
- 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴を されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して一年を経過し た場合
- 4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、 期末手当の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止処分を取り消すこと を妨げるものではない。
- 5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当 該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、人事委員会規則で定 める。

(平九条例六二・追加、平二七条例一一○・令元条例二三・一部改正) (勤勉手当)

- 第十七条の四 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条及び附則第七項第四号に おいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準 日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の 状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これ らの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除 く。)についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規 則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者 又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる 職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。
 - 一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員が それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡し た日現在。次項及び附則第七項第四号において同じ。)において受けるべき扶養手当の 月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十五(特定幹部 職員にあつては、百分の百十五)を乗じて得た額の総額
 - 二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の四十七・五 (特定幹部職員にあつては、百分の五十七・五)を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第十七条第五項の規定は、第二項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは「第十七条の四第三項」と読み替えるものとする。
- 5 前二条の規定は、第一項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第十七条の二中「前条第一項」とあるのは「第十七条の四第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日(第十七条の四第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(昭二七条例一○○・追加、昭二八条例四九・昭三二条例四六・昭三八条例一・昭三八条例四三・昭三九条例一二三・昭四○条例八一・昭四二条例四三・昭四三条例四五・昭四五条例五六・昭四六条例六一・昭四八条例五五・昭五一条例六○・昭五八条例四三・平元条例八二・平二条例四八・一部改正、平九条例六二・旧第十七条の二繰下・一部改正、平一○条例五九・平一二条例一九二・平一三条例一・平一四条例一○二・平一七条例一二八・平一八条例五九・平二〇条例二・平二一条例九五・平二二条例五八・平二六条例一一三・平二八条例二・平二八条例八五・平二九条例六・平二九条例一一三・平二八条例二・中二八条例六・一部改正)(寒冷地手当)

- 第十八条 寒冷地手当は、毎年十一月から翌年三月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。)において次に掲げる職員のいずれかに該当する職員(以下この条において「支給対象職員」という。)に対して支給する。
 - 一 札幌市の地域に在勤する職員
 - 二 前号に規定する地域以外の寒冷の地域で人事委員会規則で定める地域に在勤する職員
 - 三 前二号に規定する地域以外の地域に所在する公署のうちその所在する地域の寒冷及 び積雪の度を考慮して前号に規定する地域に所在する公署との権衡上必要があると認 められる公署として人事委員会規則で定めるものに在勤する職員であつて前二号に規 定する地域又は人事委員会規則で定める区域に居住するもの
- 2 前項第一号及び第二号に係る支給対象職員の寒冷地手当の月額は、次の表に掲げる地域 の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

地域の区分	世帯等の区分			
	世帯主で	その他の職員		
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職		
		員		
前項第一号の地域	二三、三六〇円	一三、〇六〇円	八、八〇〇円	
前項第二号の地域	一七、八〇〇円	一〇、二〇〇円	七、三六〇円	

- 3 第一項第三号に係る支給対象職員の寒冷地手当の月額は、基準日における前項の表に掲 げる職員の世帯等の区分に応じ、同表前項第二号の地域の項に掲げる額とする。
- 4 前三項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(平一六条例八二・全改)

(義務教育等教員特別手当)

- 第十八条の二 義務教育諸学校(県立特別支援学校の小学部若しくは中学部又は県立中学校をいう。) に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。
- 2 義務教育等教員特別手当の月額は、八千円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(再 任用職員にあつては、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則で定める。
- 3 高等学校等(県立高等学校又は県立特別支援学校の高等部若しくは幼稚部をいう。)に 勤務する教育職員については、第一項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範 囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給す る。
- 4 前三項に規定するもののほか、義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、人 事委員会規則で定める。

(昭五○条例三四・全改、昭五一条例一・昭五三条例四四・昭五三条例六二・昭六 ○条例五二・平二条例四八・平一○条例五九・平一三条例一・平一九条例七・平二 ○条例八一・平二一条例一○四・平二二条例五八・一部改正)

(定時制通信教育手当)

- 第十八条の三 県立高等学校において定時制の課程又は通信教育に従事する職員に対して は、定時制通信教育手当を支給する。
- 2 定時制通信教育手当の月額は、二万四千円の範囲内で人事委員会規則で定める。
- 3 定時制通信教育手当の支給を受ける者の範囲は、人事委員会規則で定める。

(昭三五条例三一・追加、昭四六条例六一・平二○条例二・一部改正)

(産業教育手当)

- 第十八条の四 県立高等学校において産業教育に従事する職員(給料の特別調整額を受ける ものを除く。) に対しては、産業教育手当を支給する。
- 2 産業教育手当の月額は、二万三千円(定時制通信教育手当を受ける者にあつては、一万四千円)の範囲内で人事委員会規則で定める。
- 3 産業教育手当の支給を受ける者の範囲は、人事委員会規則で定める。

(昭三五条例三一・追加、昭四五条例三九・平二○条例二・一部改正)

(農林漁業普及指導手当)

- 第十八条の五 専ら次に掲げる職務に従事する職員(給料の特別調整額を受けるものを除 く。)で、人事委員会規則で定めるものに対しては、農林漁業普及指導手当を支給する。
 - 一 農業、林業又は水産業を行い、又はこれらに従事する者に接して、農業、林業又は水 産業に関する技術及び知識を普及指導する職務
 - 二 市町村森林整備計画の作成及びその達成のため、市町村の求めに応じて行う協力のう ち専門的な技術及び知識を必要とする職務
 - 三 試験研究機関等と密接な連絡を保ち、農業、林業又は水産業に関する専門の事項について調査研究を行う職務
- 2 農林漁業普及指導手当の額は、給料月額の百分の八に相当する額の範囲内で人事委員会規則で定める。

(平一七条例八・全改、平二五条例七三・一部改正)

(災害派遣手当)

- 第十八条の六 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第三十二条第一項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第百五十四条(同法第百八十三条において準用する場合を含む。)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第四十四条又は大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)第五十六条第一項に規定する職員が住所又は居所を離れて福島県の区域に滞在することを要する場合は、当該職員に対して、災害派遣手当を支給する。
- 2 災害派遣手当の額は、当該滞在する日一日について六千六百二十円の範囲内で人事委員 会規則で定める。

(昭三八条例五・追加、昭三八条例三六・旧第十八条の五繰下・昭五一条例六○・平七条例五○・平一八条例五九・平二五条例五四・平二五条例七三・一部改正)

(給料の特別調整額等の支給方法)

第十八条の七 給料の特別調整額、扶養手当、地域手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当及び災害派遣手当の支給方法に関して必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(昭三五条例五一・追加、昭三八条例五・旧第十八条の五繰下・一部改正、昭三八条例三六・旧第十八条の六繰下・一部改正、昭三九条例一○八、昭四二条例四三・昭四五条例五六・平九条例三・平一○条例五九・平一七条例八・平一八条例五九・一部改正)

(休職者の給与)

- 第十九条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法 (昭和四十二年法律第百二十一号)第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。第六 項において同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第二十八条第二項第一号に 掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給 する。
- 2 職員が結核性疾患にかかり法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職に されたときは、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手 当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの百分の八十を支給する。
- 3 職員が前二項以外の心身の故障により法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当 して休職にされたときは、その休職の期間が満一年に達するまでは、これに給料、扶養手 当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの百分の八十を支給する。
- 4 職員が法第二十八条第二項第二号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの百分の六十以内で任命権者が定める額を支給する。
- 5 職員が、職員の分限に関する条例(昭和二十六年福島県条例第七十号。以下「分限条例」という。)第二条第一号若しくは第五号(次項に掲げる場合を除く。)又は第四条第四項ただし書に規定する事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの百分の七十以内で任命権者が定める額を支給する。
- 6 職員が分限条例第二条第五号に掲げる事由に該当して休職にされた場合で、その原因が 公務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、これに給料、

扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの百分の百以内で任 命権者が定める額を支給する。

- 7 法第二十八条第二項の規定により休職にされた職員には、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 8 第二項、第三項、第五項又は第六項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第十七条第一項に規定する基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により人事委員会規則で定める日に、それぞれ第二項、第三項、第五項又は第六項の規定の例による額の期末手当を支給する。ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。
- 9 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第十七条の二及び第十七 条の三の規定を準用する。この場合において、第十七条の二中「前条第一項」とあるのは、 「第十九条第八項」と読み替えるものとする。

(昭二七条例――・追加、昭二七条例六六・昭二七条例―○○・昭三一条例二六・昭三二条例四六・昭三五条例五一・昭三八条例四三・昭三九条例一○八・昭四○条例八一・昭四二条例四三・昭四五条例五六・昭四六条例三・昭五一条例四七・昭六三条例五・平二条例四八・平九条例六二・平一○条例五九・平一四条例二・平一八条例五九・令元条例二三・一部改正)

(専従休職者の給与)

第十九条の二 法第五十五条の二第一項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力 を有する間は、いかなる給与も支給しない。

(昭四三条例四五・追加)

第十九条の三 削除

(令元条例二五)

(会計年度任用職員の給与)

第十九条の四 法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員の給与については、他 の職員の給与との権衡を考慮し、別に条例で定める。

(令元条例二五・追加)

(給与の口座振込み)

第二十条 給与は、職員から申出があるときは、その全部又は一部をその者の預金口座への 振込みの方法により支給することができる。

(平三条例七一・追加)

(この条例の施行に関し必要な事項)

第二十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(昭二七条例――・旧第十九条繰下、平三条例七一・旧第二十条繰下)

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定により条例又は人事委員会規則で定める事項については、その条例又は 人事委員会規則で定められるまでの間は、なお、従前の例による。
- 3 未帰還職員の給与の取扱については、この条例の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 4 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)の施行後における未帰還 職員の給与の取扱については、前項の規定にかかわらず、同法の規定により未帰還の国家 公務員が受ける給与との権衡を考慮して知事が別に定める。
- 5 昭和五十四年三月三十一日に在職する職員(教育職給料表(二)の適用を受ける職員を除く。)に対する昭和五十四年七月一日以降における最初の第四条第四項又は第六項の規定の適用については、同条第四項中「十二月」とあるのは「十八月」と、同条第六項ただし書中「二十四月」とあるのは「三十月」と、「十八月」とあるのは「二十四月」とする。

(昭五三条例六二・追加、平七条例二・旧第十項繰上)

6 当分の間、第七条の三第一項中「三十五年以内」とあるのは「人事委員会規則で定める期間」と、「(第一号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から」とあるのは「から(第一号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日から採用後三十五年を経過する日までの期間に限り)」と、同項第一号中「四十一万四千八百円」とあるのは「四十六万四千八百円」とする。

(平二○条例二・追加、平二一条例一○・平二六条例一一三・平二八条例二・平二 八条例八五・平二九条例一三二・平三○条例九八・一部改正)

7 職員(次の表の給料表の欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。) のうち、その職務の級が次の表の職務の級の欄に掲げる職務の級以上である者であつてそ の号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たつては、令和二年三月三 十一日までの間、当該特定職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となった場合

にあつては、特定職員となつた日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該 各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 給料月額 当該特定職員の給料月額に百分の○・九を乗じて得た額(当該特定職員の 給料月額に百分の九十九・一を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級におけ る最低の号給の給料月額に達しない場合(以下この項及び附則第九項から第十一項まで において「最低号給に達しない場合」という。)にあつては、当該特定職員の給料月額 から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下こ の項、附則第九項及び第十項において「給料月額減額基礎額」という。))
- 二 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に百分の○・九を乗じて 得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の 月額)
- 三 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及 びこれに対する地域手当の月額の合計額(第十七条第五項の規定の適用を受ける職員に あつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で 人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額(同項に規定する人事委員会規則で定める 管理又は監督の地位にある職員(以下この号において「管理監督職員」という。)にあ つては、その額に、給料月額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で人事委 員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員 に支給される期末手当に係る同条第二項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて 得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得 た額に、百分の○・九を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれ その基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対 する地域手当の月額の合計額(同条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該 合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則 で定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎 額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を 乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に 係る同条第二項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に 支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)
- 四 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及 びこれに対する地域手当の月額の合計額(第十七条の四第四項において準用する第十七

条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規 定する百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額(同 項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(以下この号にお いて「管理監督職員」という。)にあつては、その額に、給料月額に同項に規定する百 分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算し た額)を加算した額。附則第十一項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当 該特定職員に支給される勤勉手当に係る第十七条の四第二項前段に規定する割合を乗 じて得た額に百分の○・九を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それ ぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれ に対する地域手当の月額の合計額(同条第四項において準用する第十七条第五項の規定 の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二 十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあ つては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲 内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額) を加算した額。附則第 十一項において「勤勉手当減額基礎額」という。) に、当該特定職員に支給される勤勉 手当に係る第十七条の四第二項前段に規定する割合を乗じて得た額)

- 五 第十九条第一項から第六項まで又は第八項の規定により支給される給与 当該特定 職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 第十九条第一項 前各号に定める額
 - イ 第十九条第二項又は第三項 第一号から第三号までに定める額に百分の八十を乗 じて得た額
 - ウ 第十九条第四項 第一号及び第二号に定める額に、同項の規定により当該特定職員 に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - エ 第十九条第五項又は第六項 第一号から第三号までに定める額に、同条第五項又は 第六項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - オ 第十九条第八項 第三号に定める額に百分の八十を乗じて得た額(同条第五項又は 第六項の規定により給与の支給を受ける職員にあつては、同号に定める額に、同条第 五項又は第六項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

給料表	職務の級
行政職給料表	六級
公安職給料表	七級

教育職給料表	四級
研究職給料表	五級
医療職給料表(二)	六級
医療職給料表(三)	六級

(平二二条例五八・全改、平二七条例一一・令元条例二三・一部改正)

8 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となつた場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(平二二条例五八・全改)

9 附則第七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第十二条の規定により減額される給与の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額に百分の〇・九を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

(平二二条例五八・追加)

10 附則第七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員について第十三条から第十五条までに規定する勤務一時間当たりの給与額は、第十六条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから七時間四十五分に十八を乗じたものを減じたもので除して得た額に百分の○・九を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから七時間四十五分に十八を乗じたものを減じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

(平二二条例五八・追加)

11 附則第七項の規定が適用される間、第十七条の四第二項第一号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第七項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に百分の〇・八三二五(特定幹部職員にあつては百分の一・〇一二五)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に百分の九十二・五(特定幹部職員にあつては百分の

百十二・五)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

(平二二条例五八・追加・一部改正、平二六条例一一三・平二八条例二・平二八条 例八五・平二九条例一三二・平三○条例九八・一部改正)

12 福島県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年福島県条例第三十五号)附則第十 七項の規定により同条例の適用について平成二十三年三月十一日に死亡したものと推定 された職員に対するこの条例の規定の適用については、同日に、当該職員は、死亡したも のと推定する。

(平二三条例七○・追加)

13 当分の間、国家公務員(警察官及び皇宮護衛官に限る。)又は給料表の適用を受けない地方公務員(警察官に限る。)であつた者が、福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例(平成二十三年福島県条例第百五号)の施行の日以後に引き続き給料表(公安職給料表に限る。)の適用を受ける職員となり、かつ、当該給料表の適用を受けることとなった日(以下この項において「適用日」という。)の前日に一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十一条の三から第十一条の七までの規定又は他の都道府県の条例の規定により地域手当の支給を受けていた場合(任用の事情、適用日の前日における地域手当の支給の状況等を考慮して人事委員会規則で定める場合に限る。)であって、適用日に第九条の二第一項の人事委員会規則で定める地域以外の地域に在勤することとなったときは、同条の規定にかかわらず、当該職員には、適用日から適用日以後二年を経過する日までの期間内であつて、人事委員会規則で定めるものに限り、人事委員会規則で定めるところにより、地域手当を支給する。

(平二三条例九一・追加)

14 前項の規定により支給する地域手当の月額は、給料、給料の特別調整及び扶養手当の 月額の合計額に、百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗て得た 額とする。

(平二三条例九一・追加、平二七条例一一・一部改正)

別表第1(第3条関係)

(令4条例53・全改)

行政職給料表

職	職	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
員	務										
\mathcal{O}	<u>の</u>										

	(-										
区	級	A data	A A state H	/ A dot H	/ A dat H	/ A to be to the	A A state H	AA tot H	A A state H	(A. Int. E	A A data E
分											給料月
		額	額	額	額	額	額	額	額	額	額
再		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
任	1	153,30	202,70	238,30	270,90	296,30	326,40	371,50	418,30	470,00	535,00
用		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
職	2	154,40	204,50	239,90	272,90	298,60	328,70	374,20	420,80	473,10	538,10
員		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
以	3	155,60	206,30	241,50	274,40	300,80	331,00	376,80	423,30	476,20	541,30
外		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
の	4	156,70	207,90	243,10	276,10	303,00	333,30	379,50	425,90	479,30	544,40
職		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
員	5	157,90	209,50	244,60	277,90	304,90	335,50	381,60	427,80	482,30	547,70
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6	159,10	211,30	246,10	279,90	307,20	337,60	384,20	430,10	485,40	550,00
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7	160,20	212,80	247,60	281,90	309,20	339,90	386,70	432,40	488,60	552,50
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8	161,30	214,50	249,20	283,80	310,90	342,10	389,30	434,60	491,70	555,10
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9	162,40	216,10	250,80	285,70	313,00	344,20	391,70	436,60	494,70	557,60
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10	163,70	217,90	252,20	287,70	315,30	346,40	394,40	438,70	497,80	559,40
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	11	165,00	219,60	253,70	289,80	317,60	348,50	397,10	440,80	500,90	561,20
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	12	166,40	221,30	255,00	291,80	319,90	350,70	399,80	442,90	504,00	562,90
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	13	167,70	222,80	256,30	293,70	322,00	352,70	402,40	444,90	506,80	564,80
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

i	i i	i i	ĺ	ĺ	i	i	ĺ	ĺ	ĺ	i	ī
	14	169,10	224,70	257,70	295,70	324,10	354,70	404,70	446,80	509,10	566,20
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	15	170,40	226,40	259,00	297,60	326,30	356,80	407,00	448,80	511,50	567,60
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	16	171,90	228,00	260,40	299,10	328,50	359,00	409,40	450,80	513,90	568,90
		0	O	0	0	0	0	O	0	0	0
	17	173,20	229,80	261,70	301,00	330,60	360,90	411,30	452,80	516,10	570,00
		0	0	0	0	0	0	O	0	0	0
	18	174,60	231,50	263,50	303,10	332,70	362,90	413,30	454,60	517,60	571,00
		0	O	0	0	0	0	O	0	0	0
	19	176,00	233,20	264,80	305,30	334,80	364,90	415,20	456,40	519,10	572,00
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	20	177,40	234,70	266,30	307,40	336,90	366,90	417,10	458,20	520,50	572,90
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	21	178,90	236,20	267,80	309,30	338,90	368,70	419,00	460,00	521,90	573,90
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	22	181,40	237,80	269,60	311,40	341,00	370,70	420,80	461,50	523,30	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	23	184,00	239,30	271,40	313,50	343,10	372,60	422,70	463,00	524,80	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	24	186,60	240,80	273,10	315,60	345,20	374,60	424,60	464,50	526,20	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	25	189,50	242,30	274,80	317,40	346,80	376,60	426,50	466,00	527,50	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	26	191,10	243,80	276,50	319,50	348,80	378,60	428,00	467,30	528,60	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	27	192,90	245,20	278,40	321,60	350,80	380,60	429,60	468,60	529,70	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	28	194,60	246,30	280,20	323,70	352,80	382,70	431,20	469,70	530,90	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	

1	1 1	ı	ı	ı	ı	1	ı	ı	1
29	196,10	247,40	281,90	325,60	354,40	384,40	432,90	470,80	532,00
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	197,70	248,50	283,60	327,70	356,30	386,20	434,20	471,70	532,90
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	199,50	249,60	285,50	329,80	358,20	388,00	435,50	472,50	533,80
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	201,00	250,70	287,20	331,90	360,00	389,80	436,80	473,20	534,60
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	202,60	252,00	288,80	333,50	362,00	391,40	438,00	473,90	535,50
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34	204,10	253,30	290,60	335,50	363,80	392,80	439,30	474,70	536,40
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	205,50	254,20	292,20	337,60	365,60	394,30	440,70	475,40	537,10
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36	206,70	255,00	293,80	339,70	367,50	395,90	442,00	476,10	537,80
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	208,00	255,90	295,50	341,50	369,00	397,50	443,20	476,60	538,40
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38	209,40	257,30	297,30	343,50	370,30	398,70	444,00	477,20	539,00
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39	210,40	258,70	299,10	345,50	371,70	400,00	444,80	477,80	539,60
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40	211,60	260,10	300,90	347,50	373,10	401,20	445,60	478,50	540,20
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41	213,10	261,30	302,70	349,50	374,40	402,40	446,20	479,10	540,90
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42	214,30	262,60	304,40	351,40	375,40	403,60	446,90	479,50	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
43	215,60	264,00	306,10	353,30	376,50	404,70	447,60	479,80	
	0	0	0	0	0	0	0	0	

ı	I	ı	Í	I	ı	ı	ı	
44	216,80	265,20	307,80	355,10	377,60	405,80	448,40	480,30
	0	0	0	0	0	0	0	0
45	217,90	266,20	309,40	356,80	378,60	406,60	449,20	480,80
	0	0	0	0	0	0	0	0
46	219,20	267,50	311,10	358,30	379,40	407,30	450,00	
	0	0	0	0	0	0	0	
47	220,50	268,90	312,80	359,80	380,30	408,00	450,50	
	0	0	0	0	0	0	0	
48	221,70	270,00	314,50	361,30	381,20	408,60	451,20	
	0	0	0	0	0	0	0	
49	222,90	271,10	315,70	362,80	382,20	409,20	451,70	
	0	0	0	0	0	0	0	
50	224,00	272,30	317,20	363,70	383,00	409,80	452,10	
	0	0	0	0	0	0	0	
51	225,00	273,40	318,80	364,80	383,70	410,40	452,50	
	0	0	0	0	0	0	0	
52	226,10	274,70	320,50	365,80	384,60	411,00	452,90	
	0	0	0	0	0	0	0	
53	227,20	275,80	321,90	366,80	385,30	411,40	453,40	
	0	0	0	0	0	0	0	
54	228,20	276,90	323,40	367,90	386,00	411,70	453,80	
	0	0	0	0	0	0	0	
55	228,90	278,10	325,00	369,00	386,70	412,00	454,10	
	0	0	0	0	0	0	0	
56	229,80	279,20	326,60	370,00	387,40	412,30	454,40	
	0	0	0	0	0	0	0	
57	230,60	280,30	328,20	370,90	388,00	412,50	454,70	
	0	0	0	0	0	0	0	
58	231,40	281,40	329,40	371,60	388,60	412,90	455,10	
	0	0	0	0	0	0	0	

1	 	J	ı	I	I	I	I	I	ĺ
59	232,20	282,50	330,60	372,30	389,20	413,20	455,40		
	0	0	0	0	0	0	0		
60	232,90	283,50	331,80	373,00	389,90	413,40	455,60		
	0	0	0	0	0	0	0		
61	233,40	284,50	332,70	373,30	390,40	413,90	455,90		
	0	0	0	0	0	0	0		
62	234,30	285,50	333,60	373,90	391,00	414,10			
	0	0	0	0	0	0			
63	235,10	286,50	334,40	374,60	391,60	414,40			
	0	0	0	0	0	0			
64	235,90	287,50	335,20	375,30	392,20	414,70			
	0	0	0	0	0	0			
65	236,70	288,30	336,10	375,80	392,60	415,00			
	0	0	0	0	0	0			
66	237,60	289,20	336,50	376,50	393,30	415,30			
	0	0	0	0	0	0			
67	238,10	290,10	337,30	377,20	393,90	415,50			
	0	0	0	0	0	0			
68	238,60	291,00	338,10	377,80	394,50	415,80			
	0	0	0	0	0	0			
69	239,20	291,70	338,80	378,30	394,90	416,10			
	0	0	0	0	0	0			
70	239,90	292,40	339,50	378,90	395,40	416,40			
	0	0	0	0	0	0			
71	240,60	293,20	340,20	379,50	396,10	416,70			
	0	0	0	0	0	0			
72	241,20	294,10	340,90	380,10	396,60	416,90			
	0	0	0	0	0	0			
73	241,80	295,00	341,50	380,60	396,90	417,10			
	0	0	0	0	O	0			

ı	i	l i	ĺ	ĺ	İ	İ	ı
	74	242,40	295,50	342,10	381,20	397,40	417,40
		0	0	0	0	0	0
	75	243,10	295,90	342,70	381,90	397,70	417,70
		0	0	0	0	0	0
	76	243,60	296,30	343,20	382,50	398,10	417,90
		0	0	0	0	0	0
	77	244,10	296,50	343,50	383,00	398,40	418,10
		0	0	0	0	0	0
	78	244,70	296,90	344,00	383,50	398,70	418,60
		0	0	0	0	0	0
	79	245,50	297,30	344,50	384,10	399,00	419,10
		0	0	0	0	0	0
	80	246,00	297,60	345,00	384,60	399,20	419,60
		0	0	0	0	0	0
	81	246,60	297,80	345,40	385,10	399,40	420,00
		0	0	0	0	0	0
	82	247,30	298,10	345,90	385,70	399,80	420,30
		0	0	0	0	0	0
	83	247,90	298,40	346,40	386,10	400,10	420,90
		0	0	0	0	0	0
	84	248,60	298,70	346,90	386,50	400,30	421,60
		0	0	0	0	0	0
	85	249,20	299,00	347,30	386,90	400,50	422,10
		0	0	0	0	0	0
	86	249,80	299,30	347,70	387,40	401,10	422,40
		0	0	0	0	0	0
	87	250,40	299,60	348,20	387,80	401,80	423,00
		О	0	0	0	0	0
	88	250,90	300,00	348,60	388,10	402,50	423,70
		0	0	0			

89	251,60	300,30	348,90	388,60	402,90	424,10
	0	0	0	0	0	0
90		300,60		389,20		
	0	0	0	0	0	
91	252,50	301,00	349,90	389,70	403,80	
	0	0	0	0	0	
92	253,00	301,30	350,30	390,10	404,40	
	0	0	0	0	0	
93	253,30	301,50	350,50	390,30	404,90	
	0	0	0	0	0	
94		301,80	350,90	390,60		
		0	0	0		
95		302,20	351,40	391,00		
		0	0	0		
96		302,60	351,80	391,40		
		0	0	0		
97		302,80	351,90	391,70		
		0	0	0		
98		303,10	352,40	392,20		
		0	0	0		
99		303,40	352,70	392,60		
		0	0	0		
100		303,80	353,10	393,00		
		0	0	0		
101		304,00	353,50	393,30		
		0	0	0		
102		304,40	353,90			
		0	0			
103		304,80	354,30			
		0	0			

1 1	1 1	I	1 1	İ	Ī	I	İ
104	305,10	354,60					
	0	0					
105	305,30	355,10					
	0	0					
106	305,60	355,50					
	0	0					
107	306,00	355,90					
	0	0					
108	306,30	356,30					
	0	0					
109	306,50	356,70					
	0	0					
110	306,90	357,00					
	0	0					
111	307,30	357,40					
	0	0					
112	307,60	357,70					
	0	0					
113	307,70	358,20					
	0	0					
114	308,10						
	0						
115	308,30						
	0						
116	308,70						
	0						
117	308,90						
	0						
118	309,10						
	0						

	119		309,40								
	120		0 309,60								
			0								
	121		309,90								
	100		0								
	122		310,20								
	123		310,50								
			0								
	124		310,80								
	105		0								
	125		311,10								
再		191,70		261,10	281,10	296,60	322,60	365,40	399,60	452,10	534,70
任		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
用											
職											
員											

別表第2 (第3条関係)

(令4条例53・全改)

公安職給料表

	四夕帆	和什么									
職	職	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
員	務										
の	0										
区	級										
分	号給	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月
		額	額	額	額	額	額	額	額	額	額
再		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
任	1	178,10	193,90	219,70	259,70	301,70	328,10	355,90	391,20	433,40	470,10
用		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

1	1 1		ĺ	ĺ	ĺ	Ī	1		ĺ	ĺ	I
職	2	179,80	195,60	221,70	261,40	303,80	330,40	358,20	393,50	435,30	473,20
員		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
以	3	181,40	197,30	223,80	263,00	305,90	332,50	360,50	395,60	437,30	476,30
外		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0)	4	183,10	199,10	225,80	264,70	308,20	334,80	362,80	397,60	439,20	479,40
職		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
員	5	184,70	200,80	227,60	266,40	310,10	336,80	364,80	399,40	440,60	482,50
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6	186,60	203,00	229,40	268,20	312,10	338,80	367,00	401,30	442,30	485,60
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7	188,40	205,20	231,40	270,00	314,20	340,70	369,00	403,30	444,00	488,80
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8	190,30	207,40	233,30	271,70	316,40	342,50	371,20	405,20	445,60	491,90
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9	192,00	209,50	235,40	273,10	318,30	344,40	373,10	406,80	447,30	494,90
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10	193,70	211,80	237,20	274,70	320,50	346,70	375,30	408,90	449,00	498,00
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	11	195,60	214,20	238,90	276,00	322,70	349,10	377,50	410,90	450,70	501,00
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	12	197,30	216,60	240,70	277,50	324,90	351,40	379,70	413,00	452,40	504,00
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	13	199,00	219,00	242,40	279,00	326,70	353,40	381,70	415,00	453,70	506,90
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	14	201,00	220,80	244,30	280,30	328,80	355,50	383,80	417,10	455,30	509,20
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	15	203,10	222,40	246,20	281,30	330,60	357,60	385,90	419,20	457,00	511,50
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	16	205,10	224,20	248,10	282,50	332,40	359,90	388,10	421,20	458,80	513,90
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Í	1	ı i	ĺ	ĺ	i	i	i	ĺ	i	i	i
	17	207,30	225,90	249,50	283,30	334,20	362,00	389,80	423,10	460,40	516,10
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	18	209,50	227,70	251,30	284,70	336,50	364,10	391,90	424,80	462,20	517,60
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	19	211,80	229,50	253,00	286,00	338,70	366,10	394,00	426,50	464,00	519,10
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	20	214,10	231,40	254,70	287,30	341,00	368,30	396,10	428,20	465,80	520,40
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	21	216,70	233,10	256,30	288,40	343,00	370,20	397,80	430,00	467,30	521,60
		0	O	0	0	0	0	0	0	0	0
	22	218,50	234,90	257,80	289,70	345,10	372,20	399,70	431,60	469,00	523,10
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	23	220,20	236,60	259,30	291,00	347,10	374,10	401,80	433,10	470,70	524,60
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	24	222,00	238,40	260,70	292,20	349,30	376,30	403,90	434,70	472,40	526,10
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	25	223,90	239,90	262,00	293,10	351,10	378,00	405,90	436,00	474,20	527,20
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	26	225,70	241,60	263,50	295,00	353,20	380,10	407,80	437,40	475,70	528,30
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	27	227,50	243,30	264,80	296,90	355,30	382,20	409,80	439,00	477,10	529,50
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	28	229,20	245,00	265,90	299,10	357,50	384,30	411,80	440,50	478,50	530,70
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	29	231,20	246,30	267,10	301,10	359,30	386,10	413,80	441,90	479,70	531,80
		0	0	0	0	0	0	O	0	0	0
	30	233,00	248,10	268,00	303,00	361,40	388,20	415,50	443,60	480,50	532,70
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	31	234,70	249,80	269,30	304,80	363,30	390,30	417,20	445,30	481,20	533,60
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

1 1	1 1	ı	ĺ	1	Ī	ĺ	I	1	1	ĺ
32	236,50	251,60	270,40	306,70	365,40	392,40	419,00	447,00	481,90	534,50
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	238,20	253,00	271,10	308,30	367,10	394,40	420,80	448,60	482,30	535,40
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34	239,90	254,50	272,20	310,00	369,20	396,50	422,30	450,30	483,00	536,10
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	241,60	256,00	273,00	311,80	371,20	398,60	423,90	452,00	483,70	537,00
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36	243,30	257,50	274,10	313,70	373,30	400,70	425,50	453,60	484,40	537,50
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	244,70	258,90	274,90	315,20	375,10	402,40	426,80	455,10	484,60	538,30
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38	246,50	260,30	276,00	317,00	377,20	404,00	428,30	455,70	485,30	538,90
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39	248,20	261,60	276,80	318,80	379,30	405,50	429,80	456,40	485,80	539,70
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40	249,90	263,00	277,50	320,60	381,30	407,00	431,40	457,10	486,30	540,40
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41	251,20	264,40	278,40	322,20	383,50	408,20	432,90	457,60	486,80	540,90
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42	252,60	265,40	279,90	323,70	385,60	409,50	434,20	458,30	487,20	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
43	253,90	266,70	281,40	325,40	387,70	410,50	435,50	459,00	487,60	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
44	255,20	268,10	282,60	327,10	389,80	411,50	436,80	459,60	488,00	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
45	256,30	268,80	283,60	328,90	391,50	412,40	437,60	460,30	488,40	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
46	257,40	270,00	285,10	330,80	393,30	413,60	438,40	460,80		
	0	0	0	0	0	0	0	0		

1 1	l i	ĺ	1	I	I	ı	I	ı	I
	47	258,40	270,90	286,60	332,60	394,90	414,80	439,20	461,20
		0	0	0	0	0	0	0	O
	48	259,40	272,10	288,20	334,50	396,70	416,10	440,00	461,70
		0	0	0	0	0	0	0	0
	49	260,10	272,90	289,50	335,90	398,30	417,30	440,70	462,20
		0	0	0	0	0	0	0	0
	5 0	261,00	274,20	291,10	337,50	399,00	418,10	441,20	462,70
		0	0	0	0	0	0	0	0
	51	262,10	275,00	292,80	339,10	400,00	418,90	441,60	463,00
		O	0	0	0	0	0	O	0
	52	263,20	275,80	294,50	340,80	401,20	419,70	441,90	463,50
		0	0	0	0	0	0	0	0
	53	263,70	276,70	295,60	342,30	402,50	420,10	442,10	464,00
		O	0	0	0	0	0	O	0
	54	264,90	277,90	297,30	344,10	403,60	420,80	442,60	464,10
		0	0	0	0	0	0	0	0
	55	265,70	279,20	298,90	345,70	404,80	421,50	442,90	464,40
		О	O	0	0	0	0	0	0
	56	266,80	280,60	300,60	347,50	406,10	422,20	443,20	464,60
		0	0	0	0	0	0	0	0
	57	267,80	281,50	302,00	348,70	407,40	422,80	443,40	465,00
		0	0	0	0	0	0	0	0
	58	268,60	282,60	303,80	350,40	408,10	423,30	443,70	465,20
		О	O	0	0	0	0	0	0
	59	269,40	284,10	305,40	352,10	408,90	423,90	444,00	465,40
		0	0	0	0	0	0	0	0
	60	270,20	285,30	307,10	353,80	409,70	424,50	444,30	465,60
		0	0	0	0	0	0	0	0
	61	271,10	286,50	308,30	355,10	410,30	424,90	444,50	466,00
		0	0	0	0	0	0	0	0

İ	l I	1	l	ĺ		1	I	
62	272,00	288,00	310,10	356,80	411,00	425,50	444,80	466,20
	0	0	0	0	0	0	0	0
63	273,00	289,50	311,70	358,50	411,70	426,10	445,10	466,40
	0	0	0	0	0	0	0	0
64	274,00	291,00	313,20	360,30	412,40	426,60	445,40	466,60
	0	0	0	0	0	0	0	0
65	274,90	292,20	314,60	362,00	412,70	427,10	445,80	467,10
	0	0	0	0	0	0	0	0
66	276,00	293,60	316,30	363,60	413,40	427,60	446,10	467,30
	0	0	0	0	0	0	0	0
67	277,20	294,80	318,00	365,20	414,10	428,10	446,40	467,50
	0	0	0	0	0	0	0	0
68	278,50	296,30	319,70	366,80	414,70	428,60	446,70	467,70
	0	0	0	0	0	0	0	0
69	279,50	297,60	321,00	368,10	415,00	428,90	446,90	468,10
	0	0	0	0	0	0	0	0
70	280,70	299,20	322,40	369,60	415,60	429,20	447,20	
	0	0	0	0	0	0	0	
71	282,10	300,60	323,70	370,90	416,20	429,50	447,50	
	0	0	0	0	0	0	0	
72	283,40	302,10	325,20	372,40	416,70	429,80	447,80	
	0	0	0	0	0	0	0	
73	284,40	303,10	326,30	373,50	417,20	430,10	448,00	
	0	0	0	0	0	0	0	
74	285,80	304,60	327,90	374,80	417,60	430,40	448,30	
	0	0	0	0	0	0	0	
75	287,00	305,90	329,50	376,20	418,10	430,70	448,60	
	0	0	0	0	0	0	0	
76	288,30	307,10	331,20	377,50	418,70	431,00	448,90	
	0	0	0	0	0	0	0	

		J	1	1	I	1	ļ	
77	289,30	308,10	332,80	379,00	419,00	431,20	449,10	
	0	0	0	0	0	0	0	
78	290,40	309,60	334,50	380,20	419,60	431,60	449,50	
	0	0	0	0	0	0	0	
79	291,40	311,10	336,10	381,40	420,20	431,90	449,80	
	0	0	0	0	0	0	0	
80	292,60	312,60	337,80	382,60	420,70	432,20	450,10	
	0	0	0	0	0	0	0	
81	293,30	313,80	339,50	383,70	420,90	432,40	450,30	
	0	0	0	0	0	0	0	
82	294,60	315,20	341,20	384,90	421,40	432,70	450,60	
	0	0	0	0	0	0	0	
83	295,70	316,40	342,90	386,10	421,90	433,00	450,90	
	0	0	0	0	0	0	0	
84	296,80	317,80	344,60	387,40	422,40	433,20	451,20	
	0	0	0	0	0	0	0	
85	297,90	318,90	346,10	388,40	422,70	433,40	451,90	
	0	0	0	0	0	0	0	
86	299,10	320,40	347,70	389,00	423,20	433,70		
	0	0	0	0	0	0		
87	300,30	321,90	349,20	389,60	423,50	434,00		
	0	0	0	0	0	0		
88	301,50	323,40	350,70	390,20	423,80	434,20		
	0	0	0	0	0	0		
89	302,40	324,60	351,90	390,80	424,10	434,40		
	0	0	0	0	0	0		
90	303,60	326,10	353,30	391,40	424,60	434,70		
	0	0	0	0	0	0		
91	304,60	327,60	354,60	392,00	425,00	435,00		
	0	0	0	0	0	0		

I	j i		1	I	i	İ
92	305,80	329,10	356,00	392,60	425,40	435,30
	0	0	0	0	0	0
93	306,60	330,40	357,40	393,00	425,70	435,50
	0	0	0	0	0	0
94	307,80	331,80	358,90	393,60	426,10	435,80
	0	0	0	0	0	0
95	309,00	333,20	360,40	394,10	426,50	436,10
	0	0	0	0	0	0
96	310,30	334,60	361,90	394,60	426,90	436,30
	0	0	0	0	0	0
97	311,20	335,70	363,40	394,90	427,20	436,50
	0	0	0	0	0	0
98	312,40	337,10	364,60	395,50	427,60	436,80
	0	0	0	0	0	0
99	313,60	338,40	365,80	396,10	428,00	437,10
	0	0	0	0	0	0
100	314,80	339,80	367,00	396,70	428,40	437,30
	0	0	0	0	0	0
101	315,90	341,10	368,00	396,90	428,80	437,50
	0	0	0	0	0	0
102	317,00	342,20	369,20	397,40	429,20	
	0	0	0	0	0	
103	318,10	343,40	370,40	397,90	429,60	
	0		0	0	0	
104		344,60		398.40		
	0	0	0	0	0	
105	320.20	345,70		398.70	430.30	
	0	0	0	0	0	
106		346,80		399.20		
	0		0			

107	391 50	347,90	374 00	300 70
107	321,50		374,00	399,70
100		349,00		
108				
100	0	0	0	0
109		350,00		400,30
	0	0	0	0
110	323,10	351,00	375,70	400,80
	0	0	0	0
111	323,70	352,00	376,20	401,30
	0	0	0	0
112	324,30	353,00	376,70	401,80
	0	0	0	0
113	325,10	353,80	377,00	402,10
	0	0	0	0
114	325,80	354,80	377,40	402,60
	0	0	0	0
115	326,50	355,80	378,00	403,10
	0	0	0	0
116	327,30	356,80	378,60	403,60
	0	0	0	0
117	327.80	357,90	378.90	403.90
	0	0	0	0
118		358,40		_
	0	0	0	0
119				
119	329,40	359,00 0	380,00	404,90
100		_		Ü
120		359,60		
	0	0	0	0
121		360,10		
	0	0	0	0

ĺ		1	1	
122	331,20	360,60	381,20	406,30
	0	0	0	0
123	331,70	361,10	381,70	406,80
	0	0	0	0
124	332,20	361,60	382,20	407,30
	0	0	0	0
125	332,40	361,90	382,70	407,80
	0	0	0	0
126		362,40	383,20	408,20
		0	0	0
127		362,90	383,70	408,70
		0	0	0
128		363,40	384,20	409,20
		0	0	0
129		363,80	384,50	409,70
		0	0	0
130			385,00	
			0	
131			385,50	
			0	
132			386,00	
			0	
133			386,20	
			0	
134			386,70	
			0	
135			387,20	
			0	
136			387,70	
			0	

	137			388,00							
				0							
	138			388,50							
				0							
	139			389,00							
				0							
	140			389,50							
				0							
	141			389,80							
				0							
再		246,90	258,80	263,10	295,80	312,40	326,70	351,10	387,30	419,70	463,20
任		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
用											
職											
員											

別表第3 (第3条関係)

(令4条例53・全改)

教育職給料表

3/ 17 17	以 和174X					
職員の	∖職務の	1級	2級	特2級	3級	4級
区分	級					
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用		円	円	円	円	円
職員以	1	167,500	211,600	272,300	339,000	428,000
外の職	2	169,000	213,300	274,700	341,300	429,800
員	3	170,500	215,100	277,000	343,500	431,600
	4	172,000	216,800	279,300	345,900	433,400
	5	173,700	218,700	281,800	347,900	435,000
	6	175,600	220,400	284,200	350,100	436,600
	7	177,500	222,100	286,300	351,900	438,500
	8	179,300	223,800	288,500	353,500	440,400

	1		ı	,	ı
9	181,100	225,400	290,700	355,500	442,000
10	183,200	227,300	293,000	357,700	443,900
11	185,400	229,100	295,300	359,800	445,800
12	187,300	230,900	297,600	362,100	447,700
15	189,300	232,500	299,900	364,200	449,400
14	191,400	234,500	301,800	366,200	451,300
15	193,600	236,400	303,800	368,300	453,200
16	195,700	238,400	305,600	370,300	455,100
17	7 198,100	240,100	307,400	372,100	456,700
18	3 200,400	242,800	309,800	374,100	458,600
19	203,000	245,500	312,000	376,000	460,400
20	205,300	248,300	314,500	378,100	462,300
21	207,800	250,900	316,800	379,900	464,000
22	209,400	253,700	319,400	381,800	465,800
25	3 211,100	256,700	321,800	383,700	467,600
24	1 212,800	259,600	324,500	385,600	469,400
25	5 214,500	262,000	326,700	387,500	471,000
26	3 216,100	264,600	329,100	389,400	472,700
27	7 217,800	267,100	331,500	391,300	474,300
28	3 219,500	269,400	333,800	393,200	476,000
29	221,100	271,800	336,000	394,900	477,500
30	222,800	274,200	338,000	396,900	478,900
31	224,500	276,400	339,600	398,900	480,200
32	2 226,200	278,600	341,300	400,900	481,600
38	3 227,600	280,700	343,300	402,800	482,700
34	229,400	282,900	345,600	404,400	483,400
38	5 231,100	285,100	347,800	406,100	484,100
36	3 232,800	287,200	349,900	407,800	484,900
37	7 234,400	289,400	352,200	409,100	485,500
38	3 236,200	291,200	354,300	410,600	486,200

1		•		1	
39	237,900	293,400	356,600	412,100	486,900
40	239,700	295,200	358,700	413,700	487,600
41	241,400	296,700	360,700	415,300	488,300
42	243,100	298,900	362,900	416,700	489,000
43	244,800	300,900	364,800	418,100	489,700
44	246,400	303,100	367,000	419,700	490,400
45	247,800	305,100	368,900	421,300	491,000
46	249,200	307,500	371,000	422,600	491,800
47	250,600	310,100	373,100	424,200	492,500
48	251,800	312,800	375,100	425,900	493,200
49	253,100	315,000	376,900	427,500	493,800
50	254,400	317,400	378,700	428,900	494,500
51	255,700	319,700	380,700	430,500	495,300
52	257,100	322,100	382,700	432,200	496,000
53	258,200	324,400	384,600	433,900	496,600
54	259,600	326,400	386,400	435,300	497,300
55	260,800	328,000	388,300	436,900	498,000
56	261,800	329,700	390,000	438,600	498,800
57	263,100	331,800	391,600	439,900	499,400
58	264,000	333,900	393,200	441,400	500,100
59	265,000	336,000	395,000	442,900	500,800
60	266,200	338,200	396,700	444,200	501,500
61	267,100	340,300	397,900	445,400	502,200
62	268,100	342,500	399,400	446,700	
63	269,200	344,700	400,800	448,100	
64	270,200	346,900	402,200	449,300	
65	271,400	348,900	403,600	450,500	
66	272,900	351,100	404,800	451,700	
67	274,300	353,200	406,300	452,900	
68	275,900	355,300	407,700	454,200	

1		1	1			
	69	277,300	357,100	409,000	455,300	
	70	278,800	359,200	410,400	456,500	
	71	280,100	361,300	411,800	457,800	
	72	281,500	363,300	413,200	459,000	
	73	282,400	365,400	414,500	460,100	
	74	283,800	367,400	415,900	460,800	
	75	285,100	369,400	417,400	461,300	
	76	286,400	371,400	418,700	461,800	
	77	287,300	373,100	419,900	462,300	
	78	288,300	374,800	421,200	462,900	
	79	289,200	376,500	422,500	463,400	
	80	290,300	378,200	423,900	463,900	
	81	291,500	379,800	425,300	464,500	
	82	292,700	381,300	426,500	465,100	
	83	294,000	382,800	427,500	465,600	
	84	295,200	384,400	428,800	466,100	
	85	296,200	385,400	430,000	466,600	
	86	297,400	386,900	431,200	467,200	
	87	298,500	388,300	432,500	467,800	
	88	299,700	389,700	433,500	468,300	
	89	300,700	391,000	434,600	468,800	
	90	301,900	392,300	435,700	469,400	
	91	303,100	393,600	436,700	470,100	
	92	304,300	394,900	437,700	471,100	
	93	305,200	396,200	438,600	471,700	
	94	306,300	397,400	439,500	472,700	
	95	307,500	398,700	440,300	473,700	
	96	308,700	400,100	441,100	474,700	
	97	309,600	401,300	441,900	475,400	
	98	310,700	402,400	442,300		

99 311,800 403,500 442,800 100 312,900 404,600 443,200 101 313,900 405,400 443,600 102 315,000 406,400 443,900 103 316,100 407,500 444,200 104 317,100 408,600 444,500 105 317,700 409,300 444,800 106 318,600 410,300 445,100 107 319,500 411,200 445,400 108 320,500 412,200 445,600 109 321,300 413,000 445,800	ı
101 313,900 405,400 443,600 102 315,000 406,400 443,900 103 316,100 407,500 444,200 104 317,100 408,600 444,500 105 317,700 409,300 444,800 106 318,600 410,300 445,100 107 319,500 411,200 445,400 108 320,500 412,200 445,600	
102 315,000 406,400 443,900 103 316,100 407,500 444,200 104 317,100 408,600 444,500 105 317,700 409,300 444,800 106 318,600 410,300 445,100 107 319,500 411,200 445,400 108 320,500 412,200 445,600	
103 316,100 407,500 444,200 104 317,100 408,600 444,500 105 317,700 409,300 444,800 106 318,600 410,300 445,100 107 319,500 411,200 445,400 108 320,500 412,200 445,600	
104 317,100 408,600 444,500 105 317,700 409,300 444,800 106 318,600 410,300 445,100 107 319,500 411,200 445,400 108 320,500 412,200 445,600	
105 317,700 409,300 444,800 106 318,600 410,300 445,100 107 319,500 411,200 445,400 108 320,500 412,200 445,600	
106 318,600 410,300 445,100 107 319,500 411,200 445,400 108 320,500 412,200 445,600	
107 319,500 411,200 445,400 108 320,500 412,200 445,600	
108 320,500 412,200 445,600	
100 391 300 413 000 445 900	
110 321,700 413,900 446,200	
111 322,200 414,700 446,500	
112 322,700 415,500 446,700	
113 323,300 416,000 446,900	
114 323,700 416,800 447,200	
115 324,200 417,500 447,500	
116 324,700 418,200 447,700	
117 325,100 418,700 447,900	
118 325,600 419,200	
119 326,100 419,700	
120 326,600 420,100	
121 326,900 420,500	
122 327,300 420,800	
123 327,800 421,100	
124 328,400 421,300	
125 328,700 421,500	
126 329,100 421,800	
127 329,400 422,100	
128 329,800 422,300	

1	į i	ļ i	j i	I	I	ī
	129	329,900	422,500			
	130	330,300	422,800			
	131	330,700	423,200			
	132	331,100	423,400			
	133	331,200	423,700			
	134	331,400	423,900			
	135	331,700	424,200			
	136	332,000	424,400			
	137	332,200	424,600			
	138	332,400	424,900			
	139	332,700	425,200			
	140	333,000	425,400			
	141	333,100	425,600			
	142	333,400	425,900			
	143	333,700	426,200			
	144	334,000	426,500			
	145	334,200	426,700			
	146	334,400	427,000			
	147	334,700	427,300			
	148	335,000	427,500			
	149	335,300	427,700			
	150	335,500	428,000			
	151	335,800	428,300			
	152	336,100	428,600			
	153	336,300	429,000			
再任用		239,700	281,100	310,400	339,500	426,200
職員						

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規 則で定めるものの給料月額は、この表の額に人事委員会規則で定める額をそれぞれ加算 した額とする。

別表第4(第3条関係)

(令4条例53・全改)

研究職給料表

19174	联和 <u>科</u>	I		1	1	1
職員の	∖職務の	1級	2級	3級	4級	5級
区分	級					
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用		円	円	円	円	円
職員以	1	152,300	201,300	287,900	336,800	389,700
外の職	2	153,400	203,900	290,500	339,100	392,000
員	3	154,600	206,400	292,800	341,400	394,200
	4	155,700	208,800	295,500	343,700	396,500
	5	156,900	211,500	297,700	345,700	398,100
	6	158,200	213,700	299,600	347,800	400,200
	7	159,500	215,900	301,700	350,000	402,200
	8	160,800	218,000	303,600	352,100	404,300
	9	161,900	220,200	305,500	354,000	405,900
	10	163,500	222,500	308,100	356,100	407,700
	11	165,100	224,800	310,400	358,200	409,500
	12	166,700	227,200	312,800	360,300	411,300
	13	168,100	229,300	315,100	362,100	413,000
	14	169,900	231,700	317,700	364,100	414,800
	15	171,800	234,300	320,300	366,200	416,500
	16	173,800	236,800	323,100	368,300	418,300
	17	175,700	238,900	325,400	370,000	419,300
	18	177,700	241,800	327,700	372,100	421,000
	19	179,900	244,700	329,900	374,200	422,600
	20	181,900	247,600	332,200	376,200	424,200
	21	184,000	250,200	334,100	378,000	425,500
	22	186,300	252,800	336,100	379,900	427,200
	23	188,700	255,500	337,600	381,700	428,900

	1	,	,	1	•
24	191,000	258,100	339,300	383,600	430,400
25	193,100	260,600	341,200	385,400	431,900
26	195,200	263,100	343,100	387,200	433,500
27	197,400	265,500	345,000	389,000	435,200
28	199,500	267,900	347,000	390,800	436,800
29	201,600	270,300	348,900	392,100	438,300
30	203,300	272,500	350,600	393,800	439,800
31	205,100	274,600	352,200	395,500	441,300
32	206,700	276,700	353,800	397,200	442,700
33	208,500	278,600	355,300	398,500	444,100
34	210,200	280,700	356,800	399,800	445,500
35	212,000	282,800	358,300	400,900	446,900
36	213,800	284,800	359,800	402,200	448,300
37	215,600	286,600	361,300	403,400	449,600
38	217,500	287,700	362,600	404,500	450,700
39	219,400	289,100	363,900	405,600	451,800
40	221,200	290,500	365,200	406,600	452,900
41	223,000	291,400	366,300	407,600	453,600
42	224,900	292,400	367,600	408,700	454,600
43	226,800	292,900	368,900	409,800	455,600
44	228,600	293,600	370,000	411,000	456,700
45	230,500	294,300	371,000	411,900	457,700
46	232,400	295,400	372,300	413,000	458,700
47	234,300	296,600	373,600	414,200	459,400
48	236,100	298,000	374,800	415,200	460,300
49	237,700	299,000	375,900	416,000	461,100
50	239,500	300,200	377,200	417,000	461,700
51	241,300	301,400	378,500	418,000	462,300
52	242,900	302,600	379,800	419,000	462,900
53	244,400	303,500	380,500	419,600	463,600

i			,	,	,	1
	54	246,100	304,800	381,500	420,300	464,200
	55	247,700	306,000	382,500	420,900	464,600
	56	249,300	307,100	383,500	421,600	465,200
	57	250,600	307,700	384,300	422,000	465,700
	58	251,700	308,600	385,100	422,500	466,300
	59	252,700	309,600	385,800	423,000	466,800
	60	253,800	310,500	386,500	423,400	467,200
	61	254,900	311,400	387,000	424,000	467,700
	62	255,800	312,500	387,900	424,400	468,400
	63	256,800	313,600	388,800	425,000	469,100
	64	257,800	314,800	389,700	425,900	469,900
	65	258,400	315,900	390,400	426,600	470,800
	66	259,500	317,000	391,200	427,400	471,700
	67	260,400	318,100	392,000	427,900	472,500
	68	261,100	319,200	392,800	428,700	473,200
	69	262,000	320,400	393,400	429,000	473,900
	70	263,300	321,500	394,100	429,700	474,700
	71	264,800	322,600	394,800	430,200	475,500
	72	266,200	323,700	395,400	430,600	476,300
	73	267,300	324,500	396,000	431,100	477,000
	74	268,700	325,600	396,600		
	75	270,100	326,700	397,300		
	76	271,100	327,800	398,100		
	77	272,100	328,700	398,800		
	78	273,400	329,700	399,500		
	79	274,600	330,700	400,100		
	80	275,700	331,700	400,700		
	81	276,900	332,600	401,300		
	82	278,100	333,400	401,900		
	83	279,300	334,100	402,600		

1 1	ı	1	ı
84	280,300	334,900	403,200
85	281,400	335,500	403,700
86	282,500	336,000	404,200
87	283,600	336,500	404,700
88	284,600	337,000	405,400
89	285,800	337,200	405,800
90	287,000	337,700	
91	288,200	338,200	
92	289,300	338,700	
93	290,500	339,000	
94	291,500	339,500	
95	292,500	340,000	
96	293,400	340,500	
97	294,200	341,000	
98	295,100	341,500	
99	296,000	342,000	
100	296,800	342,600	
101	297,400	343,100	
102	298,100	343,600	
103	298,800	344,100	
104	299,500	344,600	
105	300,300	344,900	
106	300,800	345,400	
107	301,300	345,800	
108	301,800	346,300	
109	301,900	346,800	
110	302,300	347,300	
111	302,600	347,700	
112	302,900	348,200	
113	303,300	348,700	

1	I]	İ			ı
	114	303,600	349,100			
	115	303,900	349,600			
	116	304,200	350,000			
	117	304,500	350,500			
	118	304,900	350,900			
	119	305,200	351,400			
	120	305,600	351,800			
	121	305,900	352,200			
再任用		221,600	263,900	289,400	328,700	357,200
職員						

別表第5 (第3条関係)

(令4条例53・全改)

医療職給料表

ア 医療職給料表(一)

/ (A)	原 城 和	/			1
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円
以外の職員	1	256,300	342,200	405,100	478,400
	2	258,800	345,200	408,000	480,700
	3	261,300	348,000	410,700	483,000
	4	263,800	351,000	413,500	485,300
	5	266,300	353,900	416,100	487,600
	6	270,100	357,000	418,500	489,800
	7	274,000	360,200	420,600	492,000
	8	277,800	363,000	422,600	494,200
	9	281,400	365,700	425,000	496,300
	10	285,400	368,400	427,600	498,400
	11	289,500	371,200	430,200	500,500
	12	293,500	373,900	432,900	502,600
	13	297,300	376,900	435,500	504,600

1	ı	1	1	1
14	301,300	380,400	438,000	506,700
15	305,300	383,800	440,500	508,800
16	309,100	387,300	442,900	510,900
17	312,800	390,800	445,100	512,800
18	316,400	393,600	447,500	514,800
19	320,000	396,100	449,900	516,800
20	323,500	398,800	452,300	518,800
21	327,300	401,600	454,300	520,600
22	331,100	403,700	456,700	522,500
23	334,600	405,700	459,100	524,400
24	338,000	407,500	461,500	526,300
25	341,500	409,700	463,800	528,000
26	344,100	411,900	466,100	529,800
27	346,800	414,100	468,300	531,600
28	349,000	416,400	470,600	533,400
29	351,600	418,700	472,700	535,200
30	353,500	420,800	475,000	537,000
31	355,500	422,900	477,300	538,800
32	357,400	425,000	479,600	540,600
33	359,600	427,000	481,500	542,100
34	361,900	428,900	483,600	543,900
35	364,200	430,900	485,700	545,700
36	366,400	432,900	487,800	547,500
37	368,700	434,900	489,700	549,000
38	371,100	436,900	491,500	550,600
39	373,400	438,800	493,300	552,200
40	375,600	440,800	495,100	553,800
41	377,800	442,600	496,700	555,400
42	378,800	444,400	498,500	556,800
43	379,600	446,100	500,300	558,200

	ı	1	l	ı
44	380,400	447,900	502,100	559,600
45	381,600	449,800	503,700	560,700
46	383,000	451,600	505,400	561,700
47	384,500	453,400	507,200	562,700
48	386,000	455,200	509,000	563,700
49	387,100	456,800	510,600	564,700
50	388,100	458,600	511,900	565,600
51	389,100	460,400	513,200	566,500
52	390,000	462,200	514,500	567,400
53	390,900	463,900	515,600	568,300
54	391,800	465,100	516,900	569,200
55	392,700	466,300	518,200	570,100
56	393,600	467,500	519,500	571,000
57	394,400	468,400	520,500	572,000
58	395,300	469,400	521,400	572,900
59	396,200	470,400	522,300	573,800
60	397,100	471,400	523,200	574,600
61	397,500	472,200	523,700	575,500
62	398,000	472,900	524,600	576,400
63	398,400	473,600	525,500	577,300
64	398,900	474,300	526,400	578,200
65	399,200	474,900	527,300	579,100
66		475,600	528,200	
67		476,300	529,100	
68		477,000	530,000	
69		477,300	530,800	
70		477,900	531,700	
71		478,600	532,600	
72		479,300	533,400	
73		479,700	534,100	

74		480,200	535,000	
75		480,900	535,900	
76		481,600	536,700	
77		481,900	537,600	
78		482,500	538,500	
79		483,100	539,400	
80		483,700	540,300	
81		484,300	541,100	
82		484,900	542,000	
83		485,500	542,900	
84		486,100	543,800	
85		486,400	544,700	
86		487,000	545,600	
87		487,500	546,500	
88		488,100	547,400	
89		488,500	548,200	
90		489,100		
91		489,700		
92		490,200		
93		490,700		
94		491,300		
95		491,900		
96		492,500		
97		493,000		
再任用職員	299,700	342,800	398,000	472,200

イ 医療職給料表(二)

職員	職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
の区	の級								
分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
再任		円	円	円	円	円	円	円	

i	i	i i	i	Í	Î	ĺ	i	i
用職	1	160,400	197,900	232,900	258,900	287,200	333,900	379,900
員以	2	161,800	199,500	234,400	260,200	289,200	336,000	382,600
外の	3	163,200	201,200	235,700	261,400	291,200	338,200	385,300
職員	4	164,600	202,900	237,200	262,600	293,400	340,300	388,000
	5	165,900	204,200	238,600	263,700	295,500	342,400	390,500
	6	167,700	205,700	240,200	265,000	297,600	344,600	393,200
	7	169,600	207,300	241,600	266,300	299,600	346,700	395,800
	8	171,200	208,800	243,100	267,500	301,800	348,900	398,500
	9	172,800	210,300	244,500	268,600	303,500	350,800	400,500
	10	174,500	212,000	246,100	269,800	305,500	352,900	402,800
	11	176,100	213,600	247,400	270,900	307,400	354,900	404,900
	12	177,900	215,300	248,700	271,900	309,200	357,000	407,100
	13	179,300	216,800	250,000	273,000	311,200	359,000	409,400
	14	181,100	218,400	251,300	274,300	313,300	361,100	411,400
	15	183,000	219,900	252,700	275,400	315,500	363,000	413,400
	16	184,800	221,300	253,900	276,700	317,700	365,100	415,600
	17	186,800	222,700	255,100	278,100	319,500	366,900	417,600
	18	188,300	224,300	256,400	279,800	321,600	369,000	419,600
	19	190,200	226,000	257,600	281,400	323,700	370,900	421,600
	20	191,900	227,600	258,600	283,200	325,900	373,000	423,600
	21	193,600	228,800	259,500	284,700	327,800	374,800	425,400
	22	195,100	230,400	260,700	286,600	329,700	376,900	427,000
	23	196,600	231,700	261,700	288,400	331,700	379,000	428,600
	24	198,100	233,300	262,700	290,200	333,700	381,100	430,200
	25	199,800	234,500	263,500	291,900	335,500	382,700	431,700
	26	201,100	236,000	264,900	293,700	337,500	384,500	433,000
	27	202,600	237,500	266,000	295,500	339,500	386,300	434,300
	28	204,000	238,800	267,200	297,300	341,600	388,000	435,700
	29	205,500	240,000	268,700	298,900	343,500	389,900	437,000
	30	206,800	241,300	270,300	300,600	345,300	391,400	438,300

ı	1	1 1	ı	ı	Ī	ĺ	1	Ī
	31	208,200	242,800	271,800	302,300	347,100	393,100	439,600
	32	209,500	244,000	273,400	303,900	348,800	394,700	440,700
	33	210,900	245,400	274,900	305,500	350,400	396,100	441,900
	34	212,300	246,800	276,700	307,300	352,300	397,300	443,200
	35	213,500	247,800	278,400	309,100	354,200	398,600	444,400
	36	214,800	249,100	280,000	310,800	356,100	399,900	445,700
	37	216,000	250,200	281,500	312,200	358,000	401,000	446,900
	38	217,300	251,300	283,100	313,900	359,600	402,200	447,600
	39	218,700	252,500	284,800	315,700	361,300	403,400	448,200
	40	219,900	253,600	286,400	317,500	363,000	404,600	448,900
	41	221,100	254,600	287,600	318,800	364,300	405,400	449,400
	42	222,300	255,700	289,100	320,500	365,500	406,200	449,800
	43	223,500	256,600	290,600	322,100	366,700	407,000	450,200
	44	224,700	257,400	292,100	323,600	367,800	407,700	450,600
	45	225,800	258,600	293,600	324,900	369,000	408,200	451,000
	46	226,900	259,900	295,300	326,500	369,900	408,900	451,400
	47	227,900	261,200	297,000	328,100	371,100	409,300	451,800
	48	229,000	262,700	298,700	329,600	372,200	409,800	452,100
	49	229,900	264,200	300,000	331,000	373,200	410,200	452,400
	50	230,700	265,600	301,500	332,300	374,200	410,500	452,900
	51	231,600	266,900	303,100	333,500	375,100	410,800	453,200
	52	232,400	268,100	304,600	334,700	376,100	411,200	453,500
	53	233,100	269,100	305,800	335,800	376,900	411,500	453,800
	54	233,900	270,400	307,300	336,800	377,800	411,800	
	55	234,700	271,800	308,800	337,800	378,700	412,100	
	56	235,500	273,000	310,300	338,700	379,600	412,400	
	57	236,200	274,100	311,600	339,500	380,200	412,700	
	58	236,800	275,300	313,000	340,300	381,000	413,000	
	59	237,400	276,500	314,200	341,100	381,800	413,300	
	60	238,100	277,500	315,600	342,000	382,600	413,700	

		1	1	1		Ī	
61	238,600	278,400	316,700	342,700	383,000	413,900	
62	239,400	279,600	318,000	343,100	383,700	414,200	
63	240,100	280,700	319,300	343,800	384,400	414,500	
64	240,600	281,700	320,700	344,500	385,100	414,800	
65	241,400	282,700	322,000	345,100	385,600	414,900	
66	242,100	283,700	322,800	345,800	386,300	415,400	
67	242,900	284,800	323,600	346,500	387,000	415,700	
68	243,600	285,900	324,400	347,200	387,700	416,000	
69	244,100	286,900	325,100	347,900	388,100	416,200	
70	244,800	288,000	325,800	348,500	388,600	416,500	
71	245,400	289,100	326,500	349,100	389,100	416,800	
72	246,100	290,200	327,100	349,700	389,600	417,100	
73	246,600	291,000	327,800	350,000	390,100	417,200	
74	247,300	291,700	328,100	350,600	390,700	417,500	
75	248,100	292,400	328,600	351,200	391,200	418,200	
76	248,800	293,200	329,300	351,800	391,900	418,900	
77	249,200	293,700	329,900	352,200	392,400	419,100	
78	249,700	294,300	330,400	352,700	392,900	419,800	
79	250,200	294,900	330,900	353,200	393,400	420,500	
80	250,500	295,500	331,400	353,600	393,900	421,200	
81	250,800	296,100	332,000	354,000	394,200	421,700	
82	251,100	296,600	332,500	354,400	394,700	422,400	
83	251,400	297,100	333,000	354,600	395,100	423,000	
84	251,800	297,600	333,500	354,900	395,500	423,700	
85	252,100	297,800	333,900	355,400	396,000	424,200	
86		298,100	334,300	355,800	396,500		
87		298,300	334,600	356,200	396,900		
88		298,600	335,000	356,600	397,300		
89		298,800	335,300	357,000	397,600		
90		299,000	335,700	357,300	398,100		

11 1 1 1		,	1	,	,	,		*
再任		192,000	219,400	248,300	264,000	288,100	329,800	373,500
	113			342,700				
	112			342,500				
	111			342,100				
	110			341,700				
	109			341,300				
	108			341,200				
	107			340,900				
	106		555,100	340,500	502,500			
	105		303,100	340,100	362,900			
	104		302,900	340,000	362,400			
	103		302,600	339,800	362,000			
	102		302,300	339,400	361,600	402,000		
	101		302,000	339,000	361,200	402,400		
	100		301,400 301,700	338,600 338,900	360,300 360,700	402,000 402,400		
	98 99		301,100	338,300	359,900	401,600		
	97		300,800	338,000	359,500	401,100		
	96		300,500	337,800	359,100	400,700		
	95		300,200	337,500	358,800	400,300		
	94		300,000	337,200	358,500	399,900		
	93		299,800	337,100	358,200	399,400		
	92		299,400	336,600	357,800	398,900		
	91		299,200	336,100	357,500	398,500		

ウ 医療職給料表(三)

職員	職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
の区	の級							
分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

再任		円	円	円	円	円	円	円
用職	1	173,400	201,000	248,400	270,600	294,800	337,700	383,200
	2	174,800	202,900	250,200	271,500	296,500	339,900	385,900
外の	3	176,300	202,900					
職員	4			251,900	272,500	298,300	342,000	388,600
1645		177,700	207,000	253,700	273,300	300,200	344,200	391,300
	5	179,100	209,100	255,200	274,000	301,800	346,100	393,500
	6	180,700	211,200	256,600	275,100	303,600	348,300	395,900
	7	182,200	213,400	258,000	275,800	305,500	350,500	398,200
	8	183,700	215,500	259,100	276,800	307,300	352,700	400,400
	9	185,000	217,700	260,100	278,000	308,700	354,200	402,700
	10	186,700	219,100	260,900	278,600	310,400	356,200	404,900
	11	188,300	220,400	261,800	279,700	311,600	358,200	407,100
	12	189,900	221,900	262,900	280,900	313,000	360,200	409,500
	13	191,400	223,000	263,900	281,900	314,500	362,500	411,600
	14	193,500	224,600	264,900	283,200	316,300	364,600	413,700
	15	195,500	226,200	265,900	284,400	318,100	366,700	415,900
	16	197,600	227,500	266,600	285,500	320,000	368,800	418,100
	17	199,600	228,900	267,400	286,700	321,600	370,900	420,200
	18	201,700	230,300	268,400	288,000	323,300	373,000	422,400
	19	203,700	231,800	269,200	289,200	325,000	375,000	424,600
	20	205,800	233,300	270,100	290,700	326,700	377,200	426,800
	21	207,900	234,600	270,900	292,000	328,200	379,000	428,800
	22	209,800	236,300	271,500	293,600	329,800	381,100	430,700
	23	211,900	238,000	272,400	294,900	331,200	383,200	432,600
	24	214,000	239,600	273,300	296,400	332,800	385,300	434,500
	25	215,800	240,900	274,400	297,400	334,200	387,500	436,200
	26	217,100	242,600	275,500	299,100	335,700	389,200	437,900
	27	218,400	244,200	276,600	300,600	337,300	391,000	439,600
	28	219,700	245,900	277,700	302,300	338,900	392,900	441,200
	29	220,700	247,700	279,000	303,300	340,100	394,800	442,400

ī	1	1 1	1	1	I	ı	1	Ĭ
	30	222,000	249,200	280,300	304,800	341,600	396,600	444,000
	31	223,200	250,500	281,700	306,300	343,100	398,500	445,400
	32	224,400	251,900	283,200	307,700	344,800	400,400	447,000
	33	225,500	252,800	284,600	309,000	346,300	402,100	448,600
	34	226,800	253,800	286,000	310,600	347,900	403,900	450,200
	35	228,200	254,700	287,400	312,200	349,500	405,700	451,800
	36	229,500	255,900	288,700	313,900	351,100	407,600	453,300
	37	230,800	256,600	289,900	315,300	352,800	409,100	454,500
	38	232,200	257,600	291,200	316,900	354,400	410,800	455,800
	39	233,600	258,600	292,400	318,300	356,000	412,600	457,100
	40	235,100	259,500	293,800	319,900	357,600	414,400	458,600
	41	236,200	260,000	294,800	321,300	358,900	416,000	459,600
	42	237,600	261,000	296,200	322,800	360,400	417,600	460,300
	43	238,800	261,800	297,600	324,300	361,900	419,200	461,200
	44	240,100	262,700	299,000	325,800	363,400	420,500	461,800
	45	241,400	263,500	300,200	326,600	364,900	421,700	462,700
	46	242,800	264,200	301,700	328,100	366,100	422,800	463,400
	47	244,100	265,100	303,200	329,600	367,600	423,800	464,200
	48	245,500	266,000	304,700	331,000	369,000	425,100	465,100
	49	246,400	266,800	305,900	332,300	370,400	426,400	465,800
	50	247,500	267,900	307,200	333,700	371,800	427,500	466,500
	51	248,500	268,800	308,300	335,000	373,200	428,800	467,200
	52	249,500	269,800	309,700	336,400	374,700	429,900	468,100
	5 3	250,200	270,900	311,000	337,900	376,100	431,100	468,900
	54	251,300	272,200	312,300	339,300	377,300	432,200	469,700
	55	252,300	273,700	313,600	340,700	378,500	433,300	470,400
	56	253,200	275,200	315,000	342,100	379,700	434,400	471,100
	57	254,000	276,400	316,000	343,000	380,800	435,500	472,000
	58	255,000	277,900	317,400	344,300	381,800	436,100	
	59	255,700	279,300	318,800	345,500	382,800	436,700	

1	1					•
60	256,500	280,800	320,200	346,800	383,800	437,100
61	257,300	282,200	321,300	348,000	384,500	437,700
62	258,100	283,600	322,600	349,000	385,300	438,200
63	258,900	284,800	323,900	350,300	386,000	438,600
64	259,800	286,200	325,200	351,500	386,800	439,100
65	260,500	287,200	326,600	352,700	387,500	439,800
66	261,400	288,500	327,900	353,900	388,200	440,200
67	262,300	289,800	329,200	355,100	388,800	440,500
68	263,000	291,100	330,500	356,200	389,600	440,800
69	263,800	292,200	331,300	357,200	390,500	441,200
70	264,800	293,700	332,400	358,300	391,100	441,600
71	265,900	295,200	333,500	359,400	391,800	442,100
72	267,100	296,700	334,500	360,500	392,500	442,800
73	268,100	297,700	335,700	361,500	393,200	443,400
74	269,300	299,100	336,500	362,600	393,700	444,100
75	270,500	300,200	337,600	363,700	394,300	444,700
76	271,700	301,600	338,800	364,800	394,800	445,300
77	272,500	302,900	339,900	365,500	395,200	445,900
78	273,600	304,200	341,100	366,300	395,800	
79	274,600	305,500	342,300	367,100	396,400	
80	275,800	306,700	343,500	367,900	396,700	
81	276,600	307,500	344,700	368,500	397,000	
82	277,600	308,700	345,800	369,000	397,500	
83	278,500	309,800	346,900	369,400	397,900	
84	279,400	311,100	348,000	369,900	398,200	
85	280,100	312,100	348,900	370,600	398,500	
86	281,100	313,300	349,900	371,100	399,000	
87	281,900	314,500	350,700	371,700	399,500	
88	282,800	315,800	351,800	372,300	400,000	
89	283,700	317,100	353,000	372,600	400,300	

1	1			1		1	1	
	90	284,700	318,300	353,700	373,100	400,700		
	91	285,400	319,500	354,500	373,700	401,200		
	92	286,400	320,700	355,300	374,200	401,600		
	93	287,100	321,600	356,000	374,500	402,000		
	94	288,100	322,300	356,600	374,900	402,400		
	95	289,100	323,000	357,200	375,300	402,900		
	96	290,200	323,600	357,800	375,800	403,300		
	97	291,000	324,200	358,200	376,400	403,800		
	98	291,800	324,600	358,700	376,900	404,200		
	99	292,500	325,300	359,200	377,400	404,700		
	100	293,400	326,000	359,600	377,900	405,100		
	101	294,000	326,400	360,100	378,500	405,500		
	102	294,800	327,000	360,600	379,000			
	103	295,600	327,600	361,100	379,500			
	104	296,400	328,200	361,500	379,900			
	105	297,200	328,700	361,800	380,500			
	106	297,700	329,200	362,300	381,000			
	107	298,200	329,700	362,700	381,500			
	108	298,700	330,200	363,000	382,100			
	109	298,900	330,400	363,500	382,700			
	110	299,300	330,800	364,000	383,200			
	111	299,500	331,200	364,500	383,700			
	112	299,900	331,600	365,000	384,200			
	113	300,100	332,000	365,500	384,800			
	114	300,400	332,400	366,000				
	115	300,800	332,800	366,500				
	116	301,100	333,100	366,900				
	117	301,400	333,300	367,400				
	118	301,700	333,700	367,900				
	119	302,000	334,000	368,400				

•	ī				
120	302,400	334,200	368,900		
121	302,700	334,400	369,300		
122	303,100	334,700	369,800		
123	303,500	335,000	370,300		
124	303,800	335,300	370,800		
125	304,000	335,600	371,100		
126	304,300	335,900			
127	304,700	336,300			
128	305,000	336,600			
129	305,100	336,700			
130	305,500	337,000			
131	305,900	337,300			
132	306,300	337,600			
133	306,500	337,900			
134	306,900	338,300			
135	307,200	338,700			
136	307,500	339,100			
137	307,700	339,400			
138	308,000	339,800			
139	308,400	340,200			
140	308,700	340,600			
141	308,900	340,900			
142	309,300	341,300			
143	309,700	341,600			
144	310,000	342,000			
145	310,100	342,400			
146	310,400	342,800			
147	310,800	343,200			
148	311,200	343,600			
149	311,300	343,900			

1		Ĺ	j	ĺ		İ		J
	150	311,600	344,300					
	151	311,900	344,700					
	152	312,200	345,100					
	153	312,500	345,400					
	154	312,800						
	155	313,000						
	156	313,300						
	157	313,700						
	158	314,000						
	159	314,300						
	160	314,600						
	161	315,000						
	162	315,300						
	163	315,600						
	164	315,900						
	165	316,300						
	166	316,600						
	167	316,900						
	168	317,200						
	169	317,600						
再任		240,400	261,200	268,600	279,100	295,800	334,100	379,700
用職								
員								

別表第六 (第三条の二関係)

(平二八条例二・追加)

行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務					
一級	主事又は技師の職務					
二級	- 副主査の職務					
	二 高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務					

 三級	L	主査の職務
一級	_	
		困難な業務を行う副主査の職務
四級		主任主査の職務
		困難な業務を行う主査の職務
	Ξ.	出先機関の課長の職務
五級	_	本庁又は委員会等の事務局の副課長の職務
		困難な業務を行う主任主査の職務
	三	出先機関の次長又は困難な業務を行う出先機関の課長の職務
	四	規模の大きい出先機関の副部長又は副室長の職務
六級	_	本庁又は委員会等の事務局の課長又は室長の職務
		主幹の職務
	三	困難な業務を行う本庁又は委員会等の事務局の副課長の職務
	四	出先機関の長又は困難な業務を行う出先機関の次長の職務
	五.	規模の大きい出先機関の部長又は室長の職務
	六	困難な業務を行う規模の大きい出先機関の副部長又は副室長の職務
七級	-	本庁又は委員会等の事務局の部次長又は局次長の職務
		困難な業務を所掌する本庁又は委員会等の事務局の課長又は室長の職務
	三	困難な業務を所掌する出先機関の長の職務
	四	規模の大きい出先機関の次長又は困難な業務を所掌する規模の大きい出先
	機	関の部長若しくは室長の職務
八級	_	本庁又は委員会等の事務局の重要な業務を所掌する部次長又は局次長の職
	務	;
	_	規模の大きい出先機関の長又は困難な業務を所掌する規模の大きい出先機
	関	の次長の職務
九級		本庁の部長又は局長の職務
	_	会計管理者の職務
	三	委員会等の事務局の長の職務
	四	困難な業務を所掌する規模の大きい出先機関の長の職務
十級	本庁	の重要な業務を所掌する部長の職務

別表第七 (第三条の二関係)

(平二八条例二・追加)

公安職給料表等級別基準職務表

	科表等赦別基準職務表
職務の級	基準となる職務
一級	巡査の職務
二級	一 巡査長の職務
	二 高度の知識又は経験を必要とする巡査の職務
三級	一 主任の職務
	二 困難な業務を行う巡査長の職務
四級	一 係長の職務
	二 困難な業務を行う主任の職務
五級	一 警察本部の課長補佐の職務
	二 警察署の課長の職務
	三 困難な業務を行う係長の職務
六級	一 困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務
	二 困難な業務を行う警察署の課長の職務
七級	一 警察本部の課長、隊長又は調査官の職務
	二 警察署の署長の職務
	三 警察署の副署長の職務
八級	一 警察本部の参事官の職務
	二 困難な業務を所掌する警察本部の課長の職務
	三 規模の大きい警察署の署長の職務
九級	一 警察本部の部長の職務
	二 重要な業務を所掌する警察本部の参事官の職務
	三 特に規模の大きい警察署の署長の職務
十級	人事委員会が定める警察本部の部長の職務

別表第八 (第三条の二関係)

(平二八条例二・追加、平二九条例一三二・平三○条例九八・令元条例六八・一部 改正)

教育職給料表等級別基準職務表

職務の級		基準となる職務			
一級	_	高等学校の講師、	助教諭、	養護助教諭、	実習助手又は寄宿舎指導員の職務

	二 中学校の講師、助教諭、養護助教諭又は寄宿舎指導員の職務三 特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職		
	務		
二級	一 高等学校の教諭又は養護教諭の職務		
	二 中学校の教諭、栄養教諭又は養護教諭の職務		
	三 特別支援学校の教諭又は養護教諭の職務		
特二級	高等学校の主幹教諭の職務		
	二 中学校の主幹教諭の職務		
	三 特別支援学校の主幹教諭の職務		
三級	一 高等学校の副校長又は教頭の職務		
	二 中学校の副校長又は教頭の職務		
	三 特別支援学校の副校長又は教頭の職務		
四級	一 高等学校の校長の職務		
	二 特別支援学校の校長の職務		

別表第九 (第三条の二関係)

(平二八条例二・追加、平三○条例五八・一部改正)

研究職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務	
一級	研究員の職務	
二級	一 主任研究員の職務	
	二 副主任研究員の職務	
三級	一 試験研究機関の部長の職務	
	二 専門研究員の職務	
	三 試験研究機関の科長の職務	
	四 困難な研究を行う主任研究員の職務	
四級	─ 困難な研究を行う試験研究機関の部長の職務	
	二 困難な研究を行う専門研究員の職務	
	三 困難な研究を行う試験研究機関の科長の職務	
五級	一 試験研究機関の長の職務	
	 二 規模の大きい試験研究機関の副所長の職務	
	三 主任専門研究員の職務	

四 困難な研究を行う規模の大きい試験研究機関の部長又は室長の職務

別表第十(第三条の二関係)

(平二八条例二・追加)

医療職給料表 (一) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務		
一級	医員の職務		
二級	医長の職務		
三級	一 出先機関の副所長、部長又はセンター長の職務		
	二 科部長又は科長の職務		
四級	一 本庁の部次長又は課長の職務		
	二 出先機関の長の職務		
	三 主幹の職務		

別表第十一(第三条の二関係)

(平二八条例二・追加、平三○条例九八・一部改正)

医療職給料表(二)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務		
一級	教務、栄養技師、医療技師又は放射線技師の職務		
二級	一 困難な業務を行う教務、栄養技師、医療技師又は放射線技師の職務		
三級	二 獣医技師又は薬剤技師の職務一 副教務主任、副主任栄養技師、副主任獣医技師、副主任薬剤技師、副主任医		
	療技師又は副主任放射線技師の職務 二 困難な業務を行う獣医技師又は薬剤技師の職務		
四級	教務主任、主任栄養技師、主任獣医技師、主任薬剤技師、主任医療技師又は主任		
	放射線技師の職務		
五級	一 出先機関の次長又は副所長の職務		
	二 規模の大きい出先機関の副部長の職務		
	三 出先機関の課長又は学科長の職務		
	四 専門教務主任、専門栄養技師、専門獣医技師、専門薬剤技師、専門医療技師		
	又は専門放射線技師の職務		
	五 困難な業務を行う主任獣医技師又は主任薬剤技師の職務		

六級		出先機関の長の職務	
	<u>-</u>	規模の大きい出先機関の部長の職務	
	三	主任専門獣医技師、主任専門薬剤技師、主任専門医療技師又は主任専門放射	
	終	線技師の職務	
	兀	困難な業務を所掌する出先機関の次長又は副所長の職務	
	五.	困難な業務を行う規模の大きい出先機関の副部長の職務	
七級	_	困難な業務を所掌する出先機関の長の職務	
		困難な業務を所掌する規模の大きい出先機関の部長の職務	

別表第十二 (第三条の二関係)

(平二八条例二・追加)

医療職給料表 (三) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務		
一級	准看護技師の職務		
二級	保健技師、助産技師、看護技師又は教務の職務		
三級	一 主任保健技師、主任助産技師、主任看護技師又は教務主任の職務		
	二 副主任保健技師、副主任助産技師、副主任看護技師又は副教務主任の職務		
四級	困難な業務を行う主任保健技師、主任助産技師、主任看護技師又は教務主任の職		
	務		
五級	一 出先機関の部長の職務		
	二 規模の大きい出先機関の副部長又は出張所の長の職務		
	三 出先機関の課長又は学科長の職務		
	四 専門保健技師、専門助産技師、専門看護技師又は専門教務主任の職務		
六級	一 規模の大きい出先機関の部長の職務		
	二 主幹の職務		
	三 困難な業務を所掌する出先機関の部長の職務		
	四 困難な業務を行う規模の大きい出先機関の副部長又は出張所の長の職務		
	五 困難な業務を行う出先機関の課長又は学科長の職務		
	六 困難な業務を行う専門保健技師、専門助産技師、専門看護技師又は専門教務		
	主任の職務		
七級	困難な業務を所掌する規模の大きい出先機関の部長の職務		

附 則(昭和二六年条例第六一号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和二十六年八月三十一日から適用する。
- 2 昭和二十六年度の寒冷地手当については、第十八条中「八月末日」とあるのを「九月十日」と読み替えるものとする。

附 則(昭和二六年条例第九○号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和二十六年十月一日から適用する。
- 2 職員の昭和二十六年十月一日(以下「切替日」という。)における職務の級は、切替日においてその者が属していた職務の級とし、その者の切替日における号給は、切替日においてその者が受けていた給料月額に対応する附則別表第一に掲げる新給料月額に対応する別表第一の給料表に定める号給とする。
- 3 職員の昭和二十六年十月二日以後この条例施行の際までの期間内の日における職務の 級は、当該期間内の日においてその者が属していた職務の級とする。
- 4 職員の前項に規定する期間内の日における号給は、当該期間内の日においてその者が受けていた給料月額に対応する附則別表第一に掲げる新給料月額に対応する別表第一の給料表に定める号給とする。
- 5 附則第二項又は前項の規定により求められた職員の新給料月額が、その者の属する職務 の級における給料の幅の中にない場合においては、その額をもつてその職員の給料月額と する。
- 6 切替日以後この条例施行の際までの期間内に於て改正前の条例の規定に基いた職員の 給料に関する決定は、この条例の相当規定に基いてされたものとする。
- 7 この条例施行前に職員に支給された給与は、この条例の規定による給与の内払とみなす。 附則別表第一

給料の新旧対照表

号	·給	改正前の条例の適用により切替日以	新給料月額
		後この条例施行の際迄の期間内の日	
		において受けていた給料月額	
		円	円
_		Ξ, 000	三、六〇〇
_		Ξ, 000	三、七00
三		三、〇五〇	三、八〇〇
四		三、一五〇	三、九〇〇
五.		三、二五〇	四、〇〇〇

1 1	1	ı
六	三、三五〇	四、一〇〇
七	三、四五〇	四、二〇〇
八	三、五五〇	四、三〇〇
九	三、六五〇	四、四〇〇
<u>-0</u>	三、七五〇	四、五〇〇
	三、八五〇	四、六〇〇
<u></u>	四、〇〇〇	四、七五〇
<u>−Ξ</u>	四、一五〇	四、九〇〇
一四	四、三〇〇	五、〇五〇
一五	四、四五〇	五、二〇〇
一六	四、六〇〇	五、三五〇
一七	四、七五〇	五、五〇〇
一八	四、九〇〇	五、七〇〇
一九	五、〇五〇	五、九〇〇
	五、二〇〇	六、一〇〇
<u> </u>	五、三五〇	六、三〇〇
<u> </u>	五、五〇〇	六、五〇〇
三三	五、七〇〇	六、七00
二四	五、九〇〇	六、九〇〇
二五	六、一〇〇	七、一00
二六	六、三〇〇	七、三00
二七	六、五〇〇	七、五五〇
二八	六、七〇〇	七、八〇〇
二九	六、九〇〇	八、〇五〇
三〇	七、一00	八、三〇〇
三一	七、三00	八、六〇〇
==	七、五〇〇	八、九〇〇
三三	七、八〇〇	九、二五〇
三四	八、一〇〇	九、六〇〇
三五	八、四〇〇	九、九五〇

三六	八、七〇〇	-O, <u>=</u> 00
三七	九、〇〇〇	一〇、六五〇
三八	九、三〇〇	, 000
三九	九、六〇〇	、四〇〇
四〇	九、九〇〇	 、八〇〇
四一	-0, =00	-=, =00
四二	一〇、五〇〇	一二、六〇〇
四三	一〇、八〇〇	一三、000
四四	, -00	一三、五〇〇
四五	一一、四〇〇	一四、〇〇〇
四六	, too	一四、五〇〇
四七	-=, -00	一五、〇〇〇
四八	一二、五〇〇	一五、五〇〇
四九	一二、九〇〇	一六、〇〇〇
五〇	一三、三〇〇	一六、六〇〇
五一	一三、七00	-t, <u>-</u> 00
五二	一四、二〇〇	一七、八〇〇
五三	一四、七〇〇	一八、四〇〇
五四	一五、二〇〇	一九、〇〇〇
五五	一五、七〇〇	一九、六〇〇
五六	一六、二〇〇	二〇、四〇〇
五七	一六、七〇〇	<u> </u>
五八	一七、二00	==, 000
五九	一七、七00	二二、八〇〇
六〇	一八、三〇〇	二三、六〇〇
六一	一八、九〇〇	二四、四〇〇
六二	一九、五〇〇	二五、二〇〇
六三	=0,-00	二六、二〇〇
六四	二0、八00	二七、二00
六五	二一、五〇〇	二八、二〇〇

1	İ	i
六六	==, =00	二九、二〇〇
六七	二二、九〇〇	三0、三00
六八	二三、六〇〇	三一、四〇〇
六九	二四、三〇〇	三二、五〇〇
七〇	二五、〇〇〇	三三、六〇〇
七一	二六、〇〇〇	三四、七〇〇
七二	=t,000	三六、〇〇〇
七三	二八、〇〇〇	三七、三00
七四	二九、〇〇〇	三八、六〇〇
七五	ΞΟ, ΟΟΟ	三九、九〇〇
七六	三一、〇〇〇	四一、二〇〇
七七	==, 000	四二、五〇〇
七八	ΞΞ, ΟΟΟ	四四、〇〇〇
七九	三四、〇〇〇	四五、五〇〇
八〇	三五、〇〇〇	四七、〇〇〇
八一	三六、〇〇〇	四八、五〇〇
八一 八二	三七、000	五〇、〇〇〇

附 則(昭和二七年条例第一一号)

この条例は、昭和二十七年四月一日から施行する。

附 則(昭和二七年条例第五七号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。

附 則(昭和二七年条例第六六号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 寒冷地手当の支給地域の区分に関する条例(昭和二十六年福島県条例第六十二号)は、 廃止する。

附 則(昭和二七年条例第一○○号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第四条及び別表の改正規定並びに附則第三項から第 八項までの規定は、昭和二十七年十一月一日から適用する。
- 2 改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第五条の規定は、 昭和二十八年一月一日から適用する。但し、改正後の条例第七条の二、第十六条の二及び

第十六条の三の規定は、任命権者が人事委員会の承認を得て定めるところにより、実施の可能な限度において逐次これを適用するものとし、その間は、なお従前の例による。

- 3 職員の昭和二十七年十一月一日(以下「切替日」という。)における職務の級は、改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の適用により切替日においてその者が属していた職務の級とし、その者の切替日における号給は、改正前の条例の適用により切替日においてその者が受けていた給料月額に対応するこの条例の附則別表に掲げる新給料月額に対応する別表第一の給料表に定める号給とする。
- 4 職員の昭和二十七年十一月二日以後この条例施行の際までの期間内の日における職務の級は、改正前の条例の適用により当該期間内の日においてその者が属していた職務の級とし、その者の当該期間内の日における号給は、改正前の条例の適用により当該期間内の日においてその者が受けていた給料月額に対応するこの条例の附則別表に掲げる新給料月額に対応する別表第一の給料表に定める号給とする。
- 5 前二項の規定により求められた職員の新給料月額が、その者の属する職務の級における 給料の幅の中にない場合においては、その額をもつてその職員の給料月額とする。
- 6 切替日以後この条例施行の際までの期間内において改正前の条例の規定に基いてされ た職員の給料に関する決定は、改正後の条例の相当規定に基いてされたものとみなす。
- 7 この条例施行前改正前の条例の規定に基いてすでに職員に支払われた切替日以後昭和 二十七年十二月三十一日までの期間に係る給与は、改正後の条例の規定による給与の内払 いとみなす。
- 8 附則第三項及び第四項の規定の適用については、改正前の条例の適用により職員が属し、 又は受けていた職務の級、号給及び給料月額は、改正前の条例及びこれに基く人事委員会 規則その他の規定に従つて定められたものでなければならない。
- 9 昭和二十七年における改正後の条例第十七条の二の規定の適用については、同条中「十二月十五日(この日が日曜日に当るときは、その前日)」又は「その支給日」とあるのは「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和二十七年福島県条例第百号)施行の日」と、「その日に支給する。」とあるのは「その日から五日以内に支給する。」と読み替えるものとする。

附則別表

給料の新旧対照表

号給	改正前の条例の適用により切替日以	新給料月額
	後この条例施行の際までの期間内の	

	日において受けていた給料月額	
	円	円
	三、六〇〇	四、四〇〇
<u>-</u>	三、七00	四、五〇〇
Ξ.	三、八〇〇	四、六〇〇
四	三、九〇〇	四、七〇〇
五.	四、〇〇〇	四、八〇〇
六	四、一〇〇	四、九〇〇
t	四、二〇〇	五、〇〇〇
八	四、三〇〇	五、一〇〇
九	四、四〇〇	五、二〇〇
<u>-</u> 0	四、五〇〇	五、三〇〇
	四、六〇〇	五、四〇〇
<u></u>	四、七五〇	五、五五〇
<u> </u>	四、九〇〇	五、七〇〇
一四	五、〇五〇	五、八五〇
一五	五、二〇〇	六、000
一六	五、三五〇	六、二〇〇
一七	五、五〇〇	六、四〇〇
一八	五、七〇〇	六、六五〇
一九	五、九〇〇	六、九〇〇
_0	六、一〇〇	七、一五〇
	六、三〇〇	七、四〇〇
	六、五〇〇	七、六五〇
三三	六、七00	七、九〇〇
二四	六、九〇〇	八、一五〇
二五	七、一00	八、四〇〇
二六	t, =00	八、六五〇
二七	七、五五〇	八、九五〇
二八	七、八〇〇	九、二五〇

	1	
二九	八、〇五〇	九、五五〇
三〇	八、三〇〇	九、八五〇
三一	八、六〇〇	一〇、二五〇
三二	八、九〇〇	一〇、六五〇
三三	九、二五〇	 , -00
三四	九、六〇〇	一一、五五〇
三五	九、九五〇	-=', 000
三六	-O, <u>E</u> OO	一二、四五〇
三七	一〇、六五〇	一二、九〇〇
三八	, 000	一三、四〇〇
三九	一一、四〇〇	一四、〇〇〇
四〇	一、八〇〇	一四、六〇〇
四—	-=, =00	一五、二〇〇
四二	一二、六〇〇	一五、八〇〇
四三	一三、〇〇〇	一六、四〇〇
四四	一三、五〇〇	一七、一〇〇
四五	一四、〇〇〇	一七、八〇〇
四六	一四、五〇〇	一八、五〇〇
四七	一五、〇〇〇	一九、二〇〇
四八	一五、五〇〇	_0,000
四九	一六、〇〇〇	二0、八00
五〇	一六、六〇〇	二一、六〇〇
五一	一七、二〇〇	二二、四〇〇
五二	一七、八〇〇	二三、三〇〇
五三	一八、四〇〇	二四、二〇〇
五四	一九、〇〇〇	二五、一〇〇
五五	一九、六〇〇	二六、二〇〇
五六	二〇、四〇〇	二七、三00
五七	=-, =00	二八、四〇〇
五八	==, 000	二九、五〇〇

1	1	
五九	ΞΞ、ΛΟΟ	三〇、六〇〇
六〇	二三、六〇〇	三一、九〇〇
六一	二四、四〇〇	三三、二〇〇
六二	二五、二〇〇	三四、五〇〇
六三	二六、二〇〇	三五、九〇〇
六四	二七、二00	三七、三〇〇
六五	二八、二〇〇	三八、八〇〇
六六	二九、二〇〇	四〇、三〇〇
六七	ΞΟ, ΞΟΟ	四一、八〇〇
六八	三一、四〇〇	四三、三〇〇
六九	三二、五〇〇	四四、八〇〇
七0	三三、六〇〇	四六、三〇〇
七一	三四、七〇〇	四七、八〇〇
七二	三六、〇〇〇	四九、五〇〇
七三	三七、三00	五一、二〇〇
七四	三八、六〇〇	五二、九〇〇
七五	三九、九〇〇	五四、八〇〇
七六	四一、二〇〇	五六、七〇〇
七七	四二、五〇〇	五八、六〇〇
七八	四四、〇〇〇	六〇、五〇〇
七九	四五、五〇〇	六二、六〇〇
ЛО	四七、000	六四、七〇〇
八一	四八、五〇〇	六六、八〇〇
八二	五〇、〇〇〇	六九、〇〇〇

附 則(昭和二八年条例第一号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和二十七年八月末日から適用する。
- 2 職員に対し昭和二十七年八月末日以後既に支給された寒冷地手当及び石炭手当の額は、 この条例による改正規定に基き支給されるべき寒冷地手当及び石炭手当の額の内払いと みなし、その差額は、この条例施行の日(以下「施行日」という。)において職員である 者であつて昭和二十七年八月末日において南会津郡田島町及び北海道に在勤していた者

に限り、施行日から十日以内に支給する。但し、その者が施行日において在勤する地域の施行日における寒冷地手当の支給割合が南会津郡田島町の施行日における寒冷地手当の支給割合より低い場合又は施行日において北海道に在勤しない場合においては、この限りでない。

3 前項における寒冷地手当の額は、その職員が昭和二十七年八月末日現在において受ける べきであつた給料の月額と扶養手当の月額を基礎として計算するものとする。

附 則(昭和二八年条例第三六号)

改正 平成四年一二月二二日条例第九一号 平成一五年一一月二八日条例第八二号

- 1 この条例は、昭和二十八年十月一日から施行し、第十八条の二の改正規定は、昭和二十 八年八月末日から適用する。
- 2 職員に対しすでに昭和二十八年八月末日に支給された石炭手当は、この条例の規定による石炭手当の内払とみなし、その差額は、この条例施行の日から十日以内に支給する。
- 3 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十七条に規定する単純な労務に 雇用される職員の給与については、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)附則第五項及び同法第十七条並びに地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十八条の規定に基づき別に条例で定められるまでの間は、職員の給与に関する条例を準用する。

(平四条例九一・平一五条例八二・一部改正)

附 則(昭和二八年条例第四八号)

この条例は、昭和二十八年十二月三十一日から施行する。

附 則(昭和二八年条例第四九号)

- 1 この条例は、昭和二十九年一月一日から施行する。
- 2 昭和二十九年一月一日(以下「切替日」という。)における職員の職務の級は、切替日においてその者が属していた職務の級と同一とし、その号給は、この条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の適用により切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に対応するこの条例の附則別表に掲げる新給料月額に対応する給料表に定める号給とする。
- 3 前項の規定の適用により求められた職員の新給料月額が、その者の属する職務の級にお ける給料の巾の中にない場合においては、その額をもつてその職員の給料月額とする。
- 4 附則第二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及び改正前の条例の適

用により切替日の前日において受けていた給料月額は、改正前の条例及びこれに基く人事 委員会規則その他の規程に従つて定められたものでなければならない。

5 削除

(昭三二条例四六)

- 6 左の各号に掲げる条例は、廃止する。
 - 一 昭和二十八年度における期末手当の支給の特例に関する条例(昭和二十八年福島県条 例第二十五号)
 - 二 給料の支給日の特例に関する条例(昭和二十八年福島県条例第四十六号)
 - 三 県職員に対する昭和二十八年度期末手当及び勤勉手当支給の特例に関する条例(昭和 二十八年福島県条例第四十七号)
 - 四 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和二十八年福島県条例第四十八号)

附則別表

給料の新旧対照表

号給	切替日の前日における給料月額	新給料月額
	円	円
	四、四〇〇	四、九〇〇
	四、五〇〇	五、〇〇〇
三	四、六〇〇	五、一〇〇
四	四、七〇〇	五、二〇〇
五	四、八〇〇	五、三〇〇
六	四、九〇〇	五、四〇〇
七	五、〇〇〇	五、五〇〇
八	五、一〇〇	五、六〇〇
九	五、二〇〇	五、七〇〇
- 0	五、三〇〇	五、八〇〇
 -	五、四〇〇	五、九〇〇
<u>-</u>	五、五五〇	六、〇五〇
一三	五、七〇〇	六、二〇〇
一四	五、八五〇	六、四〇〇

一五	六、000	六、六〇〇
一六	六、二〇〇	六、九〇〇
一七	六、四〇〇	七、二00
一八	六、五〇〇	七、五〇〇
一九	六、九〇〇	七、八〇〇
=0	七、一五〇	八、一〇〇
	七、四〇〇	八、四〇〇
	七、六五〇	八、七〇〇
==	七、九〇〇	九、〇〇〇
二四	八、一五〇	九、三〇〇
二五	八、四〇〇	九、六〇〇
二六	八、六五〇	-0,000
二七	八、九五〇	一〇、四〇〇
二八	九、二五〇	一〇、八〇〇
二九	九、五五〇	, =00
三0	九、八五〇	、六00
=-	一〇、二五〇	-=', -00
==	一〇、六五〇	一二、六〇〇
三三	, -00	一三、一〇〇
三四	一一、五五〇	一三、六〇〇
三五	-=', 000	一匹、一〇〇
三六	一二、四五〇	一四、六〇〇
三七	一二、九〇〇	一五、一〇〇
三八	一三、四〇〇	一五、六〇〇
三九	一四、〇〇〇	一六、三〇〇
四〇	一四、六〇〇	一七、000
四一	一五、二〇〇	ー七、七〇〇
四二	一五、八〇〇	一八、四〇〇
四三	一六、四〇〇	一九、一〇〇
四四	一七、一〇〇	一九、八〇〇

四五	一七、八〇〇	二〇、五〇〇
四六	一八、五〇〇	<u>,0</u>
四七	一九、二〇〇	==, 000
四八	<u> </u>	二二、八〇〇
四九	二〇、八〇〇	二三、六〇〇
五〇	二一、六〇〇	二四、四〇〇
五一	二二、四〇〇	二五、三〇〇
五二	二三、三〇〇	二六、二〇〇
五三	二四、二〇〇	二七、三00
五四	二五、一〇〇	二八、四〇〇
五五.	二六、二〇〇	二九、五〇〇
五六	二八、三〇〇	三〇、六〇〇
五七	二八、四〇〇	三一、七〇〇
五八	二九、五〇〇	三二、八〇〇
五九	三〇、六〇〇	三三、九〇〇
六〇	三一、九〇〇	三五、三〇〇
六一	ΞΞ、二00	三六、七〇〇
六二	三四、五〇〇	三八、一〇〇
六三	三五、九〇〇	三九、六〇〇
六四	三七、三00	四一、一〇〇
六五	三八、八〇〇	四二、七〇〇
六六	四〇、三〇〇	四四、三〇〇
六七	四一、八〇〇	四五、九〇〇
六八	四三、三〇〇	四七、五〇〇
六九	四四、八〇〇	四九、一〇〇
七0	四六、三〇〇	五〇、七〇〇
七一	四七、八〇〇	五二、三〇〇
七二	四九、五〇〇	五三、九〇〇
七三	五一、二〇〇	五五、五〇〇
七四	五二、九〇〇	五七、三〇〇

七五	五四、八〇〇	五九、一〇〇
七六	五六、七〇〇	六〇、九〇〇
七七	五八、六〇〇	六二、七〇〇
七八	六〇、五〇〇	六四、五〇〇
七九	六二、六〇〇	六六、三〇〇
八〇	六四、七〇〇	六八、一〇〇
八一	六六、八〇〇	六九、九〇〇
八二	六九、〇〇〇	七二、000

附 則(昭和二九年条例第八四号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和二十八年八月一日から適用する。但し、この条例 施行前すでに同日以降支給された給与は、附則第四項の規定による給与の内払とみなす。

附 則(昭和三一年条例第一三号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十年十二月十五日から適用する。
- 2 この条例施行前改正前の職員の給与に関する条例第十七条の規定により昭和三十年十 二月十五日に支払われた期末手当は改正後の同条の規定による期末手当の内払とみなし、 その差額は、この条例施行の日から十日以内に支給する。

附 則(昭和三一年条例第六八号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 昭和三十一年度に限り、薪炭手当の支給に関しては、第十八条の二第一項中「八月末日」 とあるのは、「一月十日」と読み替えるものとする。

附 則(昭和三二年条例第一号)

- 1 この条例は、昭和三十二年一月十日から施行し、昭和三十一年十二月十五日から適用する。
- 2 この条例の施行前改正前の職員の給与に関する条例第十七条の規定により昭和三十一年十二月十五日に支給した期末手当は、改正後の同条の規定による期末手当の内払とみなし、その差額は、この条例の施行の日から十五日以内に支給する。

附 則(昭和三二年条例第四六号)

改正 昭和三四年一〇月一七日条例第二六号 昭和三五年一二月二六日条例第五一号 昭和三六年一〇月六日条例第三四号 昭和三七年一二月二五日条例第七〇号

昭和三八年一月一〇日条例第一号 昭和三八年一二月二五日条例第四三号 昭和三九年一二月二五日条例第一二三号 昭和四一年四月一日条例第九号 昭和四二年一二月二二日条例第四三号 昭和四五年一二月二二日条例第五六号

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和三十二年十一月一日から施行し、同年四月一日から適用する。 (条例の廃止)
- 2 教育職員の給与の特例に関する条例(昭和二十九年福島県条例第十三号)及び警察職員 の給与の特例に関する条例(昭和二十九年福島県条例第五十四号)は、廃止する。 (給料の切替及びその切替に伴う措置)
- 3 昭和三十二年四月一日(以下「切替日」という。)において切り替えられる職員の給料月額(以下「切替給料月額」という。)は、改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の給与条例」という。)又は廃止前の教育職員の給与の特例に関する条例若しくは廃止前の警察職員の給与の特例に関する条例(以下「廃止前の特例条例」という。)の適用により同年三月三十一日においてその者が受けていた給料月額(任命権者が定める職員については、任命権者が人事委員会と協議して定める額。以下「旧給料月額」という。)に対応する附則別表第一から附則別表第五までの切替表(以下「切替表」という。)に掲げる新給料月額に対応するそれぞれの給料表(その者がこの条例の施行に伴い切替日において適用を受けることとなつた改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の別表第一から別表第五までに掲げる給料表をいう。)に定めるその者の属する職務の等級の号給とし、その者の属する職務の等級に新給料月額と同じ額の号給がないときは、その額とする。
- 4 旧給料月額が、切替表に期間の定のある旧給料月額である職員のうち、附則第六項の規定により切替給料月額を受ける期間に通算される期間が切替表に定める期間に達しない者については、前項の規定にかかわらず、切替表の旧給料月額の欄におけるその者の旧給料月額に相当する額の直近上位の額(その額が切替表の旧給料月額の欄におけるその者の旧給料月額に相当する額の直近下位の額に対応する新給料月額に達しない額であるときは、その新給料月額)をその者の切替給料月額とする。
- 5 前項の規定により切替給料月額を決定された職員については、その者の切替給料月額を

受ける期間(附則第六項の規定により通算される期間を含む。)が昭和三十二年七月一日までにその者の旧給料月額について切替表に定める期間に達することとなる者にあつては同年同月同日を、その他の者にあつては同年十月一日をそれぞれ切替日とみなし、その者の旧給料月額を基礎として、附則第三項の規定を適用し、その日におけるその者の給料月額を決定するものとする。

- 6 改正後の給与条例第四条第四項及び第六項の規定の適用については、切替日の前日における給料月額を受けていた期間(その期間がその給料月額について改正前の給与条例第四条第五項各号に定める期間の最短期間をこえるときは、その最短期間)に三月(切替日の前日における給料月額を受けていた期間が三月未満である職員で人事委員会の定めるものについては、六月)を加えた期間(任命権者が定める職員については、任命権者が人事委員会と協議して定める期間)を切替給料月額を受ける期間に通算する。
- 7 前項の場合において、切替表に期間の定のある旧給料月額を基礎として附則第三項の規 定に基き切替給料月額を決定された者については、前項の規定により切替給料月額を受け る期間に通算される期間からその者の旧給料月額について切替表に定める期間を減じて 通算する。
- 8 前二項の規定により切替給料月額を受ける期間に通算される期間が職員の切替給料月額について給料表に掲げる昇給期間をこえる場合においては、その者の切替日以降における昇給について、改正後の給与条例第四条第四項又は第六項に規定する昇給期間をそのこえる部分に相当する期間短縮する。
- 9 旧給料月額が五万七百円をこえる職員の切替日以降における最初の昇給については、附 則第六項の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところによる。
- 10 昭和二十九年七月一日(警察職員については、昭和二十六年一月一日)から切替日の前日までの間において改正前の給与条例第四条第七項ただし書の規定(警察職員については、昭和二十六年一月一日から昭和二十九年六月三十日までの間は、昭和三十二年法律第百五十四号による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第八条第六項ただし書の規定)により昇給した職員(任命権者が人事委員会と協議して定める職員を含む。)で他の職員との権衡上特に必要があると認められるものについては、人事委員会の定めるところにより、その者の切替日(附則第五項の規定により給料月額が決定される職員については、同項の規定により切替日とみなされる日)以降における昇給について、改正後の給与条例第四条第四項又は第六項に規定する昇給期間を短縮することができる。

- 11 附則第三項又は附則第五項の規定により決定された給料月額がその者の属する職務の 等級の最低の号給に達しない職員の当該号給に達するまでの昇給については、人事委員会 規則の定めるところによる。
- 12 改正後の給与条例第四条の二の規定の適用を受ける職員については、附則第三項から前項までの規定は、適用しない。
- 13 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(差額の支給)

14 この条例の施行の日の前日における改正前の給与条例及び廃止前の特例条例の規定による職員の給料(廃止前の警察職員の給与の特例に関する条例附則第五項の規定による調整手当を含む。)、勤務地手当及び給料の特別調整額並びに職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十九年福島県条例第十二号)第十条の規定による特殊勤務手当(以下本項中「へき地手当」という。)の月額の合計額(以下本項中「旧給与月額」という。)が同日における改正後の給与条例の規定によるその者の給料、暫定手当及び給料の特別調整額並びにへき地手当の月額の合計額(以下本項中「新給与月額」という。)をこえるときは、新給与月額が同日における旧給与月額(給料表の適用を異にして異動する場合その他人事委員会の定める事由に該当する場合にあつては、人事委員会の定める額)に達するまで、その差額を手当として人事委員会が定めるところにより、その者に支給する。

(昭三四条例二六・旧第二十項繰上、昭四五条例五六・旧第十九項繰上) (給与の内払等)

15 この条例の施行前に改正前の給与条例及び廃止前の特例条例の規定に基いてすでに職員に支払われた切替日以降この条例の施行の日の前日までの期間にかかる給与(以下本項中「既支給の給与」という。)は、改正後の給与条例の規定による給与(以下本項中「改正後の給与」という。)の内払とみなす。ただし、既支給の給与の額が改正後の給与の額をこえている場合には、そのこえている部分に相当する額の給与は、改正後の給与条例の規定に基いて支払われたものとみなす。

(昭三四条例二六・旧第二十一項繰上、昭四五条例五六・旧第二十項繰上)

 $16\sim25$ (略)

附則別表第一 行政職給料表、公安職給料表、研究職給料表及び医療職給料表 (二) の適用 を受ける職員 (附則別表第二の適用を受けるものを除く。) の切替表

旧給料月額新給料月	期間	旧給料月	新給料月	期間	旧給料月	新給料月	期間

額			額	額		額	額	
円	円	月	円	円	月	円	円	月
5,400	5,900		11,600	12,300		28,400	30,300	6
5,500	6,100	6	12,100	13,300	6	29,500	32,000	9
5,600	6,100		12,600	13,300		30,600	32,000	
5,700	6,300	6	13,100	14,300	6	31,700	33,700	3
5,800	6,300		13,600	14,300		32,800	35,400	6
5,900	6,600	6	14,100	15,300	6	33,900	37,100	9
6,050	6,600		14,600	15,300		35,300	37,100	
6,200	7,000	6	15,100	16,300	6	36,700	38,800	3
6,400	7,000		15,600	17,300	9	38,100	40,500	6
6,600	7,400	6	16,300	17,300		39,600	42,200	6
6,900	7,400		17,000	18,300	3	41,100	44,400	9
7,200	8,000	6	17,700	19,300	6	42,700	44,400	
7,500	8,000		18,400	20,300	9	44,300	46,600	3
7,800	8,600	6	19,100	20,300	3	45,900	48,800	6
8,100	8,600		19,800	21,400	9	47,500	51,000	9
8,400	9,200	6	20,500	21,400		49,100	51,000	
8,700	9,200		21,200	22,600	6	50,700	53,200	3
9,000	9,800	6	22,000	23,800	9	52,300	55,400	
9,300	9,800		22,800	23,800		53,900	55,400	
9,600	10,600	6	23,600	25,000	3	55,500	57,600	
10,000	10,600		24,400	26,200	6	57,300	60,000	
10,400	11,400	6	25,300	27,500	9	59,100	62,400	
10,800	11,400		26,200	27,500		60,900	62,400	
11,200	12,300	6	27,300	28,900	3			

附則別表第二 公安職給料表の適用を受ける職員で旧給料月額が7,500円以下のものの切

替表

旧給料月額	新給料月額	期間
円	円	月
6,400	7,300	

6,600	7,700	6
6,900	7,700	
7,200	8,100	6
7,500	8,100	

附則別表第三 教育職給料表(一)及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員の切替表

1117/	パリカリコン	717	13 1024	M1712X (/ //	<u> </u>	144/14/17/17/17	\ / - ^	714	C / C / O	W JC	
旧新	給料月	新給料月	期	旧給料月	新給料月	期	旧給料月	新給料月	期	旧給料月	新給料月	期
額		額	間	額	額	間	額	額	間	額	額	間
	円	円	月	円	円	月	円	円	月	円	円	月
	6,900	7,400		12,600	13,800	6	22,800	23,600		41,100	42,800)
	7,200	8,000	6	13,100	13,800		23,600	25,200	6	42,700	44,400)
	7,500	8,000		13,600	14,800	6	24,400	26,800	9	44,300	46,000)
	7,800	8,600	6	14,100	14,800		25,300	26,800	3	45,900	47,600)
	8,100	8,600		14,600	15,800	6	26,200	28,400	6	47,500	49,600	3
	8,400	9,200	6	15,100	15,800		27,300	30,000	9	49,100	51,600	6
	8,700	9,200		15,600	17,000	6	28,400	30,000	3	50,700	53,600	6
	9,000	9,800	6	16,300	17,000		29,500	31,600	6	52,300	55,600)
	9,300	9,800		17,000	18,200	3	30,600	33,200	9	53,900	55,600)
	9,600	10,800	9	17,700	19,400	6	31,700	33,200		55,500	57,600)
1	0,000	10,800	3	18,400	19,400	3	32,800	34,800	3	57,300	60,000)
1	0,400	11,800	9	19,100	20,800	6	33,900	36,400	6	59,100	62,400)
1	0,800	11,800	6	19,800	20,800	3	35,300	38,000	9	60,900	62,400	
1	1,200	11,800		20,500	22,200	ę	36,700	39,600	9			
1	1,600	12,800	6	21,200	22,200		38,100	39,600				
1	2,100	12,800		22,000	23,600	6	39,600	41,200				

附則別表第四

教育職給料表(二)の適用を受ける職員の切替表

4人 月 40人	阳月红 (一)	マノ週月	1年文17日報	長の別日私				
旧給料月額	新給料月額	期間	旧給料月額	新給料月額	期間	旧給料月額	新給料月額	期間
円	円	月	円	円	月	円	円	月
6,050	6,600		12,600	13,800	6	26,200	28,200	6
6,200	7,000	6	13,100	13,800		27,300	29,400	6
6,400	7,000		13,600	14,800	6	28,400	30,600	9

1 1	1		1	1		İ İ	ĺ	I
6,600	7,400	6	14,100	14,800		29,500	31,800	9
6,900	7,400		14,600	15,800	6	30,600	31,800	
7,200	8,000	6	15,100	15,800		31,700	33,300	
7,500	8,000		15,600	16,800	3	32,800	34,800	3
7,800	8,600	6	16,300	17,800	6	33,900	36,300	6
8,100	8,600		17,000	18,800	9	35,300	37,800	6
8,400	9,200	6	17,700	18,800		36,700	39,300	9
8,700	9,200		18,400	19,800	3	38,100	40,800	9
9,000	9,800	6	19,100	20,800	9	39,600	42,300	6
9,300	9,800		19,800	20,800	3	41,100	43,800	6
9,600	10,800	9	20,500	21,800	6	42,700	45,300	6
10,000	10,800	3	21,200	22,800	9	44,300	46,800	3
10,400	11,800	9	22,000	23,800	9	45,900	48,300	3
10,800	11,800	6	22,800	23,800		47,500	49,800	3
11,200	11,800		23,600	24,800		49,100	51,300	3
11,600	12,800	6	24,400	25,800	3	50,700	52,800	3
12,100	12,800		25,300	27,000	3			

附則別表第五

医療職給料表 (三) の適用を受ける職員の切替表

旧給料月額	新給料月額	期間	旧給料月額	新給料月額	期間	旧給料月額	新給料月額	期間
円	円	月	円	円	月	円	円	月
6,600	7,300	3	14,100	15,500	9	29,500	31,500	6
6,900	7,800	6	14,600	15,500	3	30,600	32,700	6
7,200	7,800		15,100	16,500	9	31,700	33,900	6
7,500	8,300	6	15,600	16,500		32,800	35,100	6
7,800	8,300		16,300	17,500	3	33,900		
8,100	8,900	6	17,000	18,500	6			
8,400	9,900		17,700	19,500	9			
8,700	9,500	6	18,400	19,500				
9,000	9,500		19,100	20,500	6			
9,300	10,200	6	19,800	21,500	9			

9,600	10,200	20,500	21,500	
10,000	11,000 6	21,200	22,500 3	
10,400	11,000	22,000	23,500 6	
10,800	11,800 6	22,800	24,500 9	
11,200	11,800	23,600	24,500	
11,600	12,600 3	24,400	25,500	
12,100	13,500 9	25,300	26,700 3	
12,600	13,500 3	26,200	27,900 3	
13,100	14,500 9	27,300	29,100 6	
13,600	14,500 3	28,400	30,300 6	

附 則(昭和三二年一二月二四日条例第六一号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十二年十二月十四日から適用する。
- 2 この条例の施行前改正前の職員の給与に関する条例第十七条又は改正前の県議会の議員の報酬等に関する条例第五条の規定により昭和三十二年十二月十四日に支給した期末 手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなし、その差額は、この条例の施 行の日から十日以内に支給する。

附 則(昭和三三年八月一日条例第五三号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

附 則(昭和三三年一〇月二八日条例第七三号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、別表第六の改正規定は、昭和三十三年八月三十日から適用する。
- 2 職員に対し昭和三十三年八月三十日に支給された寒冷地手当及び薪炭手当の額は、この 条例による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定に 基き支給されるべき寒冷地手当及び薪炭手当の内払とみなし、その差額及び改正後の条例 の規定に基き新たに薪炭手当の支給を受けるべき職員に対する薪炭手当は、この条例の施 行の日(以下「施行日」という。)において、職員である者であつて、昭和三十三年八月 三十日において改正後の条例の規定による支給地域に在勤していたものに限り、施行日か ら十日以内に支給する。ただし、その者が施行日において在勤する地域の施行日における 寒冷地手当の支給割合がその者の昭和三十三年八月三十日において在勤していた地域の 施行日における寒冷地手当の支給割合より低い場合においては、この限りでない。

附 則(昭和三四年一月六日条例第一号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十三年十二月十五日から適用する。
- 2 この条例の施行前改正前の職員の給与に関する条例第十七条又は改正前の県議会の議員の報酬等に関する条例第五条の規定により昭和三十三年十二月十五日に支給した期末手当は、改正後のこれらの条例の規定による期末手当の内払とみなし、その差額は、この条例の施行の日から十日以内に支給する。

附 則(昭和三四年六月一三日条例第一五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三四年一〇月一七日条例第二六号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用する。ただし、第二条の規定(附則第十五項の改正規定中「「給料表の各職務の等級のそれぞれの号給(以下「号給」という。)」の下に「に係る職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和三十四年福島県条例第二十六号)の規定による改正前の職員の給与に関する条例の給料表の当該号給」を加え、」に係る部分を除く。)は、昭和三十四年十月一日から適用する。(昭和三十四年九月三十日までの間の給料月額)
- 2 職員の給与に関する条例(以下「条例」という。)別表第一から別表第五までに掲げる 給料表(以下「給料表」という。)の昭和三十四年四月一日から同年九月三十日までの間 における適用については、給料表の給料月額欄に掲げる額は、この条例の附則別表第一か ら附則別表第七までに定めるところによりそれぞれ読み替えるものとする。

(給料表の改正に伴う措置)

- 3 昭和三十四年三月三十一日又は同年九月三十日において条例第四条第六項ただし書若 しくは第四条の二後段の規定の適用により職務の等級の最高の号給をこえる給料月額を 受ける職員の同年四月一日又は同年十月一日における給料月額は、人事委員会規則の定め るところによる。
- 4 前項の規定により昭和三十四年四月一日又は同年十月一日における給料月額を決定される職員のそれぞれの日以降における最初の条例第四条第六項ただし書の規定による昇給については、その者の同年三月三十一日又は同年九月三十日における給料月額を受けていた期間を、前項の規定により決定される同年四月一日又は同年十月一日における給料月額を受ける期間にそれぞれ通算する。

(給与の内払)

5 この条例の施行前に改正前の条例の規定に基いてすでに職員に支払われた昭和三十四

年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの期間に係る給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(暫定手当の特例)

6 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十二年福島県条例第四十六号) 附則第十七項の規定の昭和三十四年四月一日から同年九月三十日までの間における適用 については、同項中「その者が受ける調整額の月額」とあるのは、「その者が受ける調整 額の月額の範囲内で人事委員会の定める額」と読み替えるものとする。

附則別表第一

行政職給料表、公安職給料表、研究職給料表及び医療職給料表 (二) の給料月額欄に掲げる額 (附則別表第二及び附則別表第五に掲げるものを除く。) の読替表

リる領し		又UPIIII加权别工	T(-19)/2 D O 12	C 1/31 (0) -> p)	H X
給料表の給料	読み替える額	給料表の給料月	読み替える額	給料表の給料	読み替える額
月額欄に掲げ		額欄に掲げる額		月額欄に掲げ	
る額				る額	
円	円	円	円	円	円
6,830	6,500	19,210	18,300	44,230	42,200
7,040	6,700	20,260	19,300	46,540	44,400
7,360	7,000	21,300	20,300	48,840	46,600
7,780	7,400	22,460	21,400	51,150	48,800
8,200	7,800	23,710	22,600	53,450	51,000
9,020	8,600	24,970	23,800	55,750	53,200
9,850	9,400	26,220	25,000	58,060	55,400
10,680	10,200	27,480	26,200	60,360	57,600
11,210	10,700	28,840	27,500	62,870	60,000
11,950	11,400	30,310	28,900	65,390	62,400
12,680	12,100	31,770	30,300	67,900	64,800
13,530	12,900	33,550	32,000	70,410	67,200
14,470	13,800	35,330	33,700	72,920	69,600
15,420	14,700	37,110	35,400	75,440	72,000
16,370	15,600	38,890	37,100	78,580	75,000
17,310	16,500	40,670	38,800	81,720	78,000
18,260	17,400	42,450	40,500		

附則別表第二 公安職給料表の給料月額欄に掲げる額のうち21,150円以下の額の読替表

給料表の給料月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円
8,090	7,700
8,510	8,100
8,930	8,500
9,450	9,000
10,280	9,800
11,210	10,700
12,150	11,600

附則別表第三 教育職給料表(一)及び医療職給料表(一)の給料月額欄に掲げる額(附則別表第六に掲げるものを除く。)の読替表

7372757 11-14	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				,
給料表の給料	読み替える額	給料表の給料	読み替える額	給料表の給料	読み替える額
月額欄に掲げ		月額欄に掲げ		月額欄に掲げ	
る額		る額		る額	
円	円	円	円	円	円
11,310	10,800	29,780	28,400	56,170	53,600
12,060	11,500	31,460	30,000	58,270	55,600
13,000	12,400	33,140	31,600	60,360	57,600
13,950	13,300	34,810	33,200	62,870	60,000
14,900	14,200	36,490	34,800	65,390	62,400
15,840	15,100	38,160	36,400	67,900	64,800
16,790	16,000	39,840	38,000	70,410	67,200
17,950	17,100	41,510	39,600	72,920	69,600
19,100	18,200	43,190	41,200	75,440	72,000
20,360	19,400	44,860	42,800	78,580	75,000
21,830	20,800	46,540	44,400	81,720	78,000
23,290	22,200	48,210	46,000		
24,760	23,600	49,890	47,600		
26,430	25,200	51,980	49,600		
28,110	26,800	54,080	51,600		

附則別表第四 教育職給料表 (二) の給料月額欄に掲げる額の読替表

給料表の給料	読み替える額	給料表の給料	読み替える額	給料表の給料	読み替える額
月額欄に掲げ		月額欄に掲げ	月額欄に掲げ		
る額		る額		る額	
円	円	円	円	円	円
7,360	7,000	18,690	17,800	34,920	33,300
7,780	7,400	19,730	18,800	36,490	34,800
8,200	7,800	20,780	19,800	38,060	36,300
8,820	8,400	21,830	20,800	39,630	37,800
9,650	9,200	22,870	21,800	41,200	39,300
10,480	10,000	23,920	22,800	42,770	40,800
11,310	10,800	24,970	23,800	44,340	42,300
12,060	11,500	26,020	24,800	45,910	43,800
13,000	12,400	27,060	25,800	47,480	45,300
13,950	13,300	28,320	27,000	49,050	46,800
14,900	14,200	29,580	28,200	50,620	48,300
15,840	15,100	30,830	29,400	52,190	49,800
16,790	16,000	32,090	30,600	53,760	51,300
17,740	16,900	33,340	31,800	55,330	52,800

附則別表第五 研究職給料表の給料月額欄に掲げる額のうち13,630円以下の額の読替表

給料表の給料月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円
6,830	6,500
7,040	6,700
7,360	7,000
7,780	7,400
8,200	7,800
9,020	8,600
9,950	9,500
10,880	10,400
11,410	10,900

12,150	11,600
12,780	12,200
13,630	13,000

附則別表第六 医療職給料表(一)の給料月額欄に掲げる額のうち19,200円以下の額の読替表

給料表の給料月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円
12,560	12,000
13,600	13,000
14,450	13,800
15,300	14,600
16,140	15,400
16,990	16,200
18,050	17,200
19,200	18,300

附則別表第七 医療職給料表(三)の給料月額欄に掲げる額の読替表

給料表の給料	読み替える額	給料表の給料	読み替える額	給料表の給料	読み替える額
月額欄に掲げ		月額欄に掲げ		月額欄に掲げ	
る額		る額		る額	
円	円	円	円	円	円
7,470	7,100	15,630	14,900	26,750	25,500
8,090	7,700	16,580	15,800	28,000	26,700
8,710	8,300	17,520	16,700	29,260	27,900
9,340	8,900	18,470	17,600	30,520	29,100
10,070	9,600	19,420	18,500	31,770	30,300
10,590	10,100	20,470	19,500	33,030	31,500
11,230	10,700	21,510	20,500	34,290	32,700
11,970	11,400	22,560	21,500	35,540	33,900
12,800	12,200	23,610	22,500	36,800	35,100
13,640	13,000	24,650	23,500		
14,580	13,900	25,700	24,500		

附 則(昭和三五年六月一四日条例第二三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三五年一〇月二〇日条例第三一号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十五年四月一日から適用する。ただし、第三 条第五項の改正規定は、昭和三十五年十一月一日から適用する。

(給料表の改正に伴う措置)

- 2 昭和三十五年三月三十一日において職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。) 第四条第三項若しくは第六項ただし書又はこの条例による改正前の給与条例(以下「改正前の条例」という。)第四条の二後段の規定の適用により職務の等級の最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の同年四月一日における給料月額は、人事委員会規則の定めるところによる。
- 3 前項の規定により昭和三十五年四月一日における給料月額を決定される職員の同日以降における最初の給与条例第四条第六項ただし書の規定による昇給については、その者の同年三月三十一日における給料月額を受けていた期間を、前項の規定により決定される同年四月一日における給料月額を受ける期間に通算する。

(給与の内払)

- 4 この条例の施行前に改正前の条例の規定に基づいてすでに支払われた昭和三十五年四月一日からこの条例の施行の日の属する月の末日までの期間にかかる給与は、この条例による改正後の給与条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による給与の内払とみなす。この場合において、昭和三十五年八月末日において支給されるべき石炭手当の額については、改正後の条例第十八条の二第二項中「一五、七三〇円」とあるのは、「二一、四五〇円」と読み替えて適用するものとする。
- 5 この条例の施行前に職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十五年福島県条例第三十二号)による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十三年福島県条例第五十四号)の規定に基づいてすでに支払われた昭和三十五年四月一日からこの条例の施行の日の属する月の末日までの期間にかかる次の表の上欄に掲げる特殊勤務手当は、改正後の条例の規定に基づいて支給されるべきそれぞれ同表当該下欄に掲げる手当の内払とみなす。

上欄	下欄
産業教育手当	産業教育手当

6 前項の場合において、すでに支払われた産業教育手当の額が、改正後の条例の規定に基づいて支給されるべき産業教育手当の額をこえているときは、そのこえている部分に相当する額は、改正後の条例の規定に基づいて支給されるべき定時制通信教育手当の内払とみなす。

附 則(昭和三五年一二月二六日条例第五一号)

改正 昭和三六年三月二五日条例第一号 昭和三六年三月三一日条例第三号

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定については、当該各号に定める日からそれぞれ適用する。
 - 一 第三条の二、第四条、第十六条の三、別表第一から別表第五まで及び附則第十七項の 規定中職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十二年福島県条例第四十 六号)の附則第十四項から附則第十八項までの改正規定並びにこの条例の附則第二十一 項の規定 昭和三十五年十月一日
 - 二 第十七条の改正規定 昭和三十五年十二月十五日
 - 三 附則第十七項の規定中職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十二年 福島県条例第四十六号)の附則第二十八項から附則第三十一項までの改正規定並びにこ の条例の附則第十八項及び附則第十九項の規定 昭和三十三年一月一日 (新職務の等級の決定)
- 2 職員の昭和三十五年十月一日(以下「切替日」という。)におけるこの条例による改正 後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)に規定する給料表による 職務の等級(以下「新職務の等級」という。)は、切替日の前日においてこの条例による 改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定によりその者 が属していた職務の等級(以下「旧職務の等級」という。)と同じ職務の等級とし、切替日以後この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、改正前の条例の規定により新たに給料表の適用を受ける職員となつた者、給料表の適用を異にして異動した者及び職務の等級を異にして異動した者の当該適用又は異動の日における新職務の等級は、改正前の条例の規定により当該適用又は異動の日においてその者が属していた旧職務の等級と同じ職務の等級とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、切替日の前日において次の各号に掲げる職務の等級に属して

いた職員の切替日における新職務の等級は、施行日から五月以内に改正後の条例第三条の 二の規定の趣旨に基づいて任命権者が人事委員会の承認を得て決定するものとする。切替 日以後施行日の前日までの間において、改正前の条例の規定によりこれらの職務の等級を 異にして異動し、又は新たにこれらの職務の等級に定められた者の当該異動の日又は新た に定められた日における新職務の等級についても同様とする。

- 一 行政職給料表の一等級から六等級までの職務の等級
- 二 研究職給料表の四等級及び五等級の職務の等級
- 三 医療職給料表(二)の三等級及び四等級の職務の等級 (昭三六条例一・一部改正)

(給料の切替え及び切替えに伴う措置)

- 4 切替日の前日において改正前の条例の規定により職務の等級の最高の号給以外の号給を受けている職員の切替日における号給は、その者の切替日の前日における号給を受けていた月数(人事委員会又は任命権者が人事委員会の承認を得て定める職員については、人事委員会又は当該任命権者が人事委員会の承認を得て定める月数を増減した月数)に当該号給の直近下位の号給から一号給までの号給にかかる改正前の条例に規定する給料表の昇給期間欄に掲げる月数の合計月数を加えて得た月数(以下「切替月数」という。)を十二月で除して得た数(一に満たない端数は、切り捨てる。)に一を加えた数により、次の各号に定めるところに従い決定するものとする。
 - 一 行政職給料表、研究職給料表又は医療職給料表 (二) の適用を受ける者については、 その数を附則別表第一から附則別表第三までに掲げるそれぞれの切替給料額表の号欄 に求めて得られる号に対応する旧職務の等級欄に掲げる額(以下「切替給料額」という。) により改正後の条例に規定する給料表(以下「新給料表」という。) の当該新職務の等 級欄に同じ額の号給があるときは、当該号給とし、同じ額の号給がないときは、その直 近上位の額の新給料表の号給とする。
 - 二 前号に掲げる給料表以外の給料表の適用を受ける者については、その数と同じ新給料 表の当該新職務の等級の号給とする。
- 5 前項の場合において、その数が新給料表に定める最高の号給の号数をこえることとなる者については、人事委員会規則の定める給料月額による。
- 6 切替日の前日において改正前の条例の規定により旧職務の等級の最高の号給又は最高 の号給をこえる給料月額を受けている職員の切替日における号給又は給料月額は、人事委 員会規則の定めるところによる。

- 7 切替日の前日において改正前の条例第四条の三前段の規定により給料月額を受ける職員の切替日における号給は、附則第四項の規定にかかわらず、切替日の前日において受ける号給と号数を同じくする号給とする。
- 8 切替日の前日において附則別表第四の左欄に掲げる号給を受ける者に対する附則第四 項の規定の適用については、切替月数に同表当該右欄に掲げる月数を増減するものとする。
- 9 改正後の条例第四条第四項及び第六項の規定の適用については、附則第四項の規定により切替日における号給を決定される職員にあつては、同項の規定により切り捨てられた端数に十二月を乗じて得た月数を、附則第五項及び附則第六項の規定により号給又は給料月額が決定される職員にあつては、人事委員会規則の定めるところにより算出した月数を、それぞれ附則第四項から附則第六項までの規定により決定される切替日における号給又は給料月額を受ける期間に通算する。
- 10 切替日以後施行日の前日までの間において、改正前の条例の規定により新たに給料表の適用を受ける職員となつた者、給料表の適用を異にして異動した者及び職務の等級又は 号給若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異 動の日における号給又は給料月額の決定及び当該号給又は給料月額を受けることとなる 期間(この期間に通算される期間を含む。)の算定については、人事委員会の定めるとこ ろによる。
- 11 附則第四項から附則第六項までの規定により行政職給料表、研究職給料表又は医療職給料表 (二) の各職務の等級の直近上位の号給又は人事委員会の定める号給若しくは給料月額に決定された場合において、附則別表第一から附則別表第三までの切替給料額表の給料月額又はこれに相当する人事委員会の定める号給若しくは給料月額と新給料表の号給又は給料月額との間に差額を生じたときは、人事委員会の定めるところにより、当該職員について当該号給又は給料月額を受ける期間を調整するものとする。
- 12 昭和三十二年四月一日以後切替日の前日までの間において、職務の等級を異にして異動した職員の切替日における号給又は給料月額及び附則第九項の規定により通算されることとなる期間については、切替日において職務の等級を異にして異動したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより必要な調整を行なうことができる。
- 13 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替えに関して必要な事項は、人事委員会規則の定めるところによる。 (給与の内払)

14 この条例の施行前に改正前の条例の規定に基づいてすでに職員に支払われた切替日以 降施行日の属する月の末日までの期間にかかる給与は、改正後の条例の規定による給与の 内払とみなす。

(附則第三項の職員の給料等の暫定的取扱い)

- 15 附則第三項の規定により新職務の等級が決定される職員(以下「附則第三項の職員」という。)の切替日(附則第三項後段に規定する者については、当該異動の日又は新たに定められた日)以後当該新職務の等級が決定される日までの間における給料及び給料を計算の基礎とする手当(以下次項で「給料等」という。)については、附則第四項第一号の規定によつて求められた切替給料額(附則第十項の規定の適用を受ける者については、切替給料額に準じて同項の規定により人事委員会が定める額)に基づいて支給する。
- 16 附則第三項の規定により新職務の等級が決定された場合において、前項の規定により 切替給料額に基づき附則第三項の職員に対して給料等が支払われているときは、当該すで に支払われた給料等は、新給料表に基づいて支払われるべき給料等の内払とみなす。この 場合において、すでに支払われた給料等の額が新給料表に基づいて支払われるべき給料等 の額をこえているときは、そのこえている部分に相当する額は、新給料表に基づいて支払 われたものとみなす。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

17 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十二年福島県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(特別職の職員等に対する暫定手当の廃止に伴う整理)

18 特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年福島県条例第百一号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

19 福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例(昭和二十四年福島県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

20 前二項の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例及び福島県教育委員会 教育長の諸給与支給に関する条例並びにこの条例による改正前の職員の給与に関する条 例の一部を改正する条例(昭和三十二年福島県条例第四十六号)附則第二十八項の規定に 基づいてすでに知事、副知事、出納長、常勤の監査委員及び教育委員会教育長並びに知事 の秘書に支払われた給料及び暫定手当(以下本項中「既支給の給与」という。)は、附則 第一項及び前二項の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例及び福島県教 育委員会教育長の諸給与支給に関する条例(以下本項中「改正後のこれらの条例」という。) の規定に基づいて支払われるべき給料(以下本項中「改正後の給料」という。)の内払と みなす。ただし、既支給の給与の額が改正後の給料の額をこえている場合には、そのこえ ている部分に相当する額の給与は、改正後のこれらの条例の規定に基づいて支払われたも のとみなす。

(福島県旅費条例の一部を改正する条例の一部改正)

21 福島県旅費条例の一部を改正する条例(昭和三十二年福島県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(附則第三項の職員の旅費の暫定的取扱い)

22 附則第三項の職員について新職務の等級が決定される日までの間における旅費の取扱いについては、附則第一項第一号及び前項の規定による改正後の福島県旅費条例の施行にかかわらず、なお、従前の例による。

(医療職給料表(二)適用職員の特例)

23 改正後の条例別表第五医療職給料表 ロ 医療職給料表 (二) の適用については、同 給料表の二等級一号給及び三等級四号給から同十一号給までの給料月額は、改正後の条例 の規定にかかわらず、当分の間、附則別表第五に定める給料月額に読み替えるものとする。

(昭三六条例三・追加)

附則別表第一

行政職給料表切替給料額表

切替日の前日に	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
おける旧職務の						
等級						
号	円	円	円	円	円	円
1	38,600	25,700	19,200	14,800	9,300	8,000
2	41,000	27,200	20,500	15,900	10,200	8,300
3	43,400	28,700	21,800	17,000	11,100	8,600
4	45,800	30,200	23,100	18,100	12,000	8,900
5	48,200	31,700	24,400	19,200	12,900	9,300

1	1	ı		1		1
6	50,600	33,200	25,700	20,300	13,800	10,200
7	53,100	34,700	27,000	21,400	14,800	11,100
8	55,600	36,200	28,300	22,500	15,800	12,000
9	58,100	37,700	29,600	23,700	16,900	12,900
10	60,600	39,500	30,900	24,900	18,000	13,800
11	62,600	41,300	32,300	26,100	19,100	14,700
12	64,600	43,100	33,700	27,300	20,200	15,700
13	66,300	45,500	35,100	28,700	21,300	16,700
14	67,800	47,500	36,500	30,100	22,400	17,700
15		49,500	37,900	31,400	23,500	18,700
16		51,300	39,300	32,600	24,700	19,600
17		53,000	40,700	33,700	25,900	20,500
18		54,600	42,100	34,800	27,100	21,300
19		56,100	43,500	35,900	28,200	22,000
20		57,600	44,900	37,000	29,100	22,700
21		59,100	46,200	38,100	30,000	23,300
22			47,300	39,000	30,900	23,900
23			48,200	39,800	31,800	24,400
24				40,500	32,500	24,900
25					33,100	
26					33,700	
27					34,300	

附則別表第二

研究職給料表切替給料額表

切替日の前日に	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
おける旧職務の					
等級					
号	円	円	円	円	円
1	34,700	24,400	14,400	9,300	8,000
2	36,600	25,800	15,600	10,300	8,300
3	38,500	27,200	16,800	11,300	8,600

1	ı	ı	ĺ	ĺ	Î	Ĺ
	4	40,400	28,700	18,000	12,300	8,900
	5	42,300	30,200	19,200	13,300	9,300
	6	44,200	31,700	20,500	14,400	10,300
	7	46,500	33,200	21,800	15,500	11,300
	8	48,800	34,700	23,100	16,700	12,300
	9	51,100	36,200	24,400	17,900	13,300
	10	53,400	37,700	25,700	19,100	14,300
	11	55,700	39,200	27,000	20,300	15,300
	12	58,000	40,700	28,300	21,500	16,300
	13	60,300	42,200	29,700	22,700	17,300
	14	62,200	43,700	31,100	23,900	18,300
	15	64,100	45,200	32,500	25,100	19,300
	16	65,800	46,600	33,900	26,300	20,100
	17	67,500	48,000	35,300	27,500	20,900
	18		49,400	36,700	28,700	21,500
	19		50,800	38,100	29,700	22,100
	20		52,000	39,500	30,700	22,700
	21		53,200	40,600	31,700	23,300
	22		54,400	41,700	32,700	23,900
	23		55,400	42,800	33,700	24,500
	24		56,400	43,700	34,500	25,100
	25			44,600	35,300	
	26			45,500	36,100	
	27			46,300	36,900	
	28			47,100	37,600	

附則別表第三

医療職給料表(二)切替給料額表

<u> </u>	V (—/ / / P / /	<i>N N</i>		
切替日の前日に	1等級	2等級	3等級	4等級
おける旧職務の				
等級				
号	円	円	円	円

1 1	ı	ı	ı	ı
1	29,700	16,700	12,000	8,300
2	31,500	18,000	12,900	8,600
3	33,300	19,300	13,800	8,900
4	35,100	20,600	14,700	9,300
5	36,900	21,900	15,700	10,200
6	38,700	23,200	16,700	11,100
7	40,500	24,500	17,800	12,000
8	42,300	25,800	18,900	12,900
9	44,100	27,100	20,000	13,800
10	45,900	28,400	21,100	14,700
11	47,400	29,700	22,200	15,700
12	48,700	31,000	23,400	16,700
13	50,000	32,300	24,600	17,700
14	51,100	33,600	25,800	18,700
15	52,200	34,700	27,000	19,800
16	53,300	35,800	28,000	20,900
17		36,900	29,000	22,000
18		37,800	30,000	23,100
19		38,700	30,800	24,000
20		39,500	31,600	24,800
21		40,300	32,400	25,500
22			33,200	26,100
23			34,000	26,700
24			34,700	27,300
25			35,400	27,900
26				28,500
27				29,100

附則別表第四

切替月数の調整表

	右欄						
改正前の条例に規定する行	改正前の条例に規定する行 旧職務の等級 号給						

1	İ	I	I I
政職給料表	1等級	10号給	3月を差し引く
		11号給	6月を差し引く
	2等級	15号給	3月を差し引く
	3等級	 15号給から17号	3月を差し引く
		給まで	
	4等級	 16号給から19号	3月を差し引く
		給まで	
	5等級	18号給から22号	3月を加える
		給まで	
	6等級	16号給及び17号	3月を差し引く
		給	
		18号給	6月を差し引く
改正前の条例に規定する公	5等級	1号給から21号	6月を加える
安職給料表		給まで	
改正前の条例に規定する教	2等級	 21号給から31号	3月を加える
育職給料表 (二)		給まで	

附則別表第五

(昭36条例3・追加)

(中30末)	710		
職務の等級	号給	読み替えられる給料月額	読み替える給料月額
		円	円
2等級	1号給	16,700	16,900
3等級	4号給	14,700	14,800
	5号給	15,700	15,800
	6号給	16,700	16,900
	7号給	17,800	18,000
	8号給	18,900	19,100
	9号給	20,000	20,200
	10号給	21,100	21,300
	11号給	22,200	22,400

附 則(昭和三六年三月二五日条例第一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三六年三月三一日条例第三号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日から適用する。
- 2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十五年福島県条例第五十一号。 以下「昭和三十五年改正条例」という。)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

3 この条例の施行前に、この条例による改正前の職員の給与に関する条例及び昭和三十五年改正条例附則第十五項の規定に基づいてすでに職員に支払われた昭和三十五年十月一日以降この条例の施行の日の属する月の末日までの期間にかかる給与は、この条例による改正後の職員の給与に関する条例及び昭和三十五年改正条例附則第二十三項の規定による給与の内払いとみなす。

附 則(昭和三六年七月二五日条例第二二号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

附 則(昭和三六年一○月六日条例第三四号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。 (給与の内払い)
- 2 職員に対し、昭和三十六年八月三十一日に支給された寒冷地手当及び薪炭手当は、この条例による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定に基づいて支給されるべき寒冷地手当及び薪炭手当の内払いとみなし、その差額及び改正後の条例の規定に基づいて新たに薪炭手当の支給を受けるべき職員に対する薪炭手当は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において職員である者であつて、昭和三十六年八月三十一日において改正後の条例の規定による支給地域に在勤していたものに限り支給する。ただし、その者が施行日において在勤する地域の施行日における寒冷地手当の支給割合が、その者の昭和三十六年八月三十一日において在勤していた地域の施行日における寒冷地手当の支給割合より低い場合においては、この限りでない。

附 則(昭和三六年一二月二五日条例第四二号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、第三条の二の改正規定を除き、昭和三十六年十月一日から適用する。ただし、第七条の三の改正規定は、昭和三十七年四月一日から施行する。 (給料の切替え及び切替えに伴う措置)

- 2 昭和三十六年十月一日(以下「切替日」という。)の前日において改正前の職員の給与 に関する条例(以下「条例」という。)の規定により研究職給料表の適用を受ける職員の 切替日における号給は、切替日の前日において改正前の条例の規定によりその者が受ける 号給の号数に、附則別表に定める号数を加えた号数の号給とする。
- 3 切替日の前日において改正前の条例の規定により職務の等級の最高の号給又は最高の 号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額は、人事委員会規 則の定めるところによる。
- 4 前二項の規定により切替日における号給又は給料月額を決定される職員で人事委員会が定めるものに対する切替日以降における最初の条例第四条第四項及び第六項の規定の適用については、人事委員会が定める期間を前二項の規定により決定される切替日における号給又は給料月額を受ける期間に通算する。
- 5 教育職給料表(二)の適用を受ける職員で、職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例(昭和三十五年福島県条例第五十一号)附則第八項の規定の適用を受けたもの及び人 事委員会が定めるものに対するこの条例(附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同 じ。)の施行の日(以下「施行日」という。)以降における最初の条例第四条第四項及び 第六項の規定の適用については、同条第四項中「十二月」とあるのは「十五月」と、同条 第六項ただし書中「二十四月」とあるのは「二十七月」と、「十八月」とあるのは「二十 一月」とする。
- 6 次の各号の一に該当する職員で、昭和三十二年四月一日から施行日までの間に学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定により学士と称することができる者又は学位を授与された者(以下この項において「学士等」という。)となつたものに対する施行日以降における最初又はその次の条例第四条第四項又は第六項の規定の適用については、予算の範囲内で、人事委員会の定めるところにより、通じて十二月をこえない範囲内で同条第四項又は第六項に規定する期間(以下この項において「昇給期間」という。)を短縮することができる。ただし、教育職員の給料月額の調整に関する条例(昭和三十二年福島県条例第五十七号)の適用を受けた職員及び昭和三十二年四月一日以後学士等となつたことによりその号給を一号給以上上位の号給に調整された職員又はその昇給期間を短縮された職員については、人事委員会の定めるところにより、その昇給期間の短縮の全部又は一部を行なわない。
 - 田和三十二年三月三十一日において職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十二年福島県条例第四十六号)による廃止前の教育職員の給与の特例に関する

条例(昭和二十九年福島県条例第十三号)の規定による高等学校等教育職員級別給料表の適用を受ける職員として在職し、引き続き施行日まで教育職給料表(二)の適用を受ける職員として在職した者

- 二 昭和三十二年三月三十一日において福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例 の一部を改正する条例(昭和三十二年福島県条例第五十八号)による改正前の福島県市 町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和三十一年福島県条例第五十六号)の規定に よる教育職員級別給料表の適用を受ける教育職員として在職し、その後当該職員から引 き続いて教育職給料表(二)の適用を受ける職員に異動し、引き続き施行日まで同給料 表の適用を受ける職員として在職した者
- 7 切替日以後施行日の前日までの間において、改正前の条例の規定により新たに研究職給料表の適用を受ける職員となった者、研究職給料表の適用を受ける職員でその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額について異動のあったもの及びこれらの職員以外の職員で新たに職務の等級の最高の号給若しくは最高の号給をこえる給料月額を受けることとなったもの又はその受ける職務の等級の最高の号給若しくは最高の号給をこえる給料月額について異動のあったものの改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給若しくは給料月額及び当該号給又は給料月額を受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。
- 8 切替日以後施行日の前日までの間において、改正前の条例の規定により、新たに給料表の適用を受ける職員となつた者及びその属する職務の等級又はその受ける号結若しくは 給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日におけ る職務の等級又は号給若しくは給料月額及び当該号給又は給料月額を受けることとなる 期間については、他の職員との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定め るところにより、必要な調整を行なうことができる。
- 9 昭和三十五年十月一日以後切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動 した職員の切替日における号給又は給料月額及び当該号給又は給料月額を受けることと なる期間(附則第四項の規定により通算されることとなる期間を含む。)については、切 替日において職務の等級を異にして異動したものとした場合との権衡上必要と認められ る限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。
- 10 附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の適用により職員が 属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく人事委員会規則に従つて定められたものでなければならない。

11 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替えに関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(給与の内払い)

12 この条例の施行前に改正前の条例の規定に基づいてすでに職員に支払われた切替日以 降施行日の属する月の末日までの期間にかかる給与は、改正後の条例の規定による給与の 内払いとみなす。

(県議会の議員の報酬等に関する条例の一部改正)

13 県議会の議員の報酬等に関する条例(昭和二十二年福島県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

14 前項の規定による改正前の県議会の議員の報酬等に関する条例の規定に基づいてすで に県議会の議員に支払われた期末手当は、前項の規定による改正後の県議会の議員の報酬 等に関する条例の規定に基づいて支払われるべき期末手当の内払いとみなす。

附則別表

研究職給料表の適用を受ける職員の号給切替表

職務の等級	切替日の前日において受ける号給の号数に加える号数	
1等級		0
2等級		3
3等級		2
4等級		3
5等級		0

附 則(昭和三八年一月一〇日条例第一号)

改正 昭和三八年一月一○日条例第三号 昭和三八年三月一五日条例第五号 昭和三九年一二月二五日条例第一二三号 昭和四○年一二月二八日条例第八一号

(施行期日)

1 この条例は、公布の日以降において規則で定める日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

(昭三八条例三・一部改正)

(昭和三八年規則第一四号で昭和三八年二月二八日から施行)

(号給職員の切替え)

- 2 昭和三十七年十月一日(以下「切替日」という。)の前日において改正前の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)の規定により職務の等級の最高の号給以外の号給を受ける職員(以下次項において「号給職員」という。)のうち、その者の切替日の前日における号給(以下「旧号給」という。)が附則別表第一から附則別表第五までの切替表(以下「切替表」という。)に掲げられている職員(次項に規定する職員を除く。)の切替日における号給はその者の旧号給に対応する切替表に定める号給とし、その者の旧号給が切替表に掲げられていない職員の切替日における号給はその者の旧号給と同じ号数の号給とする。
- 3 号給職員のうち、その者の旧号給が切替表に期間の定のある号給である職員で、切替日において旧号給を受けていた期間(切替日前一年以内において給与条例第四条の二の規定の適用を受けた職員にあつては、人事委員会の定める期間を増減した期間。以下この項及び次項において同じ。)がその者の旧号給に対応する切替表に定める期間に達しないものは、昭和三十八年一月一日、同年四月一日又は同年七月一日のうち、切替日から起算して当該期間とその者の切替日において旧号給を受けていた期間との差に相当する期間を経過したこととなる日以後の直近の日(以下この項において「切替日とみなす日」という。)に、その者の旧号給に対応する切替表に定める号給を受けるものとし、その者の切替日から切替日とみなす日の前日までの間における給料月額は、その者の旧号給に対応する切替表の暫定給料月額の欄に掲げる額とする。

(旧号給を受けていた期間の通算)

4 附則第二項の規定により切替日における号給を決定される職員(教育職給料表(一)の一等級の職を占める職員を除く。)に対する切替日以降における最初の給与条例第四条第四項又は第四条の二の規定の適用については、その者が旧号給を受けていた期間(その者の旧号給が切替表に期間の定のある号給であるときは、旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表に定める期間を減じた期間)を切替日における号給を受ける期間に通算する。

(最高号給等を受ける職員の切替え等)

5 切替日の前日において改正前の給与条例の規定により職務の等級の最高の号給又は最 高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給若しくは給料月額及びそ れらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(旧号給を受けていた期間の特例)

6 附則別表第六に掲げられている号給と号数を同じくする旧号給を受ける職員に対する 附則第三項及び附則第四項の規定の適用については、その受ける旧号給が教育職給料表 (二)の二等級の二十二号給から三十五号給までの号給である職員(以下この項において 「教育職員」という。)以外の職員にあつてはこれらの規定中「旧号給を受けていた期間」 とあるのは「旧号給を受けていた期間に三月を加えた期間」とし、教育職員にあつてはこ れらの規定中「旧号給を受けていた期間」とあるのは「旧号給を受けていた期間に六月を 加えた期間」とする。

(昭三八条例五・全改)

(施行日までの異動者の号給の決定等)

7 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、 改正前の給与条例の規定により新たに給料表の適用を受ける職員となつた者及びその属 する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の給 与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びそれらを受け ることとなる期間並びにそれらの職員のうち附則第三項に規定する給料月額を受ける職 員についての当該給料月額を受けることがなくなつた日における号給は、人事委員会が定 める。

(切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の調整)

8 昭和三十二年四月一日から切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びそれらを受けることとなる期間並びにそれらの職員が附則第三項に規定する給料月額を受ける職員である場合における当該給料月額を受けることがなくなつた日における号給については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(昭和三十八年六月三十日までの間の給与条例第四条の特例)

- 9 切替日から昭和三十八年六月三十日までの間は、給与条例第四条第一項及び第二項中 「号給」とあるのは、「号給又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三 十八年福島県条例第一号)附則第三項に規定する給料月額」と読み替えるものとする。 (人事委員会規則への委任)
- 10 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替えに関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

11から16まで 削除

(昭三九条例一二三)

(給与の内払い)

17 この条例の施行前に改正前の給与条例の規定に基づいてすでに職員に支払われた切替 日以降施行日の前日までの間にかかる給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払 いとみなす。

(県議会の議員の報酬等に関する条例の一部改正)

18 県議会の議員の報酬等に関する条例(昭和二十二年福島県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(期末手当の内払い)

19 この条例の施行前に前項の規定による改正前の県議会の議員の報酬等に関する条例の 規定に基づいてすでに県議会の議員に支払われた期末手当は、前項の規定による改正後の 県議会の議員の報酬等に関する条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

20 特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年福島県条例第百一号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例の一部改正)

21 福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例(昭和二十四年福島県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(福島県工業用水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

22 福島県工業用水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和三十 七年福島県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附則別表第一

(昭38条例5・一部改正)

行政職給料表の適用を受ける職員の切替表

職務の	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
等級					

区分	号	期	暫定	号	期	暫定	号	期	暫定	号	期	暫定	号	期	暫定
旧号給	給	間	給料	給	間	給料	給	間	給料	給	間	給料	給	間	給料
			月額			月額			月額			月額			月額
		月	円		月	円		月	円		月	円		月	円
1	1	. 3	30,00	1			1			1			1		
			0												
2	2	6	31,60	2	3	24,10	2	3	18,80	2			2		
			0			0			0						
3	5	9	33,20		6	25,50		6	19,90				3		
,			0			0			0						
4	3	8		4	9	26,90		9	21,10				4		
5	4			4		0	4		0	5	2	18,70	5		
5	4			4			4			0	0	0			
6	5			5	3	29,80	5	3	23,60	6	6	19,80			
Ü						0			0			0			
7	6	3		6	6	31,20		6	24,80	7	9	20,90	7		
						0			0			0			
8	7	7		7	9	32,60	7	9	26,00	7			8		
						0			0						
9	8	3		7	,		7	,		8	3	23,20	9		
												0			
10	5			8			8	3	28,70	9	6	24,30	10		
									0			0			
11	10)		9			9	6	29,90	10	9	25,40	11		
									0			0			
12	11	=		10			10	9	31,20	10			12	3	18,30
									0						0
13	12	2		11			10			11	3	27,50		6	19,20
												0			0
14	13	3		12			11		1	12	6	28,40	14	9	19,80

					0	0
15	14	13	12	13 9	29,10 14	
					О	
16	15	14	13	13	15	
17	16	15	14	14	16	
18	17	16	15			

附則別表第二

(昭38条例5・一部改正)

公安職給料表の適用を受ける職員の切替表

	公安職給料表の適用を受ける職員の切替表															
	職務の		1等	級		2等	級		3等	級		4等	級	5等級		
	等級 区分		期	暫定	号	期	暫定	号	期	暫定	号	期	暫定	号	期	暫定
旧号約		給			給			給	間		給					給料
				月額			月額			月額			月額			月額
			月	円		月	円		月	円		月	円		月	円
	1	1	9	33,20]	L		-	L		1			1		
				0												
	2	1	-		2	2 3	24,10		2		2			2		
	3	2				6	25,50		3 3	3 18,90	3			3		
	0						0	•		0						
	4	5	3		4	9	26,90		1 (20,00	4	:		4		
							0			0						
	5	4	ŀ		4	1		Į	5 9	21,20	5			5	ı	
										0						
	6	5	5			5 3	29,80		5		6	3	18,90			
	7	6	3		(6	31,20		3 3	3 23,70	7	6	20,00			
	•				`		0	\ 		0			0			
	8	7	7		7	9	32,60	,	7 6	3 24,90	8	9	21,10	8		
							0			0			0			

9	8	7		8 9	26,10	8		9	3	18,90
					0					0
10	9	8		8		9	3 23,40	10	6	20,00
							0			0
11	10	9		9 3	3 28,80	10	6 24,50	11	9	21,10
					0		0			0
12	11	10		.0	30,00	11	9 25,60	11		
					0		0			
13	12	11	-	1 9	31,30	11		12	3	23,40
					0					0
14	13	12	-	.1		12	3 28,30	13	6	24,50
							О			0
15	14	13	-	2		13	6 29,50	14	9	25,60
							О			0
16	15	14	-	.3		14	9 30,70	14		
							0			
17		15	-	.4		14		15	3	28,30
										0
18		16	-	.5		15		16	6	29,40
										0
19		17	-	.6		16		17	9	30,50
										0
20		18	-	.7		17		17		
21			-	.8		18		18		
22			-	.9		19		19		
23			6 2	20		20		20		
24			5	21		21		21		
25				22		22		22		
26						23		23		
27						24		24		
28								25		

附則別表第三

教育職給料表の適用を受ける職員の切替表

イ 教育職給料表(一)の適用を受ける者

1	戦務の等級	. ,	3等約	7を支ける4 吸		4等	級		5等	級
	区分	号給	期間	暫定給料	号給	期間	暫定給料	号給	期間	暫定給料
旧号給				月額			月額			月額
			月	円		月	円		月	円
	1	1	6	29,600	1	9	24,300	1		
	2	2	9	31,500	1			2		
	3	2			2	3	27,500	3		
	4	3	3	35,700	3	6	29,100	4		
	5	4	6	37,600	4	9	30,700	5	3	21,400
	6	5	9	39,500	4			6	6	22,700
	7	5			5	3	34,300	7	9	24,000
	8	6			6	6	35,900	7		
	9	7			7	9	37,500	8	3	26,600
	10	8			7			9	6	27,900
	11	9			8			10	9	29,300
	12	10			9			10		
	13	11			10			11	3	32,400
	14	12			11			12	6	33,800
	15	13			12			13	9	35,000
	16	14			13			13		
	17	15			14			14		
	18	16			15			15		
	19	17			16			16		
	20	18			17			17		
	21	19			18			18		
	22	20			19			19		
	23	21			20			20		

24	21	21
25	22	22
26	23	23
27	24	24

ロ 教育職給料表 (二) の適用を受ける者

型教育職品科衣(一職務の等級		を受ける 2等約			3等	級
区分	号給	期間	暫定給料月額	号給	期間	暫定給料月額
旧号給						
		月	円		月	円
1	1			1		
2	2			2		
3	3			3		
4	4			4		
5	5	3	20,500	5		
6	6	6	21,600	6		
7	7	9	22,900	7		
8	7			8		
9	8	3	25,600	9		
10	9	6	26,900	10		
11	10	9	28,200	11	3	20,000
12	10			12	6	21,200
13	11	3	31,200	13	9	22,400
14	12	6	32,500	13		
15	13	9	33,800	14	3	25,000
16	13			15	6	26,200
17	14			16	9	27,300
18	15			16		
19	16			17	3	29,700
20	17			18	6	30,800
21	18			19	9	31,900
22	19			19		

1					1
23	20		20		
24	21		21		
25	22		22		
26	23		23		
27	24		24		
28	25		25		
29	26		26		
30	27		27		
31	28				
32	29				
33	30				
34	31				
35	32				

附則別表第四

(昭38条例 5 · 一部改正)

研究職給料表の適用を受ける職員の切替表

11/1 7	切九帳和科衣の適用を支げる職員の別省衣												
	職務の		2章	 等級		3			4			5	等級
	等級			T								•	
	区分	号	期	暫定給料	号	期	暫定給料	号	期	暫定給料	号	期	暫定給料
旧号給		給	間	月額	給	間	月額	給	間	月額	給	間	月額
			月	円		月	円		月	円		月	円
	1	1			1			1			1		
	2	2	3	26,300	2			2			2		
	3	3	6	27,800	3			3			3		
	4	4	9	29,300	4			4			4		
	5	4			5	3	20,000	5			5		
	6	5	3	32,500	6	6	21,300	6			6		
	7	6	6	34,000	7	9	22,600	7			7		
	8	7	9	35,500	7			8	3	19,600	8		
	9	7			8	3	25,400	9	6	20,800	9		
1	10	8			9	6	26,700	10	9	22,000	10		

		 ı			ı			1		i	1 1
11	9		10	9	28,100	10			11		
12	10		10			11	3	24,600	12	3	19,000
13	11		11	3	31,100	12	6	25,800	13	6	19,900
14	12		12	6	32,500	13	9	27,100	14	9	20,700
15	13		13	9	33,900	13			14		
16	14		13			14	3	30,000	15		
17	15		14			15	6	31,300	16		
18	16		15			16	9	32,600			
19	17		16			16					
20	18		17			17					
21	19		18			18					
22	20		19			19					
23	21		20			20					
24	22		21			21					
25	23		22			22					
26	24		23			23					
27			24			24					
28			25			25					
29			26								

附則別表第五

(昭38条例5・一部改正)

医療職給料表の適用を受ける職員の切替表

イ 医療職給料表(一)の適用を受ける者

	相称和什么(ノジ週川	と又りつ	11			
	職務の等級		3等約	级		4等	級
	区分	号給	期間	暫定給料月額	号給	期間	暫定給料月額
旧号給							
			月	円		月	円
	1	1	6	29,600	1		
	2	2	9	31,500	2		
	3	2			3	3	21,400
	4	3	3	35,700	4	6	22,700

1	1	ı	1 1		İ	i i
5	4	6	37,600	5	9	24,300
6	5	9	39,500	5		
7	5			6	3	27,500
8	6			7	6	29,100
9	7			8	9	30,700
10	8			8		
11	9			9	3	34,300
12	10			10	6	35,900
13	11			11	9	37,500
14	12			11		
15	13			12		
16	14			13		
17	15			14		
18	16			15		
19	17			16		
20	18			17		
21	19			18		
22	20			19		
23				20		
24				21		
25				22		

ロ 医療職給料表 (二) の適用を受ける者

		四, 从 机 和 1 1 1 4	< (—)	(二) ジ週川と文ける有								
		職務の等級		2等約	級		3等	級	4等級			
		区分	号給	期間	暫定給料	号給	期間	暫定給料	号給	期間	暫定給料	
旧	号給				月額			月額			月額	
				月	円		月	円		月	円	
		1	1	6	19,600	1			1			
		2	2	9	21,000	2			2			
		3	2			3			3			
		4	3	3	24,200	4			4			
		5	4	6	25,600	5	3	18,700	5			

i	1 1	ı	1	ı	1	ı	ı	ı	í I
6	5	9	27,000	6	6	19,800	6		
7	5			7	9	20,900	7		
8	6	3	29,900	7			8	3	18,600
9	7	6	31,300	8	3	23,300	9	6	19,600
10	8	9	32,700	9	6	24,500	10	9	20,600
11	8			10	9	25,700	10		
12	9			10			11	3	22,800
13	10			11	3	28,500	12	6	23,900
14	11			12	6	29,700	13	9	25,000
15	12			13	9	30,900	13		
16	13			13			14	3	27,100
17	14			14			15	6	28,000
18	15			15			16	9	28,900
19	16			16			16		
20	17			17			17		
21				18			18		
22				19			19		
23				20					
24				21					

ハ 医療職給料表 (三) の適用を受ける者

	1 1 1 7 V 1 H		• \-	-/ - 2/13										
暗	機務の		1等級			2等級			3等級			4等級		
	等級			T		1			1			•		
	区分	号	期	暫定給料	号	期	暫定給料	号	期	暫定給料	号	期	暫定給料	
旧号給		給	間	月額	給	間	月額	給	間	月額	給	間	月額	
			月	円		月	円		月	円		月	円	
1		1	9	26,100	1	6	19,700	1			1			
2		1			2	9	20,900	2			2	i I		
3		2	3	29,300	2			3			3			
4		3	6	30,700	3	3	23,500	4			4	:		
5		4	9	32,100	4	6	24,800	5			5			
6		4			5	9	26,100	6	3	18,700	6			

i									ı			
	7	5		5			7	6	19,700	7		
	8	6		6	3	29,100	8	9	20,700	8		
	9	7		7	6	30,400	8			9		
	10	8		8	9	31,700	9	3	22,700	10	3	18,400
	11	9		8			10	6	23,700	11	6	19,300
	12	10		9			11	9	24,700	12	9	20,000
	13	11		10			11			12		
	14	12		11			12	3	26,500	13	3	21,400
	15	13		12			13	6	27,300	14	6	22,000
	16	14		13			14	9	28,000	15	9	22,500
	17	15		14			14			15		
	18	16		15			15			16		
	19	17		16			16					
2	20	18		17			17					
	21	19		18								
	22	20		19								
	23	21		20								

附則別表第六

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
給料表						
行政職給料表	1~13	1~18	1~18	5∼18	8~17	15~17
公安職給料表	1~16	1~20	6~25	9~27	12~29	
教育職給料表 (一)		1~22	1~23	2~27	8~27	
教育職給料表(二)	1~22	8~35	14~30			
研究職給料表	1~16	1~26	8~29	11~28	15~17	
医療職給料表 (一)	1~15	1~18	1~22	6~25		
医療職給料表 (二)	1~15	3~20	8~24	11~22		
医療職給料表 (三)	1~23	3~23	9~20	13~18		

備考 本表中「 $1\sim13$ 」等とあるのは、「1 号給から13号給までの号給」等を示す。

附 則(昭和三八年一月一〇日条例第三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三八年三月一五日条例第五号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。 (給与の内払い)
- 2 この条例の施行前に改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいてすでに職員に 支払われた昭和三十七年十月一日以降この条例の施行の日の前日までの間にかかる給与 は、改正後の職員の給与に関する条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則(昭和三八年一〇月二五日条例第三六号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十八年四月一日から適用する。

附 則(昭和三八年一二月二五日条例第四三号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十八年十月一日から適用する。 (高等学校等の教諭等の号給の切替え等)
- 2 昭和三十八年十月一日(以下「切替日」という。)の前日において、その属する職務の等級が教育職給料表(二)の二等級である職員(次項に規定する職員を除く。)の切替日における号給は、その者が切替日の前日において改正前の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)の規定により受ける号給(以下この項において「旧号給」という。)の号数に一を加えて得た号数の号給とし、その者に対する切替日以降における最初の給与条例第四条第四項の規定の適用については、その者が旧号給を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間を増減した期間)を切替日における号給を受ける期間に通算する。

(最高号給等を受ける職員の切替え等)

3 切替日の前日において改正前の給与条例の規定により職務の等級の最高の号給又は最 高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給若しくは給料月額及びそ れらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(昇給期間の短縮)

4 昭和三十七年九月三十日において職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十八年福島県条例第一号)による改正前の給与条例の規定により附則別表に掲げられている号給を受けていた職員及び職務の等級の最高の号給をこえる給料月額を受けていた職員でそれぞれ人事委員会の定めるもの並びに人事委員会の定めるこれらに準ずる職員に対する切替日(同日において改正前の給与条例第四条第四項又は第六項ただし書の規定

により昇給した職員にあつては、この条例の施行の日(以下「施行日」という。))以降における最初の給与条例第四条第四項又は第六項ただし書の規定の適用については、当該適用の日までの間に職務の等級を異にする異動をした職員等で人事委員会の定めるものを除き、同条第四項中「十二月」とあるのは「九月」と、同条第六項ただし書中「二十四月」とあるのは「二十一月」と、「十八月」とあるのは「十五月」とする。

(切替日から施行日の前日までの間の異動者等の号給等の調整)

5 切替日から施行日の前日までの間において、改正前の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受ける職員となつた者及びその属する職務の等級又はその受ける号結若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びそれらを受けることとなる期間については、他の職員との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(切替日前の異動者等の号給等の調整)

6 昭和三十七年十月一日から切替日の前日までの間において、職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びそれらを受けることとなる期間については、その者の切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(人事委員会規則への委任)

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替 えに関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(給与の内払い)

8 この条例の施行前に改正前の給与条例の規定に基づいてすでに職員に支払われた切替 日以降施行日の前日までの間にかかる給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払 いとみなす。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

9 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十二年福島県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附則別表

職務の等級	一等級	二等級	三等級	四等級	五等級

給料表					
行政職給料表	一~一四	一~一九	五~一九	九~一九	一二~一八
公安職給料表	ー~一七	五~二一	一〇~二六	一三~二八	一六~三〇
教育職給料表 (一)		-~ <u>=</u>	三~二四	六~二八	一二~二八
教育職給料表(二)	-~ <u>-</u> =	~	一八~三一		
研究職給料表	一~一七	五~二七	一二~三〇	一五~二九	
医療職給料表(一)	一~一六	一~一九	三~二三	一〇~二六	
医療職給料表 (二)	-~	七~二一	一二~二五	一五~二三	
医療職給料表 (三)	二~二四	七~二四	一三~二一	一七~一九	

備考 本表中「一~一四」等とあるのは、「一号給から一四号給までの号給」等を示す。 附 則(昭和三九年八月二五日条例第一○八号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和三十一年福島県条例第五十六号) の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

3 福島県工業用水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和三十七年福島県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(昭和三九年一二月二五日条例第一二三号)

改正 昭和四三年一二月二〇日条例第四五号

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条から第四条まで及び附則第十四項 の規定は、昭和四十年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。) の規定は、昭和三十九年九月一日から適用する。ただし、改正後の条例第十八条の五の規 定は、同年四月一日から適用する。

(職務の等級の切替え)

3 昭和三十九年九月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の属する職務の等級(以下「旧等級」という。)が附則別表第一に掲げられている職員の切替日における職務の等級は、旧等級に対応する同表に定める職務の等級とし、旧等級が行政職給料表の二等級である職員の切替日における職務の等級は、人事委員会の定めるところにより、

同表の二等級又は三等級とする。

(号給の切替え)

- 4 前項に規定する職員(次項、附則第六項及び附則第八項に規定する職員を除く。)の切替日における号給は、切替日の前日においてその者の受ける号給(以下「旧号給」という。)と同じ号数の号給とする。
- 5 旧等級が行政職給料表の一等級である職員(附則第八項に規定する職員を除く。)の切替日における号給は、旧号給の号数から一を減じた号数の号給(旧号給が一号給である職員にあつては、一号給)とする。
- 6 附則第三項の規定により切替日における職務の等級が行政職給料表の二等級となる職員(附則第八項に規定する職員を除く。)の切替日における号給は、旧号給に対応する附則別表第二に定める号給とする。

(旧号給を受けていた期間の通算)

7 前三項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の職員の給与に関する条例第四条第四項の規定の適用については、旧号給を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間を増減した期間)を切替日における号給を受ける期間に通算する。

(最高号給等の切替え等)

8 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びそれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(昇給期間の短縮)

9 昭和三十七年九月三十日において附則別表第三に掲げられている号給を受けていた職員及び同表に号給の掲げられている職務の等級の最高の号給をこえる給料月額を受けていた職員でそれぞれ人事委員会の定めるもの並びに人事委員会の定めるこれらに準ずる職員に対する切替日(昭和三十九年十月一日において昇給規定(職員の給与に関する条例第四条第四項又は第六項ただし書の規定をいう。以下同じ。)により昇給した職員にあっては、この条例の施行の日(以下「施行日」という。))以降における最初の昇給規定の適用については、当該適用の日までの間に職務の等級を異にする異動をした職員等で人事委員会の定めるものを除き、昇給規定に定める期間(以下「昇給所要期間」という。)から三月(人事委員会の定める職員にあつては、六月)を減じた期間をもつて昇給所要期間とする。

10 前項の規定の適用により、昇給所要期間を六月短縮されたことにより、昭和三十九年 十月一日に昇給することとなる職員のうち、当該昇給前の号給又は給料月額を受けていた 期間(附則第八項の規定により当該号給又は給料月額を受ける期間に通算されることとな る期間を含む。)が前項の規定により短縮された昇給所要期間をこえる職員で人事委員会 の定めるものの昭和三十九年十月二日以降における最初の昇給規定の適用については、昇 給所要期間から三月を減じた期間をもつて昇給所要期間とする。

(切替日から施行日の前日までの間の異動者の号給等)

11 切替日から施行日の前日までの間において新たに給料表の適用を受けることとなつた 職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職 員のうち人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日に おける職務の等級又は号給若しくは給料月額及びそれらを受けることとなる期間は、人事 委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

12 昭和三十二年四月一日から切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びそれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(給与の内払い)

13 第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。) の規定に基づいて、切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。この場合において、改正前の条例第十八条の五の規定に基づいて、昭和三十九年四月一日から施行日の前日までの間に職員に支払われた農業改良普及手当は、改正後の条例第十八条の五の規定による農林漁業改良普及手当の内払いとみなす。

(人事委員会規則への委任)

14 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(昭四三条例四五・旧第十五項繰上)

附則別表第一

職務の等級の切替表

給料表	旧等級	切替日における職務の等級
行政職給料表	3等級	4等級
	4等級	5等級
	5等級	6等級
	6等級	7等級
教育職給料表 (一)	2 等級	1等級
	3等級	2等級
	4等級	3等級
	5等級	4等級

附則別表第二

行政職給料表の二等級となる職員の号給の切替表

旧号給	切替日における号給
1号給から5号給までの号給	1号給
6号給	2号給
7号給	3号給
8号給	4号給
9号給	5号給
10号給	6号給
11号給	7号給
12号給	8号給
13号給	9号給
14号給	10号給
15号給	11号給
16号給	12号給
17号給	13号給

附則別表第三

昇給期間の短縮される号給の表

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
給料表					
行政職給料表	1~14	4 ∼ 19	9~19	13~19	16~18

公安職給料表	2~17	9~21	14~26	17~28	20~30
教育職給料表 (一)		1~23	$7 \sim 24$	10~28	16~28
教育職給料表(二)	1~23	16~36	22~31		
研究職給料表	1~17	9~27	16~30	19~29	
医療職給料表 (一)	1~16	1~19	$7 \sim 23$	14~26	
医療職給料表(二)	1~16	11~21	16~25	19~23	
医療職給料表(三)	6~24	11~24	17~21		

備考 本表中「1~14」等とあるのは、「昭和37年9月30日現在における1号給から14 号給までの号給」等を示す。

附 則(昭和四○年一二月二八日条例第八一号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日以降において規則で定める日から施行する。ただし、第二条並び に附則第八項から附則第十項まで及び附則第十三項の規定は、規則で定める日の属する月 の翌月一日から施行する。

(昭和四〇年規則第一一三号で昭和四〇年一二月二八日から施行)

2 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、昭和四十年九月一日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 昭和四十年九月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(昇給期間の短縮)

4 昭和三十七年九月三十日において附則別表に掲げられている号給を受けていた職員で 人事委員会の定めるもの及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員に対する切替日(昭和 四十年十月一日において昇給規定(職員の給与に関する条例第四条第四項又は第六項ただ し書の規定をいう。以下この項において同じ。)により昇給した職員にあつては、この条 例の施行の日(以下「施行日」という。))以降における最初の昇給規定の適用について は、当該適用の日までの間に職務の等級を異にする異動をした職員等で人事委員会の定め るものを除き、昇給規定に定める期間から三月を減じた期間をもつて昇給規定に定める期 間とする。

(切替日から施行日の前日までの間の異動者の号給等)

5 切替日から施行日の前日までの間において、第一条の規定による改正前の職員の給与に 関する条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する 職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち人事委員会 の定める職員の同条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定による当該適 用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委 員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

6 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(給与の内払い)

7 第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、切替日から施 行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、同条の規定による改正後の職員の給与に 関する条例の規定による給与の内払いとみなす。

(扶養手当の経過規定)

8 この条例(附則第一項ただし書にかかる部分に限る。)の施行の目前に新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に職員の給与に関する条例第九条第一項第一号に掲げる事実が生じた場合において、これらの職員が、同日以後それぞれその者が職員となった日又は同号に掲げる事実が生じた日から十五日以内に同項の規定による届出をしたときにおける当該届出にかかる事実にかかる扶養手当の支給の開始又はその支給額の改定については、なお従前の例による。

(期末手当及び勤勉手当の経過規定)

- 9 第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第十七条の二の規定の昭和四十 一年三月一日における適用については、同条第一項第一号中「十二月以内」とあるのは、 「十一箇月十七日以内」とする。
- 10 第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第十七条及び第十七条の二の規 定の昭和四十一年六月一日における適用については、同条例第十七条第二項各号列記以外 の部分中「六月以内」とあるのは「五箇月十七日以内」と、同項第一号及び第二号中「六 月」とあるのは「五箇月十七日」と、同項第二号及び第三号中「三月」とあるのは「二箇

月十七日」と、同条例第十七条の二第一項第二号中「六月以内」とあるのは「五箇月十七 日以内」とする。

(人事委員会規則への委任)

11 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例の一部改正)

12 福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例(昭和二十四年福島県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

13 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十八年福島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附則別表

昇給期間の短縮される号給の表

	- 9 3 11 7 7 7	1		,	
職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
給料表					
行政職給料表		1~3	2~8	6~12	9~15
公安職給料表	1	2~8	7∼13	10~16	13~19
教育職給料表(一)			1~6	3~9	$9 \sim 15$
教育職給料表(二)		$9 \sim 15$	15~21		
研究職給料表		2~8	$9 \sim 15$	12~18	
医療職給料表(一)			1~6	7 ∼ 13	
医療職給料表 (二)		4 ∼ 10	9~15	12~18	
医療職給料表 (三)	1~5	4~10	10~16	14~16	

備考

- 1 本表中「1~3」等とあるのは、「1号給から3号給までの号給」等を示す。
- 2 本表に掲げる職務の等級及び号給は、昭和37年9月30日現在における職員の給与 に関する条例の規定による職務の等級及び号給を示す。

附 則(昭和四一年四月一日条例第九号)

この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則(昭和四一年一二月二二日条例第八○号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日以降において規則で定める日から施行し、昭和四十一年九月一日 から適用する。

(昭和四一年規則第一一一号で昭和四一年一二月二七日から施行)

(特定の号給の切替え等)

2 昭和四十一年九月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の受ける号給が附則別表に掲げる職務の等級の一号給である職員の切替日における号給は二号給とし、 これを受ける期間に通算されることとなる期間は人事委員会が定める。

(最高号給等の切替え等)

3 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替日から施行日の前日までの間の異動者の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の職員 の給与に関する条例の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びそ の属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち人 事委員会の定める職員のこの条例による改正後の職員の給与に関する条例の規定による 当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、 人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(給与の内払い)

6 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条 例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この条例による改正後の職員の 給与に関する条例の規定による給与の内払いとみなす。

(人事委員会規則への委任)

7 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で 定める。

附則別表

給料表				職務の等級
行政職給料表	2等級	3等級	4等級	
公安職給料表	1等級	2等級		
教育職給料表 (一)	1等級	2等級		
教育職給料表(二)	1等級			
研究職給料表	1等級	2等級		
医療職給料表 (一)	3等級			

附 則(昭和四二年一二月二二日条例第四三号)

改正 昭和四四年三月二〇日条例第三号 昭和四四年一二月一〇日条例第六一号 昭和四五年一二月二二日条例第五六号

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日以降において規則で定める日から施行する。 (昭和四二年規則第一一五号で昭和四二年一二月二六日から施行)
- 2 この条例中第十七条(同条第一項に規定する基準日が十二月一日である期末手当に関する部分を除く。)及び第十七条の二(同条第一項に規定する基準日が十二月一日である勤勉手当に関する部分を除く。)の改正規定以外の改正規定、附則第九項及び第十一項の規定並びに附則第十四項の規定による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例の規定及び附則第十五項の規定による改正後の福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例の規定は、昭和四十二年八月一日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 昭和四十二年八月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の 号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額 及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。 (切替日から施行日の前日までの間の異動者の号給等)
- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の職員 の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により新たに給料表の適用 を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料

月額に異動のあつた職員のうち人事委員会の定める職員のこの条例による改正後の職員 の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による当該適用又は異動の 日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定める ところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(給与の内払い)

6 改正前の条例又はこの条例による改正前の福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員及び福島県教育委員会教育長に支払われた給与は、改正後の条例又はこの条例による改正後の福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例の規定による給与の内払いとみなす。この場合において、改正後の条例の規定により調整手当を支給されることとなる職員に支払われた暫定手当は、改正後の条例の規定による調整手当の内払いとみなす。

(昭四五条例五六・旧第十一項繰上)

(人事委員会への委任)

7 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(昭四五条例五六・旧第十二項繰上)

(昭和三十二年改正条例の一部改正)

8 昭和三十二年改正条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(昭四五条例五六・旧第十三項繰上)

(福島県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

9 福島県職員の退職手当に関する条例 (昭和二十八年福島県条例第三十五号) の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(昭四五条例五六・旧第十四項繰上)

(福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例の一部改正)

10 福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例(昭和二十四年福島県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(昭四五条例五六・旧第十五項繰上)

(福島県工業用水道事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

11 福島県工業用水道事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和四十一年福島県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(昭四五条例五六・旧第十六項繰上)

附 則(昭和四三年一二月二〇日条例第四五号)

改正 昭和四四年三月二〇日条例第三号

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日以降において規則で定める日から施行する。ただし、第三条第九項及び第十九条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から、第十七条第一項及び第二項並びに第十七条の二の改正規定は、昭和四十四年四月一日から施行する。

(昭和四三年規則第一一六号で昭和四三年一二月二四日から施行)

- 2 この条例中次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
 - 一 第十条の改正規定 昭和四十三年五月一日
 - 二 第七条の三第一項及び別表第一から別表第五までの改正規定並びに附則第十項の規 定による改正後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定 昭和四十三 年七月一日
 - 三 第三条第九項の改正規定 昭和四十三年十一月一日
 - 四 第十九条の次に一条を加える改正規定 昭和四十三年十二月十四日 (昭四四条例三・一部改正)

(特定の号給の切替え)

3 昭和四十三年七月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の属する職務の等級が医療職給料表(三)の三等級である職員(附則第五項に規定する職員を除く。)の切替日における号給は、切替日の前日においてその者の受ける号給(以下「旧号給」という。)の号数に一を加えて得た号数の号給とする。

(昭四四条例三・一部改正)

(旧号給を受けていた期間の通算)

4 前項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における 最初の職員の給与に関する条例第四条第四項の規定の適用については、旧号給を受けてい た期間(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間を増減した期間) を切替日における号給を受ける期間に通算する。

(最高号給等の切替え等)

5 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替日から施行日の前日までの間の異動者の号給等)

6 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の職員 の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により新たに給料表の適用 を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料 月額に異動のあつた職員のうち人事委員会の定める職員のこの条例による改正後の職員 の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による当該適用又は異動の 日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定める ところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

7 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(給与の内払い)

8 改正前の条例の規定に基づいて切替日(通勤手当にあつては、昭和四十三年五月一日) からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定 による給与の内払いとみなす。

(人事委員会への委任)

9 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

10 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十九年福島県条例第百二十三号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(昭和四四年三月二〇日条例第三号)

改正 昭和四四年一二月一〇日条例第六一号

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は、昭和四十四年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。) の規定は、昭和四十三年八月三十一日から、附則第六項の規定による改正後の職員の給与 に関する条例の一部を改正する条例の規定は、昭和四十三年七月一日から適用する。
- (寒冷地手当の基準額に関する経過措置)
- 3 改正後の条例第十八条の規定の適用を受ける職員で、同条第三項の規定により算出する ものとした場合における基準額が、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げ る額に、この条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。) 第十八条第三項に規定する割合を乗じて得た額(以下「定率基本額」という。)に達しな いこととなるものについては、改正後の条例第十八条第三項の規定にかかわらず、当分の 間、定率基本額をもつて当該職員に係る同項の基準額とする。
 - 一 基準日において職務の等級の号給を受ける職員 基準日において当該職員が受ける 職務の等級の号給の昭和四十三年八月三十一日における額又は同日における当該額の 定めがない場合は人事委員会規則で定めるこれに相当する額(以下本号において「昭和 四十三年八月三十一日の額」という。)(基準日において当該職員が給料の調整額を受ける場合にあつては、昭和四十三年八月三十一日の額とその額を基礎とした場合における当該職員の給料の調整額を合算した額)に千百円を加算した額
 - 二 基準日において職務の等級の最高の号給をこえる給料月額を受ける職員 基準日において当該職員が受ける給料月額から同日における当該職員の属する職務の等級の最高の号給の額を減じた額を、同日における当該職務の等級の最高の号給の額とその直近下位の号給の額との差額で除して得た数を、昭和四十三年八月三十一日における当該職務の等級の最高の号給の額とその直近下位の号給の額との差額に乗じて得た類と、同日における当該職務の等級の最高の号給の額との合計額(以下本号において「昭和四十三

年八月三十一日の合計額」という。) (基準日において当該職員が給料の調整額を受ける場合にあつては、昭和四十三年八月三十一日の合計額とその額を基礎とした場合における当該職員の給料の調整額を合算した額) に千百円を加算した額

(昭四四条例六一・一部改正)

4 昭和四十三年八月三十一日から昭和四十四年二月二十八日までの間に支給する寒冷地 手当については、改正後の条例第十八条第三項の規定により算出するものとした場合にお ける基準額が、前項の規定により算出するものとした場合における定率基本額をこえ、か つ、改正前の条例第十八条第三項の規定により算出するものとした場合における定率額に 達しないこととなるときは、改正後の条例第十八条第三項の規定にかかわらず、当該定率 額をもつて同条例同条同項の基準額とし、前項の規定により算出するものとした場合にお ける定率基本額が、同条例同条同項の規定により算出するものとした場合における基準額 をこえ、かつ、改正前の条例第十八条第三項の規定により算出するものとした場合におけ る定率額に達しないこととなるときは、改正後の条例第十八条第三項及び前項の規定にか かわらず、当該定率額をもつて同条例同条同項の基準額とする。

(寒冷地手当の内払い)

5 改正前の条例の規定に基づいて昭和四十三年八月三十一日から昭和四十四年二月二十 八日までの間に職員に支払われた寒冷地手当は、改正後の条例の規定による寒冷地手当の 内払いとみなす。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

6 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十二年福島県条例第四十三号) の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(昭和四四年一二月一○日条例第六一号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日以降において規則で定める日から施行する。ただし、第十八条第一項の改正規定及び附則第十五項の規定による改正後の福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の規定は、昭和四十五年三月一日から施行する。 (昭和四四年規則第一○九号で昭和四四年一二月一○日から施行)
- 2 この条例中第九条の改正規定以外の改正規定、附則第十二項の規定による改正後の職員 の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定、附則第十三項の規定による改正後の職 員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の規定及び附則第十四項の規定による改

正後の福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例の規定は、昭和四十四年六月一日から適用する。

(最高号給の切替え等)

3 昭和四十四年六月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の 号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額 及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち人事委員会の定める職員のこの条例による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(扶養手当に関する経過措置)

- 6 次の各号の一に該当する者は、すみやかにその旨を任命権者に届け出なければならない。
- 一 切替日において、その前日から引き続き、扶養親族たる十八歳未満の子で改正前の条 例第九条第一項の規定による届出がされたもの(切替日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた十八歳未満の子で、切替日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以 内に同項の規定による届出がされたものを含む。)があり、かつ、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)のなかつた者
- 二 切替期間において新たに扶養親族たる十八歳未満の子で改正前の条例第九条第一項 の規定による届出がされたものを有する職員となつた者であつて、その届出に係る事実 が生じた日(その届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたも のであるときは、その届出がされた日)に配偶者のなかつたもの(前号に該当する者を

除く。)

- 三 切替期間において配偶者のない職員となった者(改正前の条例第九条第一項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者があった職員で、配偶者のない職員となったものを除く。)であって、その配偶者のない職員となった日に扶養親族たる十八歳未満の子で同項の規定による届出がされたもの(その日前に扶養親族たる要件を具備するに至った十八歳未満の子で、その日以降当該要件を具備するに至った日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。)があったもの
- 四 配偶者のなかつた職員のうち、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となった者であって、その配偶者がある職員となった日に扶養親族たる十八歳未満の子で改正前の条例第九条第一項の規定による届出がされたもの(その日前に扶養親族たる要件を具備するに至った十八歳未満の子で、その日以降当該要件を具備するに至った日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。)があったもの
- 7 前項第一号又は第二号の規定による届出が施行日から三十日を経過した後にされた場合におけるこれらの届出に係る事実に関する改正後の条例第八条第三項の規定の適用については、これらの届出がされた日の属する月の末日(これらの届出がされた日が月の初日であるときは、その日の前日)までの間同項中「六百円(職員に配偶者がない場合にあつては、千二百円)」とあるのは「六百円」とする。
- 8 切替期間において職員が配偶者のない職員となった場合又は配偶者を有するに至った場合において、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至った日に扶養親族たる十八歳未満の子で改正前の条例第九条第一項の規定による届出がされたもの(これらの日前に扶養親族たる要件を具備するに至った十八歳未満の子で、これらの日以降当該要件を具備するに至った日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。)を有するときにおける当該十八歳未満の子に係る扶養手当の支給額の改定は、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至った日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行なう。ただし、職員が配偶者のない職員となった場合における同項第二号又は附則第六項第三号の規定による届出が施行日から三十日を経過した後にされたときの改定は、これらの届出がされた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行なうものとする。

(期末手当及び勤勉手当に関する経過措置)

9 切替日において在職する職員に対して昭和四十四年六月に支給する期末手当及び勤勉 手当に関する改正後の条例第十七条及び第十七条の二の規定の適用については、同条例第 十七条第二項中「受けるべき」とあるのは「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十四年福島県条例第六十一号)による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により受けるべきであつた」と、改正後の条例第十七条の二第二項中「受けるべき」とあるのは「改正前の条例の規定により受けるべきであった」とする。

(給与の内払い)

10 改正前の条例又はこの条例による改正前の福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員及び福島県教育委員会教育長に支払われた給与は、改正後の条例又はこの条例による改正後の福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例の規定による給与の内払いとみなす。

(人事委員会への委任)

11 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

12 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十二年福島県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

13 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和四十四年福島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例の一部改正)

14 福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例(昭和二十四年福島県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

15 福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和四十 一年福島県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(昭和四五年七月一五日条例第三九号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十五年四月一日から適用する。

附 則(昭和四五年一二月二二日条例第五六号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日以降において規則で定める日から施行し、昭和四十五年五月一日 から適用する。ただし、第十六条の二の改正規定は、昭和四十六年一月一日から施行する。

(昭和四五年規則第一二〇号で昭和四五年一二月二二日から施行)

(特定号給の切替え等)

- 2 昭和四十五年五月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の属する職務の等級が教育職給料表(一)の一等級又は研究職給料表の一等級若しくは二等級である職員のうち、この条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により切替日の前日においてその者の受ける号給(以下「旧号給」という。)が附則別表に掲げられている職員の切替日における号給は、旧号給に対応する同表に定める号給とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。(最高号給等の切替え等)
- 3 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、 改正前の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属す る職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち人事委員 会の定める職員のこの条例による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」 という。)の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受 けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(特地勤務手当に関する経過措置)

6 切替期間において、改正前の条例第十一条の二の規定による隔遠地手当を受けていた期

間がある職員について必要がある場合には、人事委員会規則で定めるところにより、改正 後の条例第十一条の二の規定による特地勤務手当の額に関し特例を定めることができる。 (給与の内払い)

7 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規 定による給与の内払いとみなす。この場合において、隔遠地手当は、改正後の条例の規定 による特地勤務手当の内払いとみなす。

(人事委員会への委任)

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人 事委員会が定める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

9 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十二年福島県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

10 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十二年福島県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

11 特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年福島県条例第百一号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(県議会の議員の報酬等に関する条例の一部改正)

12 県議会の議員の報酬等に関する条例(昭和二十二年福島県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(期末手当の内払い)

13 前項の規定による改正前の県議会の議員の報酬等に関する条例の規定に基づいて切替期間に県議会の議長、副議長及び議員に支払われた期末手当は、前項の規定による改正後の県議会の議員の報酬等に関する条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

附則別表



給料表	職務の等級		
教育職給料表 (一)	1等級	2号給	3号給
研究職給料表	1 等級		4号給
		3号給	4号給
	2 等級	2号給	4号給
		3号給	4号給

附 則(昭和四六年三月二〇日条例第三号) 抄 (施行期日)

- 1 この条例は、昭和四十六年四月一日から施行する。 附 則(昭和四六年一二月二〇日条例第六一号) (施行期日等)
- 1 この条例は、公布の日以降において規則で定める日から施行する。ただし、第八条に一項を加える改正規定及び第十八条第三項の改正規定は、昭和四十七年一月一日から施行する。

(昭和四六年規則第八五号で昭和四六年一二月二四日から施行)

- 2 この条例中次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
 - 一 第十八条の三第二項の改正規定 昭和四十六年四月一日
 - 二 第七条の三第一項、第八条第三項、第十七条第二項、第十七条の二第二項及び別表第 一から別表第五までの改正規定 昭和四十六年五月一日
 - 三 附則第十二項の規定による改正後の福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する 条例の規定 昭和四十六年五月一日

(特定号給の切替え等)

- 3 昭和四十六年五月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の受ける号給 (以下「旧号給」という。)が附則別表の旧号給欄に掲げられている号給である職員(以 下「特定号給職員」という。)のうち、旧号給が同表の期間欄に期間の定めのない号給で ある職員及び旧号給が同欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給 を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間を増減 した期間。以下同じ。)が同欄に定める期間に達しているものの切替日における号給は、 旧号給に対応する同表の新号給欄に定める号給とする。
- 4 特定号給職員のうち、旧号給が附則別表の期間欄に期間の定めのある号給である職員で 切替日において旧号給を受けていた期間が同欄に定める期間に達していないものは、昭和

四十六年七月一日、同年十月一日又は昭和四十七年一月一日のうち、切替日から起算して同欄に定める期間と切替日において旧号給を受けていた期間との差に相当する期間を経過した日以後の直近の日に、旧号給に対応する同表の新号給欄に定める号給を受けるものとし、その者の切替日から当該直近の日の前日までの間における給料月額は、旧号給に対応する同表の暫定給料月額欄に定める額とする。

5 附則第三項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降に おける最初のこの条例による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」と いう。)第四条第四項の規定の適用については、旧号給を受けていた期間(旧号給が附則 別表の期間欄に期間の定めのある号給である職員にあつては、旧号給を受けていた期間か ら当該旧号給に対応する同欄に定める期間を減じた期間)を切替日における号給を受ける 期間に通算する。

(最高号給等の切替え等)

6 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

7 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。この場合において、その給料月額が附則別表の暫定給料月額欄に定める額とされた職員の当該給料月額を受けることがなくなつた日における号給は、人事委員会が定める。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

8 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(改正後の条例第四条の適用の経過措置)

9 改正後の条例第四条の規定の切替日から昭和四十六年十二月三十一日までの間における適用については、同条第一項中「号給」とあるのは「号給又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十六年福島県条例第六十一号)附則別表の暫定給料月額欄に定める給料月額(次項において「暫定給料月額」という。)」と、同条第二項中「号給」とあるのは「号給又は暫定給料月額」とする。

(給与の内払い)

10 改正前の条例の規定に基づいて切替日(定時制通信教育手当にあつては、昭和四十六年四月一日)から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(人事委員会への委任)

11 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例の一部改正)

12 福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例(昭和二十四年福島県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(給与の内払い)

13 この条例による改正前の福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例の規定に 基づいて切替日から施行日の前日までの間に福島県教育委員会教育長に支払われた給与 は、この条例による改正後の福島県教育委員会教育長の緒給与支給に関する条例の規定に よる給与の内払いとみなす。

附則別表

給料表	職務の等級	旧号給	新号給	期間	暫定給料月額
行政職給料表	7等級			月	円
		1	2		
		2	3		
		3	4		
		4	5		
		5	6	3	35,600
		6	7	6	36,800
		7	8	9	38,100

I	1	i	İ	1	
公安職給料表	4等級	1	2	3	40,200
		2	3	6	41,600
		3	4	9	43,000
	5等級	1	2		
		2	3		
		3	4		
		4	5	3	40,200
		5	6	6	41,600
		6	7	9	43,000
教育職給料表(二)	2等級	1	2	9	41,000
	3等級	1	2		
		2	3		
		3	4		
		4	5	3	36,800
		5	6	6	38,300
		6	7	9	39,900
研究職給料表	4等級	1	2	3	35,600
		2	3	6	36,900
		3	4	9	38,300
	5等級	1	2		
		2	3		
		3	4		
		4	5	3	35,600
		5	6	6	36,900
		6	7	9	38,300
医療職給料表(二)	4等級	1	2	3	35,600
		2	3	6	37,000
		3	4	9	38,400
	5等級	1	2		
		$oxed{2}$	3		

	3	4		
	4	5	3	35,600
	5	6	6	36,800
	6	7	9	38,100

附 則(昭和四七年条例第三四号)

この条例は、昭和四十七年八月一日から施行する。

附 則(昭和四七年条例第五六号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十七年四月一日から適用する。ただし、別表 第一及び別表第五(イ医療職給料表(二)に限る。)の改正規定中特一等級に係る部分並 びに附則第九項の規定は昭和四十八年一月一日から、第十六条の二第一項の改正規定は昭 和四十八年四月一日から施行する。

(最高号給等の切替え等)

2 昭和四十七年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の 号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額 及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち人事委員会の定める職員のこの条例による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(通勤手当の特例)

5 改正後の条例第十条第二項第二号の規定の昭和四十七年四月一日から同年七月三十一 日までの間における適用については、同号中「当該職員の通勤距離に応じて三千六百円の 範囲内で人事委員会規則で定める額」とあるのは、「千八百円」とする。

(給与の内払い)

6 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(人事委員会への委任)

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人 事委員会が定める。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

8 特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年福島県条例第百一号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(福島県旅費条例の一部改正)

9 福島県旅費条例(昭和二十八年福島県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。 〔次のよう〕略

附 則(昭和四八年条例第三九号)抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四八年条例第四五号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十七年八月十日から適用する。
 - (寒冷地手当の内払い)
- 2 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて昭和四十七年八月 十日に職員に支払われた寒冷地手当は、この条例による改正後の職員の給与に関する条例 の規定による寒冷地手当の内払いとみなす。

附 則(昭和四八年条例第五五号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日以降において規則で定める日から施行する。ただし、第十七条の 二第二項の改正規定及び附則第十七項(福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条 例(昭和二十四年福島県条例第六十号)第二条第二項の改正規定に限る。)の規定は公布 の日から、別表第二の改正規定中特一等級に係る部分は昭和四十九年一月一日から施行す る。

(昭和四八年規則第七八号で昭和四八年一〇月一九日から施行)

- 2 この条例中次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
 - 一 第七条の三第一項、第八条、第九条の五第一項、第十条第二項及び別表第一から別表 第五までの改正規定並びに附則第十七項(福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関す る条例第一条の改正規定に限る。)の規定 昭和四十八年四月一日
 - 二 第十六条の二第一項の改正規定 昭和四十八年九月一日 (職務の等級の切替え)
- 3 昭和四十八年四月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の属する職務 の等級(以下「旧等級」という。)が附則別表第一に掲げられている職員の切替日におけ る職務の等級は、旧等級に対応する同表に定める職務の等級とする。

(特定の号給の切替え等)

- 4 前項に規定する職員(次項、附則第六項及び附則第八項に規定する職員を除く。)の切替日における号給は、切替日の前日においてその者の受ける号給(以下「旧号給」という。)と同じ号数の号給とする。
- 5 旧号給が附則別表第二(この項から附則第七項まで、附則第九項及び附則第十二項において「切替表」という。)の旧号給欄に掲げられている号給である職員(以下「特定号給職員」という。)のうち、旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員及び旧号給が同欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間を増減した期間。次項及び附則第七項第二号において同じ。)が同欄の左欄に定める期間に達しているものの切替日における号給は、旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給とする。
- 6 特定号給職員のうち、旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間が同欄の左欄に定める期間に達していないものは、昭和四十八年七月一日又は同年十月一日のうち、切替日から起算して同欄に定める期間と切替日において旧号給を受けていた期間との差に相当する期間を経過した日以後の直近の日に、旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給を受けるものとし、その者の切替日から当該直近の日の前日までの間における給料月額は、旧号給に対応する切替表の暫定給料月額欄に定める額とする。
- 7 附則第四項及び附則第五項の規定により切替日における号給を決定される職員に対す る切替日以降における最初のこの条例による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改

正後の条例」という。)第四条第四項の規定の適用については、次の各号に掲げる職員の 区分に応じ、当該各号に掲げる期間を切替日における号給を受ける期間に通算する。

- 一 附則第四項の規定により切替日における号給を決定される職員及び附則第五項の規定により切替日における号給を決定される職員のうち旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員 旧号給を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間を増減した期間)
- 二 附則第五項の規定により切替日における号給を決定される職員のうち旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのある号給である職員 旧号給を受けていた期間が九月未満である職員にあつては旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表の期間欄の左欄に定める期間を減じた期間、旧号給を受けていた期間が九月以上である職員にあつては旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表の期間欄の右欄に定める期間を減じた期間

(最高号給等の切替え等)

8 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

9 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。この場合において、その給料月額が切替表の暫定給料月額欄に定める額とされた職員の当該給料月額を受けることがなくなつた日における号給は、人事委員会が定める。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

10 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(改正後の条例第四条の規定の適用の経過措置)

- 11 改正後の条例第四条第一項及び第二項の規定の切替日から昭和四十八年九月三十日までの間における適用については、同条第一項中「号給」とあるのは「号給又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年福島県条例第五十五号)附則別表第二の暫定給料月額欄に定める給料月額(次項において「暫定給料月額」という。)」と、同条第二項中「号給」とあるのは「号給又は暫定給料月額」とする。
- 12 切替表の暫定給料月額欄に定める給料月額を受ける職員に関する改正後の条例第四条 第五項の規定の切替日から昭和四十八年九月三十日までの間における適用については、人 事委員会規則で定める。

(住居手当に関する経過措置)

13 切替期間において改正前の条例第九条の五の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第九条の五の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第九条の五の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第九条の五の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第九条の五の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第九条の五の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第九条の五の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和四十九年三月三十一日(同日前に人事委員会規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事委員会規則で定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

(通勤手当の特例)

14 改正後の条例第十条第二項の規定の切替日から昭和四十八年十月三十一日までの間に おける適用については、同項第一号及び第三号中「その差額の二分の一が五千円をこえる ときは、五千円」とあるのは「その差額の二分の一が二千円をこえるときは、二千円」と、 同項第二号中「五千円」とあるのは「三千六百円」とする。

(給与の内払い)

15 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(人事委員会への委任)

16 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 人事委員会が定める。

(福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例の一部改正)

17 福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(給与の内払い)

18 前項の規定による改正前の福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例の規定 に基づいて切替期間に福島県教育委員会教育長に支払われた給与は、前項の規定による改 正後の福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例の規定による給与の内払いと みなす。

附則別表第一

職務の等級の切替表

給料表	旧等級	新等級
公安職給料表	特1等級	1等級
	1等級	2等級
	2等級	3等級
	3等級	4等級
	4等級	5等級
	5等級	6等級

附則別表第二

特定号給職員の号給の切替表

ア 行政職給料表の適用を受ける者

職務の等級	旧号給	新号給	期間		暫定給料月額
1等級			月	月	円
	12	12	3	6	177,200
	13	13	6	9	180,500
	14	13			
	15	14	3	6	186,400
2等級	14	14	3	6	156,900
	15	15	6	9	159,200

İ	1	I		Ī	
	16	15			
	17	16	3	6	164,100
3等級	15	15	3	6	140,400
	16	16	6	9	143,100
	17	16			
	18	17	3	6	147,800
	19	18	6	9	149,800
4等級	16	16	3	6	121,400
	17	17	6	9	123,100
	18	17			
	19	18	3	6	126,800
	20	19	6	9	128,100
	21	19			
5等級	16	16	3	6	102,900
	17	17	6	9	104,200
	18	17			
	19	18	3	6	107,200
	20	19	6	9	108,400
6等級	15	15	3	6	84,100
	16	16	6	9	85,100
	17	16			
	18	17	3	6	87,300
7等級	14	14	3	6	61,500
	15	15	6	9	62,500
	16	15			

イ 公安職給料表の適用を受ける者

職務の等級	旧号給	新号給	期間		暫定給料月額
特1等級			Ę	月	円
	14	14	3	6	179,500
	15	15	6	9	182,500

I	I I			1 1	
	16	15			
	17	16	3	6	187,800
1等級	14	14	3	6	168,400
	15	15	6	9	170,700
	16	15			
	17	16	3	6	175,600
2等級	15	15	3	6	153,700
	16	16	6	9	156,500
	17	16			
	18	17	3	6	161,800
	19	18	6	9	163,800
	20	18			
3等級	18	18	3	6	135,200
	19	19	6	9	137,700
	20	19			
	21	20	3	6	141,300
	22	21	6	9	142,900
	23	21			
4等級	22	22	3	6	128,700
	23	23	6	9	130,500
	24	23			
	25	24	3	6	134,400
	26	25	6	9	135,900
5等級	25	25	3	6	125,000
	26	26	6	9	126,700
	27	26			
	28	27	3	6	130,400
6等級	28	28	3	6	121,400
	29	29	6	9	123,100
	30	29			ŕ

ウ 教育職給料表(一)の適用を受ける者

職務の等級	旧号給	新号給	斯	間	暫定給料月額
2等級			月	月	円
	20	20	3	6	169,700
	21	21	6	9	172,200
	22	21			
	23	22	3	6	176,900
	24	23	6	9	179,200
	25	23			
	26	24	3	6	183,900
	27	25	6	9	186,000
3等級	21	21	3	6	152,800
	22	22	6	9	155,300
	23	22			
	24	23	3	6	159,800
	25	24	6	9	161,900
	26	24			
4等級	21	21	3	6	120,700
	22	22	6	9	122,600
	23	22			
	24	23	3	6	126,000
	25	24	6	9	127,800
	26	24			
	27	25	3	6	131,400

エ 教育職給料表 (二) の適用を受ける者

職務の等級	旧号給	新号給	期	間	暫定給料月額
1等級			月	月	円
	19	19	3	6	176,600
	20	20	6	9	180,100
	21	20			

1	1 1			1	1
	22	21	3	6	186,300
	23	22	6	9	189,500
	24	22			
	25	23	3	6	195,900
2等級	28	28	3	6	147,200
	29	29	6	9	149,800
	30	29			
	31	30	3	6	154,000
	32	31	6	9	156,200
	33	31			
	34	32	3	6	161,000
	35	33	6	9	162,700
	36	33			
	37	34	3	6	166,700
	38	35	6	9	168,400
3等級	25	25	3	6	105,200
	26	26	6	9	107,100
	27	26			
	28	27	3	6	110,100
	29	28	6	9	111,700
	30	28			
	31	29	3	6	115,100
	32	30	6	9	116,500
	33	30			
	34	31	3	6	119,600
	35	32	6	9	120,900
	36	32			

オ 研究職給料表の適用を受ける者

職務の等級	旧号給	新号給	期間		暫定給料月額
2等級			月	月	円

I	1	ĺ		i	1
	21	21	3	6	151,600
	22	22	6	9	153,700
	23	22			
	24	23	3	6	157,800
	25	24	6	9	159,900
	26	24			
	27	25	3	6	163,800
3等級	22	22	3	6	124,200
	23	23	6	9	126,200
	24	23			
	25	24	3	6	130,400
	26	25	6	9	132,200
4等級	21	21	3	6	102,900
	22	22	6	9	104,700
	23	22			
	24	23	3	6	107,900
	25	24	6	9	109,200
5等級	14	14	3	6	62,500
	15	15	6	9	63,700
	16	15			

カ 医療職給料表(一)の適用を受ける者

職務の等級	旧号給	新号給	期	間	暫定給料月額
2等級			月	月	円
	18	18	3	6	206,200
	19	19	6	9	209,200
	20	19			
	21	20	3	6	214,500
	22	21	6	9	217,000
3等級	18	18	3	6	179,800
	19	19	6	9	182,500

	20	19			
	21		3	6	107 100
	21	20	Э	О	187,100
	22	21	6	9	189,200
	23	21			
4等級	18	18	3	6	144,500
	19	19	6	9	146,800
	20	19			
	21	20	3	6	150,900
	22	21	6	9	152,600

キ 医療職給料表 (二) の適用を受ける者

職務の等級	旧号給	新号給	期	間	暫定給料月額
特1等級			月	月	円
	11	11	3	6	177,400
	12	12	6	9	181,000
	13	12			
	14	13	3	6	186,400
	15	14	6	9	189,000
	16	14			
1等級	13	13	3	6	141,600
	14	14	6	9	144,400
	15	14			
	16	15	3	6	149,000
	17	16	6	9	151,100
	18	16			
	19	17	3	6	155,800
2等級	17	17	3	6	121,700
	18	18	6	9	123,600
	19	18			
	20	19	3	6	127,500
	21	20	6	9	128,900

	22	20			
3等級	19	19	3	6	103,100
	20	20	6	9	104,400
	21	20			
4等級	18	18	3	6	84,300
	19	19	6	9	85,300
5等級	11	11	3	6	58,600
	12	12	6	9	59,500

ク 医療職給料表(三)の適用を受ける者

職務の等級	旧号給	新号給	斯	間	暫定給料月額
特1等級			月	月	円
	15	15	3	6	158,000
	16	16	6	9	160,300
	17	16			
	18	17	3	6	164,500
1等級	18	18	3	6	134,600
	19	19	6	9	136,400
	20	19			
	21	20	3	6	140,200
	22	21	6	9	141,800
	23	21			
	24	22	3	6	145,100
	25	23	6	9	146,400
2等級	16	16	3	6	112,100
	17	17	6	9	113,900
	18	17			
	19	18	3	6	117,400
	20	19	6	9	118,700
	21	19			
	22	20	3	6	122,300

	23	21	6	9	123,600
3等級	17	17	3	6	88,700
	18	18	6	9	90,200
	19	18			
	20	19	3	6	93,300
	21	20	6	9	94,600
	22	20			
	23	21	3	6	97,400
	24	22	6	9	98,400
	25	22			
4等級	17	17	3	6	78,500
	18	18	6	9	79,800
	19	18			
	20	19	3	6	82,200
	21	20	6	9	83,200
	22	20			

附 則(昭和四九年条例第四三号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十九年一月一日から適用する。 (最高号給等の切替え等)
- 2 昭和四十九年一月一日(以下「切替日」という。)の前日において教育職給料表の職務 の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員で人事委員会規則で 定めるものの切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されるこ ととなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、教育職給料表の適用を受ける職員で人事委員会の定めるもののこの条例による改正後の職員の給与に関する条例(以

下「改正後の条例」という。)の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料 月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

4 切替日において教育職給料表の適用を受ける職員のうち、切替日前に職務の等級を異に して異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は 給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の 等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、 人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払い)

5 切替期間において教育職給料表の適用を受けた職員が、改正前の条例の規定に基づいて、 切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみ なす。

(人事委員会への委任)

6 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人 事委員会が定める。

附 則(昭和四九年条例第四八号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。 (最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料月額等)
- 2 昭和四十九年四月一日において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員のこの条例による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による同日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。
- 3 昭和四十九年四月二日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の条例 の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級 又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、職務の等級の最高の号 給を超える給料月額を受ける職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日に おける給料月額及びこれを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。 (給与の内払)
- 4 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、昭和四十九年四月一日以後の分として支給を

受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

5 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。 附 則(昭和四九年条例第五二号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。ただし、第三 条第五項の改正規定は、昭和四十九年九月一日から施行する。

(最高号給等の切替え等)

2 昭和四十九年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において医療職給料表(三)の職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、医療職給料表(三)の適用を受ける職員で人事委員会の定めるもののこの条例による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。(切替日前の異動者の号給等の調整)
- 4 切替日において医療職給料表(三)の適用を受ける職員のうち、切替日に職務の等級を 異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給 又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職 務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度にお いて、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

5 切替期間において医療職給料表(三)の適用を受ける職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

6 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人 事委員会が定める。

附 則(昭和四九年条例第七七号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日以降において規則で定めた日から施行する。ただし、第十二条の 改正規定及び第十五条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(昭和四九年規則第八七号で昭和四九年一二月二六日から施行)

- 2 この条例中次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
 - 一 第七条の三第一項、第八条第三項、第九条の五及び第十条第二項の改正規定、附則第 六項を削る改正規定並びに別表第一から別表第五までの改正規定並びに附則第十四項 の規定 昭和四十九年四月一日
 - 二 第十六条の二第一項及び第十七条第二項の改正規定並びに附則第十二項の規定 昭 和四十九年九月一日

(最高号給等の切替え等)

3 昭和四十九年四月一日(以下「切替日」という。)において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員のこの条例による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、 改正前の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属す る職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員 会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給 料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の改正後の条例の規定による切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において改正後の条例の規定により職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人

事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。 (扶養手当に関する経過措置)

- 6 次の各号のいずれかに該当する者は、速やかにその旨を任命権者に届け出なければなら ない。
 - 一 切替日において、その前日から引き続き、改正前の条例第八条第二項第二号から第五 号までの扶養親族(十八歳未満の子を除く。以下「扶養親族たる父母等」という。)で 改正前の条例第九条第一項の規定による届出がされたもの(切替日前に扶養親族たる要 件を具備するに至つた扶養親族たる父母等で、切替日以降当該要件を具備するに至つた 日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。)があり、かつ、配偶 者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び扶 養親族たる十八歳未満の子のなかつた者
 - 二 切替期間において新たに扶養親族たる父母等で改正前の条例第九条第一項の規定による届出がされたものを有する職員となつた者(その職員となつた日に扶養親族たる十八歳未満の子があつた者を除く。)であつてその届出に係る事実の生じた日(その届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたものであるときは、その届出がされた日)に配偶者及び扶養親族たる十八歳未満の子のなかつたもの(前号に該当する者を除く。)
 - 三 切替期間において配偶者のない職員となった者(改正前の条例第九条第一項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者があった職員で、配偶者のない職員となったものを除く。)であって、その配偶者のない職員となった日に、扶養親族たる十八歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で同項の規定による届出がされたもの(その日前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族たる父母等で、その日以降当該要件を具備するに至った日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。)があったもの
 - 四 配偶者のなかつた職員のうち、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となった者であって、その配偶者がある職員となった日に、扶養親族たる十八歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で改正前の条例第九条第一項の規定による届出がされたもの(その日前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族たる父母等で、その日以降当該要件を具備するに至った日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。)があったもの
- 7 前項第一号又は第二号の規定による届出がこの条例の施行の日から三十日を経過した

後にされた場合におけるこれらの届出に係る事実に関する改正後の条例第八条第三項の 規定の適用については、これらの届出がされた日の属する月の末日(これらの届出がされ た日が月の初日であるときは、その日の前日)までの間、同項中「千五百円(職員に配偶 者がない場合にあつては、そのうち一人については三千五百円)」とあるのは、「千五百 円」とする。

8 切替期間において職員が配偶者のない職員となった場合又は配偶者を有するに至った場合において、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至った日に、扶養親族たる十八歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で改正前の条例第九条第一項の規定による届出がされたもの(これらの日前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族たる父母等で、これらの日以降当該要件を具備するに至った日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。)を有するときにおける当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額は、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至った日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から改定する。ただし、職員が配偶者のない職員となった場合における同項第二号又は附則第六項第三号の規定による届出がこの条例の施行の日から三十日を経過した後にされたときは、これらの届出がされた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から改定する。

(通勤手当の特例)

9 改正後の条例第十条第二項の規定の切替日から昭和四十九年十月三十一日までの間に おける適用については、同項第一号及び第三号中「その差額の二分の一が六千円を超える ときは、六千円」とあるのは「その差額の二分の一が五千円を超えるときは、五千円」と、 同項第二号中「八千円」とあるのは「五千円」とする。

(給与の内払)

10 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以降の分として支給を受けた給与は、 改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

11 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 人事委員会が定める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

12 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十三年福島県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(特殊勤務手当の内払)

- 13 職員が、前項の規定による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて、昭和四十九年九月一日以後の分として支給を受けた特殊勤務手当は、前項の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。 (福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例の一部改正)
- 14 福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例(昭和二十四年福島県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(給与の内払)

15 福島県教育委員会教育長が、前項の規定による改正前の福島県教育委員会教育長の諸 給与支給に関する条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、前 項の規定による改正後の福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例の規定によ る給与の内払とみなす。

附 則(昭和五〇年条例第三一号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十九年八月十日から適用する。 (給与の内払)
- 2 職員が、この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、昭和四十 九年八月十日以後の分として支給を受けた寒冷地手当は、この条例による改正後の職員の 給与に関する条例の規定による寒冷地手当の内払とみなす。

附 則 (昭和五〇年条例第三四号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和五十年一月一日から適用する。 (特定の職務の等級の切替え)
- 2 昭和五十年一月一日(以下「切替日」という。)において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定によりその者が属していた職務の等級が附則別表第一に掲げられている職員の切替日におけるこの条例による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による職務の等級は、人事委員会の定めるところにより、切替日において改正前の条例の規定によりその者が属していた職務の等級に対応する同表の甲欄又は乙欄に定める職務の等級とする。

(特定の号給の切替え等)

- 3 前項の規定により切替日における職務の等級が附則別表第一の甲欄に定める職務の等級となる職員(附則第五項に規定する職員を除く。)の切替日における改正後の条例の規定による号給(以下この項及び次項において「新号給」という。)は、切替日において改正前の条例の規定によりその者が受けていた号給(以下この項及び次項において「旧号給」という。)に対応する附則別表第二及び附則別表第三の新号給欄に定める号給とし、前項の規定により切替日における職務の等級が附則別表第一の乙欄に定める職務の等級となる職員(附則第五項に規定する職員を除く。)の新号給は、旧号給と同じ号数の号給とする。
- 4 前項の規定により新号給を決定される職員に対する切替日後における最初の改正後の 条例第四条第四項の規定の適用については、旧号給を受けていた期間(人事委員会の定め る職員にあつては、人事委員会の定める期間を増減した期間)を新号給を受ける期間に通 算する。

(最高号給等の切替え等)

5 切替日において改正前の条例の規定により教育職給料表の職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員で人事委員会規則で定めるものの切替日における改正後の条例の規定による号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替日から施行日の前日までの間の異動者の号給等)

6 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の条例の規定により、 新たに教育職給料表の適用を受けることとなつた職員及び教育職給料表の適用上その属 する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、人事委 員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等 級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定める ところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

7 切替日において改正前の条例の規定により教育職給料表の適用を受けていた職員のうち、切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における改正後の条例の規定による号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において改正後の条例の規定により職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人

事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。 (給与の内払)

8 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、 改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

9 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則別表第一

職務の等級の切替表

給料表	切替日において改正前の	切替日における改正	E後の条例の規定に
	条例の規定により職員が	よる職務の等級	
	属していた職務の等級	甲	乙
教育職給料表(二)	1等級	特1等級	1等級
	2 等級	1等級	2等級

附則別表第二

教育職給料表(二)の特1等級となる職員の号給の切替表

旧号給	新号給
2から11まで	1
12	2
13	3
14	4
15	5
16	6
17	7
18	8
19	9
20	10
21	11
22	12
23	13

24 14

附則別表第三

教育職給料表(二)の1等級となる職員の号給の切替表

旧号給	新号給
1から16まで	2
17	3
18	4
19	5
20	6
21	7
22	8
23	9
24	10
25	11
26	12
27	13
28	14
29	15
30	16
31	17
32	17
33	18
34	19
35	19
36	20

附 則(昭和五一年条例第一号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の 条例」という。)の規定は、昭和五十年四月一日から適用する。

(職務の等級の切替え)

2 昭和五十年四月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の等級(以下「旧等級」という。)が附則別表に掲げられている職員の切替日における職務の等級は、旧等級に対応する同表に定める職務の等級とする。

(号給の切替え等)

- 3 前項に規定する職員(附則第五項に規定する職員を除く。)の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者の受ける号給(以下「旧号給」という。)と同じ号数の号給とする。
- 4 前項の規定により新号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の条例第四条第四項の規定の適用については、旧号給を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間を増減した期間)を新号給を受ける期間に通算する。

(最高号給等の切替え等)

5 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

6 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、 改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新た に給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号 給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例 の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給若しくは給料月額及び これらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

7 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の改正後の条例の規定による切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において改正後の条例の規定により職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(住居手当に関する経過措置)

8 切替期間において、改正前の条例第九条の五の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第九条の五の規定による住居手当を支給されないこととなる期

間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第九条の五の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第九条の五の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第九条の五の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第九条の五の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第九条の五の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和五十一年三月三十一日(同日前に人事委員会規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事委員会規則で定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

(通勤手当の特例)

9 改正後の条例第十条第二項の規定の切替日から同年十月三十一日までの間における適用については、同項第一号及び第三号中「一万一千円」とあるのは「一万円」と、「六千円」とあるのは「四千円」とする。

(給与の内払)

10 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、 改正後の条例(住居手当については、改正後の条例第九条の五又は附則第八項)の規定に よる給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

11 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 人事委員会が定める。

附則別表

職務の等級の切替表

給料表	旧等級	新等級
医療職給料表 (二)	1等級	2等級
	2等級	3等級
	3等級	4等級
	4等級	5等級
	5等級	6等級

附 則(昭和五一年条例第四七号)抄

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の福島県職員の退職手当に関

する条例の規定及び次項の規定による改正後の職員の給与に関する条例(昭和二十六年福 島県条例第九号)の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

附 則(昭和五一年条例第六○号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の 条例」という。)の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 2 昭和五十一年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の 号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料 月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。 (切替期間における異動者の号給等)
- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の職員の給与に関する 条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けること となつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動の あつた職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異 動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定 めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(期末手当の額の特例)

5 昭和五十一年十二月に改正前の条例第十七条の規定に基づいて支給された職員の期末 手当の額が、改正後の条例第十七条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとな る期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第 二項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手 当の額に加算した額とする。

(勤勉手当の額の特例)

6 昭和五十一年六月に改正前の条例第十七条の二の規定に基づいて支給された職員の勤

勉手当の額が、改正後の条例第十七条の二の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる勤勉手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の勤勉手当の額は、同条第二項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる勤勉手当の額に加算した額とする。

(給与の内払)

7 職員が、改正後の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、 改正後の条例(期末手当については改正後の条例第十七条又は附則第五項、勤勉手当については改正後の条例第十七条の二又は前項)の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則(昭和五二年条例第五〇号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日以降において規則で定める日から施行し、改正後の職員の給与に 関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定(第十六条の二の規定を除く。)は、 昭和五十二年四月一日から適用する。

(昭和五二年規則第七一号で昭和五二年一二月二三日から施行)

(最高号給等の切替え等)

- 2 昭和五十二年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の 号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料 月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。 (切替期間における異動者の号給等)
- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、 改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新た に給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号 給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例 の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けること となる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる 職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、 その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上 必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うこ とができる。

(住居手当に関する経過措置)

5 切替期間において、改正前の条例第九条の五の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第九条の五の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第九条の五の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第九条の五の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第九条の五の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第九条の五の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和五十三年三月三十一日(同日前に人事委員会規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事委員会規則で定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

6 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、 改正後の条例(住居手当については、改正後の条例第九条の五又は前項)の規定による給 与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

8 特別職の職員の給与に関する条例 (昭和二十七年福島県条例第百一号) の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(昭和五三年条例第八号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例の規定は、昭和五十 一年四月一日から適用する。

附 則(昭和五三年条例第四四号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定による改正後の職員の給与 に関する条例及び第二条の規定による改正後の福島県市町村立学校職員の給与等に関す る条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定並びに第三条の規定による改正 後の職員の特殊勤務手当に関する条例第十九条第一項第十号、同条第十一項及び同条第十 二項第八号の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

(義務教育等教員特別手当の内払)

2 教育職員が、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例第十八条の二第一項 及び第二項の規定による改正前の福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例第八条 の九第一項の規定に基づいて昭和五十二年四月一日以後の分として支給を受けた義務教 育等教員特別手当は、改正後の条例の規定による義務教育等教員特別手当の内払とみなす。

附 則(昭和五三年条例第六二号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第七条の三第一項の改正規定(同項第一号及び第二号を改める部分を除く。)並びに附則第六項及び第七項の規定は、昭和五十四年一月一日から、附則に二項を加える改正規定中附則第十項に係る部分については、同年七月一日から施行する。
- 2 この条例(第七条の三第一項の改正規定(同項第一号及び第二号を改める部分を除く。 以下「初任給調整手当に関する改正規定」という。)及び附則に二項を加える改正規定中 附則第十項に係る部分を除く。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「条例」 という。)の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

3 昭和五十三年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の 号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の条例の規定により、 新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受け る号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の 条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受ける こととなる期間は、人事委員会の定めるところによる。 (切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(初任給調整手当に関する経過措置)

- 6 初任給調整手当に関する改正規定の施行の際改正前の条例第七条の三第一項第三号又 は第四号の規定により初任給調整手当を支給することとされていた職員及び同条第二項 の規定によりこれらの職員との権衡上初任給調整手当を支給することとされていた職員 のうち、改正後の条例第七条の三第一項又は第二項の規定による初任給調整手当を支給さ れないこととなる職員については、人事委員会規則で定めるところにより、従前の例によ る支給期間及び支給額の範囲内で初任給調整手当を支給する。
- 7 初任給調整手当に関する改正規定の施行の際改正前の条例第七条の三第一項第三号に 該当していた職(改正後の条例第七条の三第一項第三号に該当する職を除く。)に新たに 採用された職員及び人事委員会規則で定めるこれに準ずる職員のうち、前項の規定により 初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員については、人 事委員会規則で定めるところにより、三年以内の期間、月額千五百円を超えない範囲内の 額の初任給調整手当を支給することができる。

(期末手当の額の特例)

8 昭和五十三年十二月に改正前の条例第十七条の規定に基づいて支給された職員の期末 手当の額が、改正後の条例第十七条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとな る期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第 二項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手 当の額に加算した額とする。

(給与の内払)

9 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、 改正後の条例 (期末手当については改正後の条例第十七条又は前項) の規定による給与の 内払とみなす。

(人事委員会への委任)

10 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、

人事委員会が定める。

附 則(昭和五四年条例第四八号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日以降において規則で定める日から施行し、改正後の職員の給与に 関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和五十四年四月一日から適用 する。

(昭和五四年規則第七六号で昭和五四年一二月二四日から施行)

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

2 昭和五十四年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の 号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期 間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の職員の給与に関する 条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けること となつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動の あつた職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異 動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定 めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

5 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、 改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

6 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則(昭和五五年条例第五一号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の 条例」という。)の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。
 - (号給の切替え等)
- 2 職員(次項に規定する職員を除く。)の昭和五十五年四月一日(以下「切替日」という。) における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が受けていた 号給(以下「旧号給」という。)の号数から一を減じた号数の号給とする。
- 3 旧号給が附則別表の旧号給欄に掲げられている号給である職員の新号給は、旧号給に対応する同表の新号給欄に定める号給とする。ただし、切替日において旧号給を受けていた期間が同表の期間欄に定める期間に達していない職員は、昭和五十五年七月一日、同年十月一日、昭和五十六年一月一日又は同年四月一日のうち、切替日から起算して同欄に定める期間と切替日において旧号給を受けていた期間との差に相当する期間を経過した日以後の直近の日に、旧号給に対応する同表の新号給欄に定める号給を受けるものとし、その者の切替日から当該直近の日の前日までの間における給料月額は、旧号給に対応する同表の暫定給料月額欄に定める額とする。
- 4 附則第二項の規定により新号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の 改正後の条例第四条第四項の規定の適用については、旧号給を受けていた期間を新号給を 受ける期間に通算する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

5 切替日の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の 切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員 会規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

6 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、 改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新た に給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号 給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例 の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けること となる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

7 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる

職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、 その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上 必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うこ とができる。

(住居手当に関する経過措置)

8 切替期間において、改正前の条例第九条の五の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第九条の五の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第九条の五の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第九条の五の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第九条の五の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第九条の五の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第九条の五の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和五十六年三月三十一日(同日前に人事委員会規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事委員会規則で定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

9 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、 改正後の条例(住居手当については、改正後の条例第九条の五又は前項)の規定による給 与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

10 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 人事委員会が定める。

附則別表

給料表	職務の等級	旧号給	新号給	期間	暫定給料月額
行政職給料表	特1等級	1	1	12月	270,300円
	2等級	2	2	12月	186,900円

附 則 (昭和五六年条例第一号)

改正 昭和六〇年一二月二五日条例第五二号 平成九年三月二五日条例第三号 (施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の 条例」という。)の規定は、昭和五十五年八月九日から適用する。

(基準額等に関する経過措置)

2 改正後の条例の規定の適用を受ける職員で、改正後の条例第十八条第三項の規定により 算出した場合における基準額が、基準日(基準日の翌日から基準日の属する年の翌年の二 月末日までの間に新たに採用された者にあつては、職員となつた日。以下この項において 同じ。) において当該職員の受ける職務の級の号給に相当するものとして、人事委員会が 指定する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和六十年福島県条例第五十二 号)による改正前の職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)別表第一 から別表第五までに定める職務の等級の号給の昭和五十五年八月九日において適用され る額(基準日において当該職員が職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける場合そ の他人事委員会規則で定める場合にあつては、その定める額)に七千八百円を加算した額 (県立大学の学長にあつては、昭和五十五年八月九日において受けている給料月額)を改 正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第十八条第三項に規定 する割合を乗ずべき額とみなして、同項の規定により算出するものとした場合に得られる 額(以下「暫定基準額」という。)に達しないこととなるものについては、改正後の条例 第十八条第三項の規定にかかわらず、平成九年三月三十一日までの間、暫定基準額をもつ て当該職員に係る同項の基準額とする。ただし、同条第五項に規定する最高限度額の算出 については、この限りでない。

(昭六○条例五二・平九条例三・一部改正)

- 3 昭和五十五年八月九日から昭和五十六年二月二十八日までの間(前項の規定の適用のある期間に限る。)の日を支給日とする寒冷地手当については、改正後の条例第十八条第三項の規定により算出した場合における基準額(前項本文の規定の適用を受ける職員に係るものにあつては、暫定基準額)が、改正前の条例第十八条第三項の規定により算出するものとした場合における基準額(以下「旧基準額」という。)に達しないこととなるときは、改正後の条例第十八条第三項及び前項本文の規定にかかわらず、当該旧基準額をもつて当該職員に係る同条第三項の基準額とする。
- 4 昭和五十五年八月九日以前から引き続き在職する職員のうち、暫定基準額を改正前の条 例第十八条第三項の基準額とみなして、同条第二項又は第五項の規定(休職者にあつては、 改正前の条例第十九条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定)により算出するものと

した場合における寒冷地手当の額(前項の規定の適用を受ける寒冷地手当については、旧 基準額を用いてこれらの規定により算出した場合における寒冷地手当の額)(以下「改正 前の条例の例による額」という。)が改正後の条例第十八条第五項に規定する最高限度額 (休職者にあつては、その額に第十九条の規定による割合を乗じて得た額)を超えること となる職員の寒冷地手当の額は、平成九年三月三十一日までの間、改正後の条例第十八条 第五項及び第六項並びに第十九条の規定にかかわらず、改正前の条例の例による額を超え ない範囲内で人事委員会規則で定める額とする。

(平九条例三·一部改正)

5 改正後の条例第十八条第九項の規定は、同項の規定により返納させるべき事由(改正前の条例第十八条第八項の規定により返納させることとされていた事由と同一の事由を除く。)で昭和五十五年八月九日から昭和五十六年一月三十一日までの間に生じたものについては適用しない。

(寒冷地手当の内払)

6 改正前の条例の規定に基づいて、昭和五十五年八月九日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた寒冷地手当は、改正後の条例の規定による寒冷地手当の内払とみなす。

附 則(昭和五六年条例第四二号)抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和五六年規則第六○号で昭和五六年一一月八日から施行)

附 則(昭和五六年条例第四九号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日以降において規則で定める日から施行する。ただし、第九条の二 第二項第一号及び第九条の三の改正規定は、昭和五十七年四月一日から施行する。

(昭和五六年規則第六九号で昭和五六年一二月二四日から施行)

2 この条例(第九条の二第二項第一号及び第九条の三の改正規定を除く。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 昭和五十六年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の 号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料 月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。 (切替期間における異動者の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、 改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新た に給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号 給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例 の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けること となる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(住居手当に関する経過措置)

6 切替期間において、改正前の条例第九条の五の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第九条の五の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第九条の五の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第九条の五の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第九条の五の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第九条の五の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第九条の五の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和五十七年三月三十一日(同日前に人事委員会規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事委員会規則で定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

(期末手当及び勤勉手当に関する経過措置)

7 昭和五十六年六月、同年十二月及び昭和五十七年三月に支給する期末手当並びに昭和五 十六年六月及び同年十二月に支給する勤勉手当に関する改正後の条例第十七条及び第十 七条の二の規定の適用については、同条例第十七条第二項中「受けるべき」とあるのは「職 員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十六年福島県条例第四十九号)による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により受けるべきであつた」と、改正後の条例第十七条の二第二項中「受けるべき」とあるのは「改正前の条例の規定により受けるべきであった」とする。

(給与の内払)

8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

9 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則(昭和五七年条例第四二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五七年条例第四五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五八年条例第四三号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十条第二項第二号、第十六条の二第一項、第十七条第一項、第十七条の二第一項及び第十八条第一項の改正規定は、昭和五十九年四月一日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項及び第六項において同 じ。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定 は、昭和五十八年四月一日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 昭和五十八年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の 号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料 月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。 (切替期間における異動者の号給等)
- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の

改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれら を受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(住居手当に関する経過措置)

6 切替期間において、改正前の条例第九条の五の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第九条の五の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第九条の五の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第九条の五の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第九条の五の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第九条の五の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第九条の五の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和五十九年三月三十一日(同日前に人事委員会規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事委員会規則で定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人 事委員会が定める。

附 則(昭和五九年条例第五八号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日以降において規則で定める日から施行する。ただし、第十六条の 二第一項の改正規定は、昭和六十年四月一日から施行する。 (昭和五九年規則第七二号で昭和五九年一二月二六日から施行)

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

3 昭和五十九年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の 号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の職員 の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適 用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給 料月額に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による 当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、 人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

7 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人 事委員会が定める。

附 則(昭和六○年条例第五二号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日以降において規則で定める日から施行する。ただし、第十六条の 二第一項の改正規定は、昭和六十一年四月一日から、第八条第四項の改正規定は、同年六 月一日から施行する。

(昭和六〇年規則第七八号で昭和六〇年一二月二六日から施行)

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十六年福島県条例第一号)の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。(職務の級への切替え)
- 3 昭和六十年七月一日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する職員であって同日においてその者が属していた職務の等級(以下「旧等級」という。)が附則別表第一に掲げられているものの切替日における職務の級は、旧等級に対応する同表の職務の級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、人事委員会の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え等)

- 4 前項の規定により切替日における職務の級を定められる職員(附則第六項に規定する職員を除く。)の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に対応する附則別表第二又は附則別表第三の新号給欄に定める号給とする。
- 5 前項の規定により新号給を定められる職員に対する切替日以後における最初の改正後の条例第四条第四項又は第六項ただし書の規定の適用については、旧号給を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間。以下この項において同じ。)を新号給を受ける期間に通算する。ただし、切替日の前日において、旧号給が旧等級の最高の号給であつて新号給が職務の級の最高の号給以外の号給となる者については、旧号給を受けていた期間のうち十二月を超える期間は、この限りでない。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

6 切替日の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の 切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間 は、人事委員会規則で定める。

(切替日からこの条例の施行の日の前日までの間における異動者の職務の級及び号給等)

7 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例(附則第一項ただし 書に規定する改正規定を除く。)による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前 の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びそ の属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後 の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号給又は給料月額並び にこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

8 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、 その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

9 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

10 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

11 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十六年福島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

12 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和五十年福島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(福島県旅費条例の一部改正)

13 福島県旅費条例 (昭和二十八年福島県条例第二十四号) の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(福島県旅費条例の一部改正に伴う経過措置)

14 略

附則別表第1 (附則第3項関係)

職員の職務の級への切替表

給料表	旧等級	職務の級
行政職給料表	7等級	1級

	6等級	2級
	5等級	3級
	4等級	4級
		5級
	3等級	6級
		7級
	2等級	8級
	1等級	9級
		10級
	特1等級	11級
公安職給料表	6等級	1級
	5等級	2級
	4等級	3級
	3等級	4級
		5級
	2等級	6級
		7級
	1等級	8級
	特1等級	9級
教育職給料表(1)	4等級	1級
	3等級	2級
	2等級	3級
	1等級	4級
 教育職給料表(2)	3等級	1級
	2等級	2級
	1等級	3級
	特1等級	4級
研究職給料表	5等級	1級
	4等級	
	3等級	2級

1	1	İ
	2等級	3級
		4級
	1等級	5級
医療職給料表(1)	4等級	1級
	3等級	2級
	2等級	3級
	1等級	4級
医療職給料表(2)	6等級	1級
	5等級	
	4等級	2級
	3等級	3級
		4級
	2等級	5級
	1等級	6級
	特1等級	7級
医療職給料表(3)	4等級	1級
	3等級	2級
	2等級	3級
		4級
	1等級	5級
	特1等級	6級

附則別表第2 (附則第4項関係)

研究職給料表又は医療職給料表(2)の1級となる職員以外の職員の号給の切替表

イ 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給		新号給									
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
1		1	1						1	1	1
2	1	2	2	1	1	1	1	1	2	1	2
3	2	3	3	2	1	2	1	2	3	1	3
4	3	4	4	3	1	3	1	3	4	1	4

5	4	5	5	4	2	4	2	4	5	2	5
6	5	6	6	5	3	5	3	5	6	3	6
7	6	7	7	6	4	6	4	6	7	4	7
8	7	8	8	7	5	7	5	7	8	5	8
9	8	9	9	8	6	8	6	8	9	6	9
10	9	10	10	9	7	9	7	9	10	7	10
11	10	11	11	10	8	10	8	10	11	8	11
12	11	12	12	11	9	11	9	11	12	9	12
13	12	13	13	12	10	12	10	12	13	10	13
14	13	14	14	13	11	13	11	13	14	11	14
15	14	15	15	14	12	14	12	14	15	12	15
16	15	16	16	15	13	15	13	15	16	12	
17	16	17	17	16	14	16	14	16			
18		18	18	17	15	17	15	17			
19		19	19	18	16	18	16	18			
20			20	19	16	19	17	19			
21			21	20	17	20	18				
22			22	21	17	21	18				
23			23	22	18	22	19				
24			24	23	19						
25				24	19						
26				25	20						

ロ 公安職給料表の適用を受ける職員

	1 170111111	• • • • • •	. ~ 0 15	· · ·						
旧号給		新号給								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
1		1	1							
2	1	2	2	1	1	1	1	1	1	
3	2	3	3	2	1	2	1	2	1	
4	3	4	4	3	1	3	1	3	2	
5	4	5	5	4	1	4	2	4	3	

6	5	6	6	5	1	5	3	5	4
7	6	7	7	6	2	6	4	6	5
8	7	8	8	7	3	7	5	7	6
9	8	9	9	8	4	8	6	8	7
10	9	10	10	9	5	9	7	9	8
11	10	11	11	10	6	10	8	10	9
12	11	12	12	11	7	11	9	11	10
13	12	13	13	12	8	12	10	12	11
14	13	14	14	13	9	13	11	13	12
15	14	15	15	14	10	14	12	14	13
16	15	16	16	15	11	15	13	15	14
17	16	17	17	16	12	16	14	16	15
18	17	18	18	17	13	17	15	17	16
19	18	19	19	18	14	18	16	18	17
20	19	20	20	19	15	19	17	19	
21	20	21	21	20	16	20	18		
22	21	22	22	21	17	21	19		
23	22	23	23	22	18	22	20		
24	23	24	24	23	19				
25	24	25	25	24	20				
26	25	26	26	25	20				
27	26	27	27	26	21				
28	27	28	28	27	22				
29	28	29	29	28	23				
30	29	30	30						
31	30	31	31						
32	31	32	32						
33	32	33	33						
34	33								

ハ 教育職給料表(1)の適用を受ける職員

旧号給		新士		
	1級	2級	3級	4級
1	1	1		
2	2	2	1	
3	3	3	2	1
4	4	4	3	2
5	5	5	4	3
6	6	6	5	4
7	7	7	6	5
8	8	8	7	6
9	9	9	8	7
10	10	10	9	8
11	11	11	10	9
12	12	12	11	10
13	13	13	12	11
14	14	14	13	12
15	15	15	14	13
16	16	16	15	14
17	17	17	16	15
18	18	18	17	16
19	19	19	18	17
20	20	20	19	18
21	21	21	20	19
22	22	22	21	20
23	23	23	22	21
24	24	24	23	22
25	25	25	24	23
26	26	26	25	24
27	27		26	
28	28			

29 29

ニ 教育職給料表(2)の適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	1級	2級	3級	4級
1		1		1
2	1	1	1	2
3	2	2	2	3
4	3	3	3	4
5	4	4	4	5
6	5	5	5	6
7	6	6	6	7
8	7	7	7	8
9	8	8	8	9
10	9	9	9	10
11	10	10	10	11
12	11	11	11	12
13	12	12	12	13
14	13	13	13	14
15	14	14	14	15
16	15	15	15	
17	16	16	16	
18	17	17	17	
19	18	18	18	
20	19	19	19	
21	20	20	20	
22	21	21	21	
23	22	22	22	
24	23	23	23	
25	24	24	24	
26	25	25		

			1	
27	26	26		
28	27	27		
29	28	28		
30	29	29		
31	30	30		
32	31	31		
33	32	32		
34	33	33		
35	34	34		
36		35		
37		36		

ホ 研究職給料表の適用を受ける職員

	明九順和代表の適用を支ける順長					
旧号給		新号給				
	2級	3級	4級	5級		
1	1					
2	2					
3	3					
4	4	1	1	1		
5	5	2	1	2		
6	6	3	1	3		
7	7	4	1	4		
8	8	5	1	5		
9	9	6	2	6		
10	10	7	3	7		
11	11	8	4	8		
12	12	9	5	9		
13	13	10	6	10		
14	14	11	7	11		
15	15	12	8	12		
16	16	13	9	13		

17	17	14	10	14
17	17	14	10	14
18	18	15	11	15
19	19	16	12	16
20	20	17	13	17
21	21	18	13	18
22	22	19	14	
23	23	20	15	
24	24	21	16	
25	25	22	16	
26	26	23	17	
27	27	24	17	
28	28			

へ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員

旧号給	WITH 12 (1) 1 22/11 C	新号給				
	1級	2級	3級	4級		
1	1		1	1		
2	1	1	2	2		
3	2	2	3	3		
4	3	3	4	4		
5	4	4	5	5		
6	5	5	6	6		
7	6	6	7	7		
8	7	7	8	8		
9	8	8	9	9		
10	9	9	10	10		
11	10	10	11	11		
12	11	11	12	12		
13	12	12	13	13		
14	13	13	14	14		
15	14	14	15	15		

16	15	15	16	16
17	16	16	17	17
18	17	17	18	18
19	18	18	19	19
20	19	19	20	20
21	20	20	21	
22	21	21	22	
23		22	23	
24		23		

ト 医療職給料表(2)の適用を受ける職員

旧号給			新号	-		
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	1	2	2	2
3	3	3	1	3	3	3
4	4	4	1	4	4	4
5	5	5	2	5	5	5
6	6	6	3	6	6	6
7	7	7	4	7	7	7
8	8	8	5	8	8	8
9	9	9	6	9	9	9
10	10	10	7	10	10	10
11	11	11	8	11	11	11
12	12	12	9	12	12	12
13	13	13	10	13	13	13
14	14	14	11	14	14	14
15	15	15	12	15	15	15
16	16	16	13	16	16	16
17	17	17	14	17	17	
18	18	18	15	18		

19	19	19	16	19	
20	20	20	17	20	
21	21	21	18		
22	22	22	18		
23	23	23	19		
24	24	24	19		

チ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員

旧号給	相称一个生衣(3)0/		新号	-		
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	1	1	2
3	3	3	3	1	1	3
4	4	4	4	1	1	4
5	5	5	5	2	2	5
6	6	6	6	3	3	6
7	7	7	7	4	4	7
8	8	8	8	5	5	8
9	9	9	9	6	6	9
10	10	10	10	7	7	10
11	11	11	11	8	8	11
12	12	12	12	9	9	12
13	13	13	13	10	10	13
14	14	14	14	11	11	14
15	15	15	15	12	12	15
16	16	16	16	13	13	16
17	17	17	17	14	14	17
18	18	18	18	15	15	18
19	19	19	19	16	16	19
20	20	20	20	17	17	20
21	21	21	21	18	18	21

22	22	22	22	19	19	22
23	23	23	23	20	20	
24	24	24	24	21	21	
25	25	25	25	22	22	
26	26	26	26	23	23	
27	27	27	27	23	24	
28	28	28	28	24		
29	29	29				
30		30				

附則別表第3(附則第4項関係)

研究職給料表又は医療職給料表(2)の1級となる職員の号給の切替表

イ 研究職給料表の1級となる職員

	3号給	新号給	
5等級	4等級		
2		1	
3		2	
4		3	
5	1	4	
6	2	5	
7	3	6	
8	4	7	
9	5	8	
10	6	9	
11	7	10	
12	8	11	
13			
14			
15	9	12	
16			
17			

Ì	Ì	İ
	10	13
	11	14
	12	15
	13	16
	14	17
	15	18
	16	19
	17	20
	18	21
	19	22
	20	23
	21	24
	22	25
	23	26
	24	27
	25	28
	26	29

ロ 医療職給料表(2)の1級となる職員

旧号給		新号給
6等級	5等級	
2		1
3		2
4	1	3
5	2	4
6	3	5
7	4	6
8	5	7
9	6	8
10	7	9
11		

12	8	10
13		
	9	11
	10	12
	11	13
	12	14
	13	15
	14	16
	15	17
	16	18
	17	19
	18	20
	19	21
	20	22

附 則(昭和六一年条例第六号)

この条例は、昭和六十一年六月一日から施行する。

附 則(昭和六一年条例第四○号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例の規定は、昭和六十 一年四月一日から適用する。

附 則(昭和六一年条例第六八号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日以降において規則で定める日から施行する。ただし、第十六条の 二第一項の改正規定及び附則第八項の規定は、昭和六十二年一月一日から、第四条の改正 規定は、同年四月一日から施行する。

(昭和六一年規則第九一号で昭和六一年一二月二四日から施行)

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

3 昭和六十一年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号

給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間 に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替日からこの条例の施行の日の前日までの間における異動者の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の職員 の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適 用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料 月額に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当 該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

7 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人 事委員会が定める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

8 職員の特殊勤務手当に関する条例 (昭和五十年福島県条例第三号) の一部を次のように 改正する。

〔次のよう〕略

附 則(昭和六二年条例第六四号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日以後において規則で定める日から施行する。ただし、第十六条の 二第一項の改正規定は、昭和六十三年一月一日から施行する。

(昭和六二年規則第八二号で昭和六二年一二月二四日から施行)

2 この条例(第十六条の二第一項の改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による

改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和六十 二年四月一日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 昭和六十二年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。 (切替期間における異動者の号給等)
- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準じる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(住居手当に関する経過措置)

6 切替期間において、改正前の条例第九条の五の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第九条の五の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第九条の五の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第九条の五の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第九条の五の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第九条の五の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第九条の五の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和六十三年三月三十一日(同日前に人事委員会規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事委員会規則で定める日)ま

での間の住居手当についても同様とする。

(給与の内払)

7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則(昭和六三年条例第五号)

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、附則第十一項の改正規定及び 附則に一項を加える改正規定は、職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例(昭和 六十三年福島県条例第七号)の規定中附則第五項を附則第六項とする改正規定及び附則第二 項の規定の施行の日から施行する。

(施行の日=昭和六三年四月一七日)

附 則(昭和六三年条例第五六号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日以降において規則で定める日から施行する。ただし、第八条第二項第二号及び第四号の改正規定は、昭和六十四年四月一日から施行する。

(昭和六三年規則第六六号で昭和六三年一二月二六日から施行)

2 この条例(第八条第二項第二号及び第四号の改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 昭和六十三年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。 (切替日からこの条例の施行の日の前日までの間における異動者等の号給等)
- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の職員 の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適 用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料 月額に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当 該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人

事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者等の号給等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準じる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

7 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則(平成元年条例第九号)

この条例中第十八条の改正規定は平成元年四月一日から、その他の改正規定は同年五月一日から施行する。

附 則(平成元年条例第八二号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十六条の二第一項の改正規定は平成二年一月一日から、第二条第一項の改正規定、第九条の四に一項を加える改正規定、第十条の次に一条を加える改正規定及び第十六条の三第二項の改正規定は同年四月一日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成元年四月一日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 平成元年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替日からこの条例の施行の日の前日までの間における異動者等の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の職員

の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者等の号給等の調整)

5 切替日前の職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

7 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人 事委員会が定める。

附 則(平成二年条例第四八号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日以降において規則で定める日から施行する。ただし、第十六条の 二第一項並びに第十九条第一項及び第六項の改正規定並びに附則第八項の規定は平成三 年一月一日から、第十八条の二第一項及び第三項の改正規定は同年四月一日から施行する。 (平成二年規則第六六号で平成二年一二月二六日から施行)
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第五項において同じ。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成二年四月一日から適用する。

(特定の号給の切替え等)

3 平成二年四月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の受ける号給が附 則別表に掲げる職務の級の一号給である職員の切替日における号給は、二号給とし、これ を受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(最高号給等の切替え等)

4 切替日の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替日からこの条例の施行の日の前日までの間における異動者等の号給等)

5 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において改正前の職員の給与に関する 条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により新たに給料表の適用を受けることと なった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあっ た職員のうち人事委員会の定めるものの、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の 日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定める ところによる。

(切替日前の異動者等の号給等の調整)

6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(休職者の給与に関する経過措置)

8 改正後の職員の給与に関する条例第十九条第一項又は第六項の規定は、第十九条第一項 及び第六項の改正規定の施行の際、通勤による負傷若しくは疾病のため地方公務員法(昭 和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職に されている職員又は通勤による災害のため職員の分限に関する条例(昭和二十六年福島県 条例第七十号)第二条第五号に掲げる事由に該当して休職にされている職員の当該改正規 定の施行の日以後の休職期間に係る給与についても適用する。

(人事委員会への委任)

9 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則別表

給料表	職務の級

•	
行政職給料表	1級 2級
公安職給料表	1級 2級 3級
教育職給料表 (一)	1級
教育職給料表 (二)	1級 2級
研究職給料表	1級 2級
医療職給料表 (一)	1級
医療職給料表 (二)	1級 2級
医療職給料表 (三)	1級 2級

附 則(平成三年条例第七一号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日以降において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に 掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(平成三年規則第七九号で平成三年一二月二五日から施行)

- 一 第二条の改正規定、第八条第四項を削る改正規定、第十四条第三項及び第十六条の二 第一項の改正規定、第十六条の四を第十六条の五とする改正規定、第十六条の三の改正 規定、同条を第十六条の四とする改正規定、第十六条の二の次に一条を加える改正規定 並びに第十八条第三項及び第五項の改正規定 平成四年一月一日
- 二 第二十条を第二十一条とし、第十九条の三の次に一条を加える改正規定 平成四年四 月一日
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第七項において同じ。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成三年四月一日から適用する。

(特定の職務の級の切替え)

3 平成三年四月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級が医療職給料表(三)の六級であった職員の切替日における職務の級は、人事委員会の定めるところにより、同表の七級又は六級とする。

(特定の号給の切替え等)

4 前項の規定により切替日における職務の級が医療職給料表(三)の七級となる職員(附 則第六項に規定する職員を除く。)の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、 切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に対応する附 則別表の新号給欄に定める号給とし、前項の規定により切替日における職務の級が医療職 給料表(三)の六級となる職員(附則第六項に規定する職員を除く。)の新号給は、旧号給と同じ号数の号給とする。

- 5 前項の規定により新号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後 の条例第四条第四項の規定の適用については、旧号給を受けていた期間(人事委員会の定 める職員にあっては、人事委員会の定める期間)を新号給を受ける期間に通算する。 (最高号給等の切替え等)
- 6 切替日の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替日からこの条例の施行の日の前日までの間における異動者等の号給等)

7 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の職員の給与に関する 条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により新たに給料表の適用を受けることと なった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあっ た職員のうち人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の 日における職務の級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人 事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者等の号給等の調整)

8 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

9 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

10 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則別表

旧号給	新号給
1から4まで	1

1	I I
5	2
6	3
7	4
8	5
9	6
10	7
11	8
12	9
13	10
14	11
15	12
16	12
17	13
18	14
19	15
20	15
21	16

附 則(平成四年条例第八号)

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則(平成四年条例第七一号)

この条例は、平成四年八月一日から施行する。

附 則(平成四年条例第九一号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日以降において規則で定める日から施行する。ただし、附則第十三項の規定は公布の日から、第十六条の二第一項の改正規定は平成五年一月一日から、第九条の二第二項第一号、第九条の三及び第九条の四の改正規定、別表第一から別表第五までの改正規定(別表第二に係る部分のうち職務の級十級に係るものに限る。)並びに附則第九項の規定は同年四月一日から施行する。

(平成四年規則第一○○号で平成四年一二月二五日から施行)

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項及び第十項において同

じ。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成四年四月一日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 平成四年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者等の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者等の号給等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(扶養手当に関する経過措置)

- 6 次の各号のいずれかに該当する者は、速やかにその旨(第一号に該当する者にあっては その者が職員となった日において、第二号に該当する者にあっては切替日において、第三 号に該当する者にあってはその者が同号に該当する者となった日において、これらの者に 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)がな く、かつ、改正前の条例第八条第二項第二号から第五号までの扶養親族がなかったときは、 配偶者がなかった旨を含む。)を任命権者に届け出なければならない。
 - 一 切替期間において新たに職員となった者であって、その者が職員となった日に、昭和 四十九年四月一日以前に生まれた者で改正後の条例第八条第二項第二号又は第四号の 扶養親族たる要件を具備するもの(以下「新規扶養親族たる子等」という。)を有して いたもの
 - 二 切替日において、その前日から引き続き、新規扶養親族たる子等がある職員であった

者

- 三 切替期間において、新たに新規扶養親族たる子等を有する職員となった者
- 四 切替期間において、新規扶養親族たる子等で扶養親族たる要件を欠くに至ったものが ある職員であった者
- 五 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者(改正前の条例第九条第一項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者を除く。)があった職員であって、切替期間において配偶者がない職員となり、かつ、その配偶者がない職員となった日に改正前の条例第 人条第二項第二号から第五号までの扶養親族がなかったもの
- 六 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者がなかった職員であって、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となり、かつ、その配偶者がある職員となった日 に改正前の条例第八条第二項第二号から第五号までの扶養親族がなかったもの
- 7 前項の規定による届出を行った者に対する改正後の条例第九条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「同項の規定による届出に」とあるのは「同項又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成四年福島県条例第九十一号。以下「改正条例」という。)附則第六項の規定による届出に」と、「同項第二号」とあるのは「前項第二号」と、「届出が、これにかかる事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その」とあるのは「届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたとき、又は改正条例附則第六項の規定による届出が改正条例の施行の日から三十日を経過した後にされたときは、それぞれその」とし、同条第三項中「扶養親族で同項」とあるのは「扶養親族で同項又は改正条例附則第六項」と、「同項第二号」とあるのは「第一項第二号」と、「(扶養親族たる子、父母等で同項」とあるのは「(扶養親族たる子、父母等で同項又は改正条例附則第六項」と、」のうち扶養親族たる子、父母等で同項又は改正条例附則第六項」とあるのは「のうち扶養親族たる子、父母等で第一項又は改正条例附則第六項」とする。
- 8 職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合に関する改正後の条例第九条 第二項ただし書(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、 同条第二項ただし書中「これにかかる事実の生じた日から十五日」とあるのは、「職員の 給与に関する条例の一部を改正する条例(平成四年福島県条例第九十一号)の施行の日か ら三十日」とする。
 - 一 施行日から十五日以内に新たに職員となった者に新規扶養親族たる子等がある場合
 - 二 施行日から十五日以内に新たに新規扶養親族たる子等を有するに至った場合
 - 三 施行日から十五日以内に新規扶養親族たる子等がある職員が配偶者のない職員とな

り、かつ、その配偶者のない職員となった日に改正前の条例第八条第二項第二号から第 五号までの扶養親族がない場合

(調整手当に関する暫定措置)

9 平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの間においては、改正後の職員の給与に関する条例第九条の二第二項第一号中「百分の十二」とあるのは、「百分の十一」とする。

(住居手当に関する経過措置)

10 切替期間において、改正前の条例第九条の五の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第九条の五の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第九条の五の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第九条の五の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第九条の五の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第九条の五の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第九条の五の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から平成五年三月三十一日(同日前に人事委員会規則で定める事由が生じた職員にあっては、人事委員会規則で定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

11 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

12 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

13 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和二十八年福島県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成五年条例第四号)

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

附 則(平成五年条例第五八号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十六条の二第一項の改正規定は平成六年一月一日から、第十三条、第十四条第二項及び第十五条の二第二項の改正規定は同年四月一日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成五年四月一日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 平成五年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替日からこの条例の施行の日の前日までの間における異動者等の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の職員の給与に関する 条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により新たに給料表の適用を受けることと なった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあっ た職員のうち人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の 日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定める ところによる。

(切替日前の異動者等の号給等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(期末手当の額の特例)

6 平成五年十二月に改正前の条例第十七条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第十七条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第二項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

- 7 前項の規定の適用を受けた職員の平成六年三月に支給されるべき期末手当の額は、改正 後の条例第十七条第二項の規定にかかわらず、前項に規定する差額に相当する額を同条の 規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額から減じた額とする。 (給与の内払)
- 8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

9 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則(平成六年条例第八二号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十六条の二第一項の改正規定は平成七年一月一日から、第二条第一項、第十二条、第十六条及び第十六条の五の改正規定、別表第一から別表第五までの改正規定中別表第三イの備考に係る部分並びに附則第十項の規定は同年四月一日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正後の職員の給与に関する条例(第三条第九項、第十八条第五項及び第十八条の五第 一項を除く。以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成六年四月一日から適用する。 (最高号給等の切替え等)
- 3 平成六年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給又 は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及 びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替日からこの条例の施行の日の前日までの間における異動者等の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の職員の給与に関する 条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により新たに給料表の適用を受けることと なった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあっ た職員のうち人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の 日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定める ところによる。

(切替日前の異動者等の号給等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職

員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(期末手当の額の特例)

- 6 平成六年十二月に改正前の条例第十七条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第十七条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第二項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
- 7 前項の規定の適用を受けた職員の平成七年三月に支給されるべき期末手当の額は、改正 後の条例第十七条第二項の規定にかかわらず、前項に規定する差額に相当する額を同条の 規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額から減じた額とする。 (給与の内払)
- 8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

9 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正)

10 福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例(昭和四十六年福島県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成七年条例第二号)

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則(平成七年条例第五○号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成七年条例第六九号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第九条の五、第十条第二項及び第十六条 の二第一項の改正規定は、平成八年一月一日から施行する。 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成七年四月一日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 平成七年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給又 は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及 びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替日からこの条例の施行の日の前日までの間における異動者等の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、 改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により新たに 給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若 しくは給料月額に異動のあった職員のうち人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規 定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けること となる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者等の号給等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(施行日から平成八年三月三十一日までの間における異動者等の号給等の調整)

6 施行日から平成八年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人 事委員会が定める。

附 則(平成八年条例第三六号)

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第十六条の二第一項の改正規定は、 平成九年一月一日から施行する。

(平成八年規則第七九号で平成八年一二月二六日から施行)

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第七項において同じ。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成八年四月一日から適用する。

(特定の号給の切替え等)

- 3 平成八年四月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の受ける号給(以下「旧号給」という。)が附則別表のアから工までの表(以下「切替表」という。)の旧号給欄に掲げられている号給である職員(附則第六項に規定する職員を除く。以下「特定号給職員」という。)のうち、旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員及び旧号給が同欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。次項及び附則第五項において同じ。)が同欄に定める期間に達しているものの切替日における号給は、旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給とする。
- 4 特定号給職員のうち、旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間が同欄に定める期間に達していないものは、平成八年七月一日、同年十月一日又は平成九年一月一日のうち、切替日から起算して同欄に定める期間と切替日において旧号給を受けていた期間との差に相当する期間を経過した日以後の直近の日に、旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給を受けるものとし、その者の切替日から当該直近の日の前日までの間における給料月額は、旧号給に対応する切替表の暫定給料月額欄に定める額とする。
- 5 附則第三項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降に おける最初の改正後の条例第四条第四項の規定の適用については、その者が切替日におい て旧号給を受けていた期間(その者の旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのある号給で ある場合にあっては、切替日において旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する

同欄に定める期間を減じた期間)を切替日における号給を受ける期間に通算する。 (最高号給等の切替え等)

6 切替日の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額 を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算さ れることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者等の号給等)

- 7 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日(以下「異動日等」という。)における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。この場合において、その給料月額が切替表の暫定給料月額欄に定める額とされた職員の当該給料月額を受けることがなくなった日における号給は、人事委員会が定める。
- 8 前項の規定により異動日等における号給を決定される職員のうち、同項の規定による号給の額が改正前の条例の規定により異動日等において受けていた給料月額(改正前の条例別表第三イの備考の規定の適用を受けていた職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額)に達しない職員の当該号給を受ける間の給料月額(改正後の条例別表第三イの備考の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額)は、改正後の条例別表第三、別表第四及び別表第五アの給料表の額にかかわらず、当該異動日等において受けていた給料月額とする。

(切替日前の異動者等の号給等の調整)

9 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。この場合においては、附則第七項後段の規定を準用する。

(施行日から平成九年三月三十一日までの間における異動者等の号給等の調整)

10 施行日から平成九年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受ける

こととなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(改正後の条例第四条等の規定の適用の経過措置)

- 11 改正後の条例第四条第一項及び第二項、第十八条の二第二項並びに別表第三イの備考の規定の切替日から平成八年十二月三十一日までの間における適用については、改正後の条例第四条第一項中「号給」とあるのは「号給又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成八年福島県条例第三十六号)附則別表のアからエまでの表の暫定給料月額欄に定める給料月額(以下「暫定給料月額」という。)」と、同条第二項及び改正後の条例第十八条の二第二項中「号給」とあるのは「号給又は暫定給料月額」と、改正後の条例別表第三イの備考の規定中「この表の額」とあるのは「この表の額又は暫定給料月額」とする。
- 12 切替表の暫定給料月額欄に定める給料月額を受ける職員に対する改正後の条例第四条 第五項の規定の切替日から平成八年十二月三十一日までの間における適用については、人 事委員会規則で定める。

(給与の内払)

13 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

14 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 人事委員会が定める。

附則別表

特定号給職員の号給の切替表

ア 教育職給料表(一)の適用を受ける者

旧号	職務の級											
給	1級 2級 3級 4級									汲		
	新号	新号 期間 暫定給料		新号	期間	暫定給料	新号	期間	暫定給料	新号	期間	暫定給料
	給		月額	給		月額	給		月額	給		月額
		月	円		月	円		月	円		月	円
1				1	3	250,200	1			1	6	359,000

2 2 6 259,600 2 3 297,200 2 9 371,300 3 3 9 269,100 3 6 308,400 2 9 371,300 4 4 4 4 9 319,700 3 4 4 9 319,700 3 4 4 9 319,700 3 4 4 9 319,700 3 4 3 300,000 7 8 8	1	i	ı ı	ı i			ı i			ı i		Ī	
4 4 4 9 319,700 3 5 5 6 4 3 288,700 4 4 6 6 6 5 6 298,800 5 3 342,500 5 7 7 3 248,800 6 9 309,300 6 6 353,900 6 8 8 6 258,200 6 7 9 365,200 7 9 9 9 267,400 7 3 330,000 7 8 10 9 8 6 340,000 8 9 10 11 10 3 286,000 9 9 350,000 9 10 11 12 11 6 295,200 9 10 11 12 13 14 12 11 12 13 14 14 15 15 13 12 13 14 15 16 18 16 15 16 17	2	2			2	6	259,600	2	3	297,200	2	9	371,300
5 5 6 6 6 298,800 5 3 342,500 5 7 7 3 248,800 6 9 309,300 6 6 353,900 6 8 8 6 258,200 6 7 9 365,200 7 9 9 9 267,400 7 3 330,000 7 8 10 9 8 6 340,000 8 9 10 11 10 3 286,000 9 9 350,000 9 10 11 12 11 6 295,200 9 10 11 12 14 12 11 12 13 14 12 14 12 13 14 15 16 18 16 15 16 17 18 20 18 17 18 19 20	3	3			3	9	269,100	3	6	308,400	2		
6 6 6 298,800 5 3 342,500 5 6 298,800 6 6 353,900 6 6 353,900 6 8 8 6 258,200 6 7 9 365,200 7 8 8 10 9 9 267,400 7 3 330,000 7 8 8 9 11 10 3 286,000 9 9 350,000 9 10 11 12 11 12 11 12 11 12 13 14 12 13 14 12 13 14 15 14 15 14 15 16 17 18 16 17 18 19 20 21 20 21 22	4	4			3			4	9	319,700	3		
7 7 3 248,800 6 9 309,300 6 6 353,900 6 8 8 6 258,200 6 7 9 365,200 7 9 9 9 267,400 7 3 330,000 8 9 11 10 3 286,000 9 9 350,000 9 10 12 11 6 295,200 9 10 11 12 13 12 9 304,300 10 11 12 13 14 12 11 12 13 14 15 13 12 13 14 16 14 13 14 15 16 18 16 15 16 17 18 20 18 17 18 19 20 22 20 19 20 21 22 24 22 23 24 25 28 26 24	5	5			4	3	288,700	4			4		
8 8 6 258,200 6 0 7 9 365,200 7 9 9 9 267,400 7 3 330,000 7 8 10 9 8 6 340,000 8 9 10 11 10 3 286,000 9 9 350,000 9 10 11 12 11 6 295,200 9 10 11 12 14 12 9 304,300 10 11 12 13 14 12 11 12 13 14 15 13 12 13 14 15 17 15 14 15 16 17 18 18 16 15 16 17 18 19 21 19 18 19 20 21 22 22 20 19 20 21 22 24 22 23 24 24 27 </td <td>6</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>6</td> <td>298,800</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>342,500</td> <td>5</td> <td></td> <td></td>	6	6			5	6	298,800	5	3	342,500	5		
9 9 9 267,400 7 3 330,000 7 8 8 9 11 10 3 286,000 9 9 350,000 9 10 11 12 11 6 295,200 9 10 11 12 11 12 13 14 12 13 14 15 13 14 15 13 14 15 14 15 16 17 18 16 17 18 19 20 21 20 21 22 22 22 22 22 23 24 22 22 23 24 24 25 28 26 25 25 29 27 26 30 28 31 29 10 10 11 11 12 13 14 15 16 15 16 17 18 19 20 21 20 21 22 22 22 22 22 22 23 24 22 22 23 24 <td>7</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>248,800</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>309,300</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>353,900</td> <td>6</td> <td></td> <td></td>	7	7	3	248,800	6	9	309,300	6	6	353,900	6		
10 9 8 6 340,000 8 9 11 10 3 286,000 9 9 350,000 9 10 12 11 6 295,200 9 10 11 12 14 12 9 304,300 10 11 12 13 15 13 12 13 14 15 14 16 14 13 14 15 16 17 19 17 16 17 18 19 20 21 20 18 17 18 19 20 21 22 22 21 22 22 21 22 22 23 24 22 23 24 25 28 26 25 25 28 26 25 25 28 26 25 25 26 25 26 25 26 25 26 26 25 26 26 25 26 26 26 26 26 <	8	8	6	258,200	6			7	9	365,200	7		
11 10 3 286,000 9 9 350,000 9 10 11 12 11 6 295,200 9 10 11 12 14 12 9 304,300 10 11 12 13 15 13 12 13 14 15 16 14 13 14 15 16 18 16 15 16 17 18 20 18 17 18 19 20 21 19 20 21 22 23 21 20 21 22 24 22 21 22 25 23 24 25 28 26 25 25 29 27 26 30 28 31 29 1	9	9	9	267,400	7	3	330,000	7			8		
12 11 6 295,200 9 10 11 12 13 12 9 304,300 10 11 12 13 14 12 11 12 13 14 15 13 14 15 16 17 15 14 15 16 18 16 15 16 17 18 20 18 17 18 19 20 21 19 20 21 22 23 21 20 21 22 24 22 21 22 25 23 24 25 28 26 25 25 29 27 26 26 30 28 31 29	10	9			8	6	340,000	8			9		
13 12 9 304,300 10 11 12 13 13 14 13 14 15 15 13 14 15 16 17 15 16 17 18 16 17 18 19 20 21 20 21 20 21 22 22 22 23 24 22 23 24 25 28 26 25 29 27 26 30 28 31 29 10 11 12 13 14 14 15 14 15 16 17 18 16 17 18 19 20 18 19 20 21 20 21 20 21 22 22 22 23 24 22 22 23 24 22 23 24 25 25 26 25 26 25 26 25 26 25 26 25 26 25 26 25 26 25 26 26 26 26 26	11	10	3	286,000	9	9	350,000	9			10		
14 12 11 12 13 14 15 13 14 15 14 15 16 14 13 14 15 16 17 15 14 15 16 17 19 17 16 17 18 19 20 18 17 18 19 20 21 19 20 21 22 23 21 20 21 22 24 22 21 22 25 23 24 25 28 26 25 24 29 27 26 30 28 31 29	12	11	6	295,200	9			10			11		
15 13 12 13 14 15 16 14 13 14 15 16 17 15 16 17 18 18 16 17 18 19 20 18 17 18 19 21 19 18 19 20 22 20 19 20 21 23 21 22 21 22 24 22 21 22 23 26 24 23 24 25 28 26 25 25 25 29 27 26 30 28 31 29 29 20 21 25	13	12	9	304,300	10			11			12		
16 14 13 14 15 16 16 17 16 17 18 17 18 19 19 20 21 19 20 21 22 20 21 22 22 21 22 22 22 22 23 24 22 23 24 25 23 24 25 25 29 27 26 30 28 31 29 14 15 16 17 18 19 19 20 21 20 21 22 21 22 22 22 22 23 22 23 24 25 24 25 24 25 25 26 25 26 30 28 31 29 10 <td< td=""><td>14</td><td>12</td><td></td><td></td><td>11</td><td></td><td></td><td>12</td><td></td><td></td><td>13</td><td></td><td></td></td<>	14	12			11			12			13		
17 15 14 15 16 17 18 16 15 16 17 18 19 17 16 17 18 19 20 18 17 18 19 20 21 19 20 21 22 23 21 20 21 22 24 22 21 22 23 26 24 23 24 25 28 26 25 26 25 29 27 26 30 28 31 29 1 15 16 17 18 19 20 21 20 21 22 24 22 23 24 25 28 26 25 26 30 28 31 29	15	13			12			13			14		
18 16 15 16 17 18 17 18 19 18 19 20 19 20 21 22 20 21 22 21 22 22 21 22 22 23 22 23 24 22 23 24 25 28 26 25 29 27 26 30 28 31 29 10 17 18 19 19 20 21 20 21 22 21 22 22 22 23 22 23 24 25 24 25 25 25 25 25 26 25 26 30 28 31 29 29 27 26 30 28 31 29 20 20 21 22 25 25 26 25 26 25 26 <td< td=""><td>16</td><td>14</td><td></td><td></td><td>13</td><td></td><td></td><td>14</td><td></td><td></td><td>15</td><td></td><td></td></td<>	16	14			13			14			15		
19 17 16 17 18 19 20 18 17 18 19 20 21 19 20 21 22 23 21 20 21 22 24 22 21 22 25 23 22 23 26 24 23 24 27 25 24 25 29 27 26 30 28 31 29	17	15			14			15			16		
20 18 17 18 19 21 19 18 19 20 22 20 19 20 21 23 21 20 21 22 24 22 21 22 25 23 22 23 26 24 23 24 27 25 24 25 28 26 25 29 27 26 30 28 31 29	18	16			15			16			17		
21 19 22 20 23 21 24 22 25 23 26 24 27 25 28 26 29 27 30 28 31 29	19	17			16			17			18		
22 20 19 20 21 23 21 20 21 22 24 22 21 22 23 25 23 24 23 24 27 25 24 25 28 26 25 26 30 28 31 29	20	18			17			18			19		
23 21 20 21 22 24 22 21 22 25 23 22 23 26 24 23 24 27 25 24 25 28 26 25 29 27 26 30 28 31 29	21	19			18			19			20		
24 22 25 23 26 24 27 25 28 26 29 27 30 28 31 29	22	20			19			20			21		
25 23 26 24 27 25 28 26 29 27 30 28 31 29	23	21			20			21			22		
26 24 27 25 28 26 29 27 30 28 31 29	24	22			21			22					
27 25 28 26 29 27 30 28 31 29	25	23			22			23					
28 26 29 27 30 28 31 29	26	24			23			24					
29 27 30 28 31 29	27	25			24			25					
30 28 31 29	28	26			25								
31 29	29	27			26								
	30	28											
32 30	31	29											
	32	30											

33	31						
34	32						
35	33						

イ 教育職給料表(二)の適用を受ける者

旧号給	職務の級											
		2สั	殁		3	級						
	新号給	期間	暫定給料月額	新号給	期間	暫定給料月額						
		月	円		月	円						
1				1	3	308,000						
2	2			2	6	318,100						
3	3			3	9	328,300						
4	4			3								
5	5			4								
6	6			5								
7	7	3	228,800	6								
8	8	6	237,200	7								
9	9	9	245,800	8								
10	9			9								
11	10	3	263,200	10								
12	11	6	273,100	11								
13	12	9	283,000	12								
14	12			13								
15	13	3	302,800	14								
16	14	6	312,700	15								
17	15	9	322,800	16								
18	15			17								
19	16			18								
20	17			19								
21	18			20								
22	19			21								
23	20			22								

1	i	Ī	i	1	ı	ı	
24	21						
25	22						
26	23						
27	24						
28	25						
29	26						
30	27						
31	28						
32	29						
33	30						
34	31						
35	32						

ウ 研究職給料表の適用を受ける者

旧		職務の級										
号		2級			3級		4級					
給	新号給	期間	暫定給料月	新号給	期間	暫定給料月	新号給	期間	暫定給料月			
			額			額			額			
		月	円		月	円		月	円			
1				1			1					
2	2			2	3	265,300	2	3	306,300			
3	3			3	6	275,300	3	6	316,700			
4	4			4	9	285,300	4	9	327,300			
5	5			4			4					
6	6			5	3	305,300	5					
7	7	3	229,400	6	6	315,500	6					
8	8	6	238,100	7	9	325,800	7					
9	9	9	246,800	7			8					
10	9			8			9					
11	10	3	263,300	9			10					
12	11	6	270,900	10			11					
13	12	9	278,400	11			12					

1 1		Ì	l i	1	i	ı		1	Ī	1
14	12			12			13			
15	13			13			14			
16	14			14			15			
17	15			15			16			
18	16			16			17			
19	17			17			18			
20	18			18			19			
21	19			19			20			
22	20			20			21			
23	21			21			22			
24	22			22						
25	23			23						
26	24			24						
27	25									
28	26									
29	27									
30	28									

エ 医療職給料表(一)の適用を受ける者

旧					職務の	級						
号		1級			2級		3級					
給	新号給	期間	暫定給料月	新号給	期間	暫定給料月	新号給	期間	暫定給料月			
			額			額			額			
		月	円		月	円		月	円			
1				1			1	9	334,900			
2	2			2	3	308,300	1					
3	3			3	6	320,400	2	3	360,000			
4	4	3	257,000	4	9	332,700	3	6	372,600			
5	5	6	268,500	4			4	9	385,200			
6	6	9	280,500	5	3	357,500	4					
7	6			6	6	369,900	5					
8	7	3	304,600	7	9	382,400	6					

1 1			1			1		
9	8	6	316,600	7		7		
10	9	9	328,300	8		8		
11	9			9		9		
12	10	3	348,000	10		10		
13	11	6	357,600	11		11		
14	12	9	367,100	12		12		
15	12			13		13		
16	13			14		14		
17	14			15		15		
18	15			16		16		
19	16			17		17		
20	17			18		18		
21	18			19		19		
22				20		20		
23				21		21		
24				22		22		
25				23		23		

附 則(平成九年条例第三号)

(施行期日)

1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

(寒冷地手当の基準額に関する経過措置)

2 平成九年二月二十八日以前から引き続き第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第十八条第一項に規定する寒冷地に在勤する職員の寒冷地手当(その支給すべき事由の生じた日が平成十二年度の第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第十八条第一項に規定する基準日(以下「基準日」という。)に対応する同項後段の人事委員会規則で定める日(以下「指定日」という。)以前であるものに限る。)について、同条第五項の規定によるものとした場合の基準額(以下「改正後の基準額」という。)が、みなし基準額(平成八年八月九日(同日の翌日から平成九年二月二十八日までの間に新たに職員となった者にあっては、職員となった日。以下「平成八年度基準日」という。)における改正後の条

例の規定による当該職員の給料の月額と平成八年度基準日におけるその者の扶養親族の数に応じて改正後の条例第八条第三項及び第四項の規定の例により算出した額との合計額(同条の規定が適用されない職員にあっては、改正後の条例の規定による平成八年度基準日における給料の月額)又は五十八万三千円のいずれか低い額に平成九年二月二十八日において当該職員の在勤していた地域に応じて改正前の条例第十八条第三項の表に定める支給割合を乗じて得た額と同日において当該職員の在勤していた地域及び同日における当該職員の世帯等の区分に応じて同表に定める額を合算した額(同日の翌日から平成十二年度の基準日に対応する指定日までの間に当該職員が改正後の基準額の異なる地域に異動した場合その他の人事委員会規則で定める場合にあっては、その定める額)をいう。以下同じ。)に達しないこととなる場合において、みなし基準額から改正後の基準額を減じた額が次の表の上欄に掲げる寒冷地手当を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分に応じ同表の下欄に定める額を超えるときは、改正後の条例第十八条第五項の規定にかかわらず、みなし基準額から同表の上欄に掲げる当該期間の区分に応じ同表の下欄に定める額を減じた額をもって当該職員に係る同項の基準額とする。

平成九年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで	二万円
平成十年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで	四万円
平成十一年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで	六万円
平成十二年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで	八万円

(福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正)

3 福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例(昭和四十六年福島県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成九年条例第六二号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - (特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年福島県条例第百一号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正)

3 福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例(昭和四十六年福

島県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成九年条例第七三号)

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第九条の五第二項第二号、第十条 第二項第一号及び第三号並びに第十六条の二第一項の改正規定は平成十年一月一日から、 第九条の五第一項第一号及び第三号並びに第二項第一号の改正規定は同年四月一日から 施行する。

(平成九年規則第九三号で平成九年一二月二四日から施行)

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成九年四月一日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成九年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の 号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料 月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。 (切替期間における異動者等の号給等)
- 4 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者等の号給等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(施行日から平成十年三月三十一日までの間における異動者等の号給等の調整)

6 施行日から平成十年三月三十一日までの間において、改正後の条例の規定により、新た

に給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人 事委員会が定める。

附 則(平成一○年条例第五九号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項、第十六条の二第一項、第十六条の四第二項、第十七条第二項及び第十七条の四第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに第十八条の七及び第十九条の改正規定は平成十一年一月一日から、第九条の四の改正規定、第九条の五第一項に一号を加える改正規定、同条第二項の改正規定、同項に一号を加える改正規定、第十八条の二第三項の改正規定並びに附則第七項から第九項まで及び第十二項の規定は同年四月一日から、第十八条第一項の改正規定は平成十二年一月一日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成十年四月一日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成十年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の 号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料 月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。 (切替期間における異動者等の号給等)
- 4 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、 この条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規

定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、 改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれら を受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者等の号給等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(施行日から平成十一年三月三十一日までの間における異動者等の号給等の調整)

6 施行日から平成十一年三月三十一日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(調整手当に係る経過措置)

- 7 平成十一年四月一日の前日において改正前の職員の給与に関する条例第九条の四の規 定に基づき調整手当の支給を受けていた職員については、改正後の職員の給与に関する条 例の規定にかかわらず、平成十二年三月三十一日までの間に限り、改正前の職員の給与に 関する条例第九条の四の規定は、なおその効力を有する。
- 8 平成十一年四月一日の前日において改正前の職員の給与に関する条例第九条の二の規定に基づき調整手当の支給を受けていた職員については、その在勤する地域を異にして異動した場合(同日以後の最初の異動の場合に限る。)に限り、改正後の職員の給与に関する条例の規定にかかわらず、改正前の職員の給与に関する条例第九条の四第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「三年」とあるのは、「一年」とする。
- 9 平成十一年四月一日以後において国又は他の地方公共団体(以下「国等」という。)の 職員から引き続いて新たに職員となった者(当該国等の職員となる際に、職員から引き続 いて当該国等の職員となった者に限る。)については、前項の規定による調整手当を支給

される職員との権衡上必要があると認められる範囲内で、人事委員会規則で定めるところにより、改正前の職員の給与に関する条例第九条の四の規定の例により、調整手当を支給する。

(給与の内払)

10 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

11 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 人事委員会が定める。

(福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正)

12 福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例(昭和四十六年 福島県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成一一年条例第五一号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十六条の二第一項の改正規定は平成十二年一月一日から、第十一条の三第一項、第十七条第二項及び第十七条の五第二項の改正規定は同年四月一日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成十 一年四月一日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成十一年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高 の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給 料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。 (切替期間における異動者等の号給等)
- 4 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれら

を受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者等の号給等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(施行日から平成十二年三月三十一日までの間における異動者等の号給等の調整)

6 施行日から平成十二年三月三十一日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成十二年三月に支給する期末手当及び期末特別手当の割合等の特例)

- 7 平成十二年三月に支給する期末手当に関する改正後の条例第十七条第二項及び期末特別手当の支給に関する改正後の条例第十七条の五第二項の規定の適用については、改正後の条例第十七条第二項及び第十七条の五第二項中「百分の五十五」とあるのは、「百分の二十五」とする。
- 8 改正後の条例第十七条及び前項の規定により平成十二年三月に支給されることとなる 期末手当の額が第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より低い額となる 職員の同月に支給されるべき期末手当の額は、同条及び同項の規定にかかわらず、第一号 に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額とする。
 - 一 前項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき改正後の条例第十七条の 規定により平成十二年三月に支給されることとなる期末手当の額
 - 二 平成十二年三月に支給されることとなる期末手当に関し、改正後の条例第十七条第二項の期末手当基礎額について、同条第三項及び第四項の規定にかかわらず、扶養手当の月額以外の額にあってはこの条例の公布の日における額、扶養手当の月額にあってはその基準日における額とし、前項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条第二項中「百分の五十五」とあるのは、「百分の三十」と読み替えて同条の規定を適

用して得た額

9 平成十一年十二月二日以後に新たに改正後の条例第十七条の規定の適用を受けることとなった職員の平成十二年三月に支給される期末手当については、前項の規定は適用しない。

(給与の内払)

10 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

11 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 人事委員会が定める。

附 則(平成一二年条例第一九二号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四条第四項及び第七項、第十条第二項、 第十七条第二項、第十七条の四第二項並びに第十七条の五第二項の改正規定は、平成十三 年四月一日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第八項において同じ。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成十二年四月一日から適用する。

(昇給停止に関する経過措置)

- 3 平成十三年四月一日(以下この項及び次項において「基準日」という。)前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、基準日において五十五歳(医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあっては、五十七歳。以下「昇給停止年齢」という。)に達した日以後の最初の三月三十一日を超えて在職する職員(基準日においてこの条例による改正前の職員の給与に関する条例第四条第七項の人事委員会規則で定める年齢を超えていない職員に限る。以下「昇給停止年齢超過職員」という。)の昇給については、なお従前の例による。
- 4 基準日前から引き続き給料表の適用を受け、基準日後に昇給停止年齢に達した日以後の 最初の三月三十一日を超えて在職する職員で、基準日の前日におけるその年齢と昇給停止 年齢との近接の度を考慮して昇給停止年齢超過職員との権衡上必要があると認められる もののうち、基準日において五十一歳(医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあって は、五十三歳)に達した日以後の最初の三月三十一日を超えて在職する職員(以下「五十

一歳等超過職員」という。)については、平成十八年三月三十一日までの間、この条例による改正後の職員の給与に関する条例(以下この項において「新条例」という。)第四条第七項本文の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日以後の最初の三月三十一日後も、人事委員会規則の定めるところにより、昇給させることができるものとし、五十一歳等超過職員以外の職員及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外の職員で基準日における年齢が五十一歳を超え、五十二歳を超えていないものについては、新条例第四条第七項本文の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日以後の最初の三月三十一日後も、平成十八年四月一日までの間において人事委員会規則の定めるところにより、昇給させることができる。基準日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、任用の事情等を考慮して昇給停止年齢超過職員又は五十一歳等超過職員との権衡上必要があると認められる職員として人事委員会規則で定める職員についても、同様とする。

(平成十三年三月に支給する期末手当及び期末特別手当の割合等の特例)

- 5 平成十三年三月に支給する期末手当に関する改正後の条例第十七条第二項及び期末特別手当の支給に関する改正後の条例第十七条の五第二項の規定の適用については、改正後の条例第十七条第二項中「百分の五十五」とあるのは「百分の三十五」と、改正後の条例第十七条の五第二項中「百分の五十五」とあるのは「百分の四十」とする。
- 6 改正後の条例第十七条及び前項の規定により平成十三年三月に支給されることとなる 期末手当の額が第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より低い額となる 職員の同月に支給されるべき期末手当の額は、同条及び同項の規定にかかわらず、第一号 に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額とする。
 - 一 前項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき改正後の条例第十七条の 規定により平成十三年三月に支給されることとなる期末手当の額
 - 二 平成十三年三月に支給されることとなる期末手当に関し、改正後の条例第十七条第二項の期末手当基礎額について、同条第三項及び第四項の規定にかかわらず、扶養手当の月額以外の額にあってはこの条例の公布の日において受けるべき額、扶養手当の月額にあってはその基準日において受けるべき額とし、前項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条第二項中「百分の五十五」とあるのは、「百分の十五」と読み替えて同条の規定を適用して得た額及び改正後の条例第十七条の四第二項の勤勉手当基礎額について、この条例の公布の日おける額に百分の五を乗じて得た額の合計額
- 7 平成十二年十二月二日以後に新たに改正後の条例第十七条の規定の適用を受けること となった職員の平成十三年三月に支給される期末手当については、前項の規定は適用しな

V10

(給与の内払)

8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の職員の給与に 関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払と みなす。

(人事委員会への委任)

9 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則(平成一三年条例第一号)

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成一三年条例第七三号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条第五項、第十七条第二項及び第三 項並びに第十七条の五第二項の改正規定は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成十三年四月一日から適用する。 (平成十四年三月に支給する期末手当及び期末特別手当の割合等の特例)
- 3 平成十四年三月に支給する期末手当に関する改正後の条例第十七条第二項及び期末特別手当の支給に関する改正後の条例第十七条の五第二項の規定の適用については、改正後の条例第十七条第二項及び第十七条の五第二項中「百分の五十五」とあるのは「百分の五十」とする。
- 4 改正後の条例第十七条及び前項の規定により平成十四年三月に支給されることとなる 期末手当の額が第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より低い額となる 職員の同月に支給されるべき期末手当の額は、同条及び同項の規定にかかわらず第一号に 掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額とする。
 - 一 前項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき改正後の条例第十七条の 規定により平成十四年三月に支給されることとなる期末手当の額
 - 二 平成十四年三月に支給されることとなる期末手当に関し、改正後の条例第十七条第二項の期末手当基礎額について、同条第四項及び第五項の規定にかかわらず、扶養手当の月額以外の額にあってはこの条例の公布の日において受けるべき額、扶養手当の月額にあってはその基準日において受けるべき額とし、前項の規定の適用がないものとした場

合に適用されるべき同条第二項中「百分の五十五」とあるのは、「百分の五」と読み替えて同条の規定を適用して得た額

5 平成十三年十二月二日以後に新たに改正後の条例第十七条の規定の適用を受けること となった職員の平成十四年三月に支給される期末手当については、前項の規定は適用しな い。

(人事委員会への委任)

6 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人 事委員会が定める。

附 則(平成一四年条例第二号)

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第三条第九項の改正規定(「保健婦、保健士、助産婦、看護婦、看護士、准看護婦及び准看護士」を「保健師、助産師、看護師及び准看護師」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

附 則(平成一四年条例第八五号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一四年条例第一○二号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第十七条、第十七条の四及び第十七条の五の改正規定は、 平成十五年四月一日から施行する。

(最高号給等の切替え等)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高 の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における号給又は給 料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。 (施行日前の異動者等の号給等の調整)
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成十五年三月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

- 4 平成十五年三月に支給する期末手当に関するこの条例(附則第一項ただし書に規定する 改正規定を除く。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下この項及び次項におい て「改正後の条例」という。)第十七条第二項及び第三項並びに期末特別手当に関する改 正後の条例第十七条の五第二項の規定の適用については、改正後の条例第十七条第二項中 「百分の五十五」とあるのは「百分の五十」と、同条第三項中「百分の三十」とあるのは 「百分の二十五」と、改正後の条例第十七条の五第二項中「百分の五十五」とあるのは「百 分の五十」とする。
- 5 平成十五年三月に支給する期末手当又は期末特別手当(以下この項において「期末手当等」という。)の額は、改正後の条例第十七条第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項から第六項まで、第十七条の五第二項から第五項まで又は第十九条第一項から第三項まで、第五項、第六項若しくは第八項並びに前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額(以下この項において「基準額」という。)から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に掲げる額が第一号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合において、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。
 - 一 平成十五年三月一日(期末手当等について改正後の条例第十七条第一項後段、第十七条の五第一項後段又は第十九条第八項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で平成十四年四月一日から施行日の前日までのもの(当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月一日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち給料、初任給調整手当及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与(次号において「給料等」という。)の額の合計額
 - 二 継続在職期間について改正後の条例の規定による給料月額(継続在職期間において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について人事委員会規則で定める給料月額)、初任給調整手当及び扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額
- 6 平成十四年四月一日から基準日までの間において福島県市町村立学校職員の給与等に 関する条例(昭和三十一年福島県条例第五十六号)の適用を受ける者その他の人事委員会

規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して 人事委員会規則で定めるものについては、前項各号に掲げる額に、それぞれ人事委員会規 則で定める額を加えるものとする。

(平成十五年六月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する経過措置)

7 平成十五年六月に支給する期末手当及び期末特別手当に関するこの条例による改正後の職員の給与に関する条例第十七条第二項及び第十七条の五第二項の規定の適用については、これらの規定中「六箇月以内」とあるのは「三箇月以内」と、同条例第十七条第二項第一号及び第十七条の五第二項第一号中「六箇月」とあるのは「三箇月」と、同条例第十七条第二項第二号及び第十七条の五第二項第二号中「五箇月以上六箇月未満」とあるのは「二箇月十五日以上三箇月未満」と、同条例第十七条第二項第三号及び第十七条の五第二項第三号中「三箇月以上五箇月未満」とあるのは「一箇月十五日以上二箇月十五日未満」と、同条例第十七条第二項第四号及び第十七条の五第二項第四号中「三箇月未満」とあるのは「一箇月十五日未満」とする。

(人事委員会への委任)

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は人事 委員会が定める。

附 則(平成一五年条例第八二号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年十二月一日から施行する。ただし、第十七条及び第十七条の五 の改正規定並びに附則第八項の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

(最高号給等の切替え等)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高 の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における号給又は給 料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。 (施行日前の異動者等の号給等の調整)
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成十五年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

- 4 平成十五年十二月に支給する期末手当に関するこの条例(附則第一項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下この項及び次項において「改正後の条例」という。)第十七条第二項及び第三項並びに期末特別手当に関する改正後の条例第十七条の五第二項の規定の適用については、改正後の条例第十七条第二項中「百分の百七十」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百五十」とあるのは「百分の百二十五」と、同条第三項中「百分の九十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の八十」とあるのは「百分の六十五」と、改正後の条例第十七条の五第二項中「百分の百八十」とあるのは「百分の百六十」とする。
- 5 平成十五年十二月に支給する期末手当又は期末特別手当(以下この項において「期末手当等」という。)の額は、改正後の条例第十七条第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項から第六項まで、第十七条の五第二項から第五項まで又は第十九条第一項から第三項まで、第五項、第六項若しくは第八項並びに前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(人事委員会規則で定める職員にあっては、第一号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。
 - 一 平成十五年四月一日(同月二日から同年十二月一日までの間に新たに職員となった者 (同年四月一日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める ものを除く。)にあっては、新たに職員となった日(当該日が二以上あるときは、当該 日のうち人事委員会規則で定める日))において職員が受けるべき給料、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当(職員の給与に関する条例第十条の二第二項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。)及び特地勤務手当(同条例第十一条の三の規定による手当を含む。)並びに福島
 - く。)及び特地勤務手当(同条例第十一条の三の規定による手当を含む。)並びに福島 県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例(昭和四十六年福島県 条例第七十号)第三条第一項に規定する教職調整額の月額の合計額に百分の一・一二を 乗じて得た額に、同年四月から施行日の属する月の前月までの月数(同年四月一日から 施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間そ の他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考 慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額
 - 二 平成十五年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額 に百分の一・一二を乗じて得た額

6 平成十五年四月一日から同年十二月一日までの間において福島県市町村立学校職員の 給与等に関する条例(昭和三十一年福島県条例第五十六号)の適用を受ける者その他の人 事委員会規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を 考慮して人事委員会規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次 に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び福島県市町村立学校職員の給与等に関する条 例(昭和三十一年福島県条例第五十六号)の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定 める者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める額」と、「第一号に掲げる額」とある のは「第一号に掲げる額及び当該人事委員会規則で定める額の合計額」とする。

(人事委員会への委任)

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人 事委員会が定める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

8 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和二十八年福島県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成一五年条例第九八号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 10 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の福島県立病院事業の設置等に関する条例、福島県個人情報保護条例、福島県情報公開条例及び福島県県立病院医師修学資金貸与条例(以下「改正前の条例」と総称する。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもので、施行日以後においては改正後の福島県立病院事業の設置等に関する条例、福島県個人情報保護条例、福島県情報公開条例及び福島県県立病院医師修学資金貸与条例(以下「改正後の条例」と総称する。)の相当規定により病院事業管理者が行うこととなる事務に係るものは、改正後の条例の規定により病院事業管理者がした処分その他の行為とみなす。
- 11 施行日前に改正前の条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で施行 日以後においては病院事業管理者が処理することとなる事務に係るものは、改正後の条例 の相当規定により病院事業管理者に対してなされた請求その他の行為とみなす。

附 則(平成一六年条例第七号)